
第四次基本計画 総括報告書

令和2年7月
東大和市

目次

1. 要旨	1
2. 第四次基本計画の構成（第2編 分野別計画）	1
3. 計画全体の総括	2
(1) 主な成果・活動指標	2
(2) 市民意識調査の結果	5
(3) まとめ	9
4. 基本目標別の総括	10
(1) 第1章 豊かな人間性と文化をはぐくむまち	10
(2) 第2章 健康であたたかい心のかよいあうまちを築くために	14
(3) 第3章 暮らしと産業が調和した活力あるまちを築くために	18
(4) 第4章 環境にやさしく安全で快適なまちを築くために	22
(5) 第5章 相互の理解と協力に支えられるまちを築くために	27
5. 施策別の総括	32
(1) 施策 1-1 学校教育の充実	32
(2) 施策 1-2 生涯学習の充実	35
(3) 施策 1-3 青少年の健全育成	37
(4) 施策 1-4 市民文化の振興	39
(5) 施策 1-5 スポーツ・レクリエーションの推進	41
(6) 施策 2-1 保健・医療の充実	43
(7) 施策 2-2 高齢者保健福祉の推進	45
(8) 施策 2-3 障害者福祉の推進	48
(9) 施策 2-4 児童福祉の推進	50
(10) 施策 2-5 社会保障の充実	53
(11) 施策 2-6 地域福祉の推進	55
(12) 施策 3-1 勤労者福祉の向上	57
(13) 施策 3-2 消費生活の充実	58
(14) 施策 3-3 都市農業の振興	60
(15) 施策 3-4 工業の振興	62
(16) 施策 3-5 商業の振興	64
(17) 施策 3-6 観光事業の推進	66
(18) 施策 4-1 市街地の整備	68
(19) 施策 4-2 良好な住宅環境の形成	70
(20) 施策 4-3 都市景観の形成	72
(21) 施策 4-4 道路・交通の整備	73
(22) 施策 4-5 緑の保全・創出	76
(23) 施策 4-6 防災・防犯体制の推進	78
(24) 施策 4-7 ごみ減量とリサイクルの推進	81
(25) 施策 4-8 環境の保全	83
(26) 施策 5-1 人権尊重・男女共同参画社会の確立	84
(27) 施策 5-2 ICT（情報通信技術）を活用した豊かな社会の実現	86
(28) 施策 5-3 共に支えあう地域社会の確立	88
(29) 施策 5-4 地域を越えたパートナーシップの確立	90
6. 参考 第3編「適正な行財政運営の実現」の主な成果・活動指標の達成状況等	92
(1) 全体の状況	92
(2) 節別の主な成果・活動指標の推移	94
(3) 平成25（2013）年度以降の主な取組と今後の課題等	95

1. 要旨

東大和市では、第二次基本構想（平成 14 年～令和 3 年度）の将来都市像である『人と自然が調和した生活文化都市 東大和』の実現に向けて、第四次基本計画（平成 25 年度～令和 3 年度）で掲げた施策に基づき、まちづくりを進めてきました。

令和 4（2022）年度を初年度とする第五次基本計画の策定にあたり、検討の基礎資料とするため、第四次基本計画の振り返りを行うこととします。

2. 第四次基本計画の構成（第 2 編 分野別計画）

第四次基本計画は、第 2 編の分野別計画において、第二次基本構想で掲げる 5 つの基本目標の達成に向けて、以下の 29 の施策を定めています。

基本目標	体系	施策
第 1 章 豊かな人間性と文化を はぐくむまちを築くた めに	1-1	第 1 節 学校教育の充実
	1-2	第 2 節 生涯学習の充実
	1-3	第 3 節 青少年の健全育成
	1-4	第 4 節 市民文化の振興
	1-5	第 5 節 スポーツ・レクリエーションの推進
第 2 章 健康であたたかい心 のかよいあうまちを築 くために	2-1	第 1 節 保健・医療の充実
	2-2	第 2 節 高齢者保健福祉の推進
	2-3	第 3 節 障害者福祉の推進
	2-4	第 4 節 児童福祉の推進
	2-5	第 5 節 社会保障の充実
	2-6	第 6 節 地域福祉の推進
第 3 章 暮らしと産業が調和し た活力あるまちを築く ために	3-1	第 1 節 勤労者福祉の向上
	3-2	第 2 節 消費生活の充実
	3-3	第 3 節 都市農業の振興
	3-4	第 4 節 工業の振興
	3-5	第 5 節 商業の振興
	3-6	第 6 節 観光事業の推進
第 4 章 環境にやさしく安全で 快適なまちを築くた めに	4-1	第 1 節 市街地の整備
	4-2	第 2 節 良好な住宅環境の形成
	4-3	第 3 節 都市景観の形成
	4-4	第 4 節 道路・交通の整備
	4-5	第 5 節 緑の保全・創出
	4-6	第 6 節 防災・防犯体制の推進
	4-7	第 7 節 ごみの減量とリサイクルの推進
	4-8	第 8 節 環境の保全
第 5 章 相互の理解と協力を支 えられるまちを築くた めに	5-1	第 1 節 人権尊重・男女共同参画社会の確立
	5-2	第 2 節 ICT(情報通信技術)を活用した豊かな社会の実現
	5-3	第 3 節 共に支えあう地域社会の確立
	5-4	第 4 節 地域を越えたパートナーシップの確立

3. 計画全体の総括

(1) 主な成果・活動指標

第四次基本計画では、「施策のめざす姿」にむけて取組が進んでいるかを測定するため、施策ごとに「主な成果・活動指標」を設定しており、全体で84指標があります（第3編「適正な行財政運営の実現」にある10指標は除く）。

「主な成果・活動指標」には、計画の最終年度である令和3（2021）年度の目標値が定められており、毎年度、市民意識調査等の結果に基づき、目標の達成状況を確認しています。

① 結果

第四次基本計画の計画期間である平成25（2013）年度以降に、目標値を達成した指標数及び達成率（目標値を達成した指標数を全体の指標数で除したもの）は以下のとおりです。

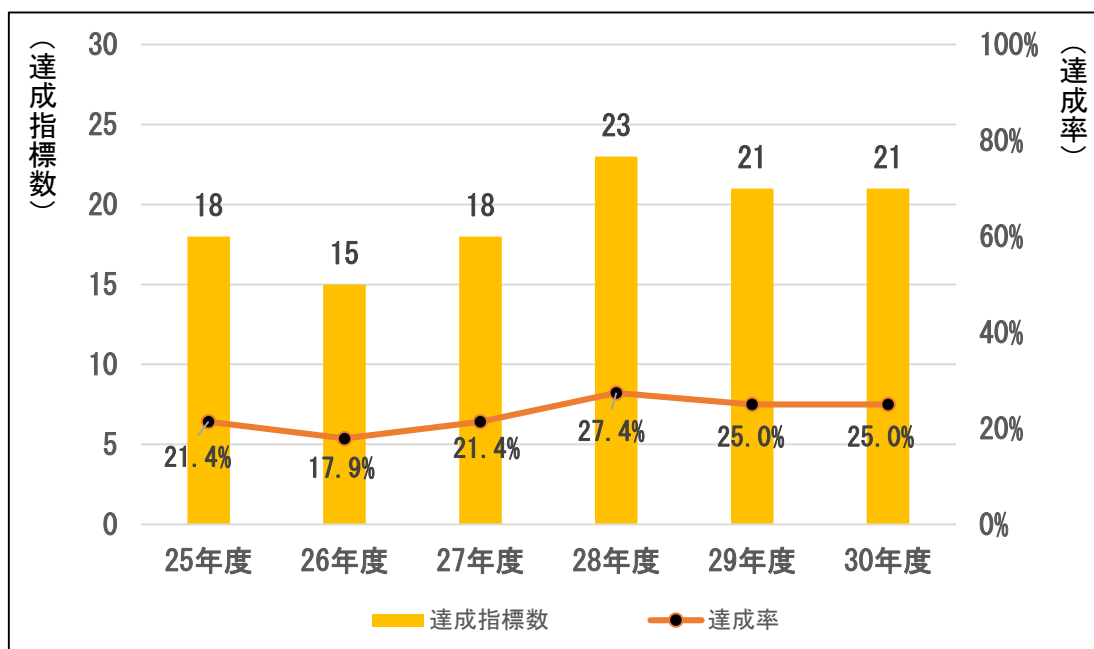
なお、この達成状況は、毎年度実施している市民意識調査等の結果を基に算出しているため、年度によって増減が生じています。

図表 主な成果・活動指標の達成状況

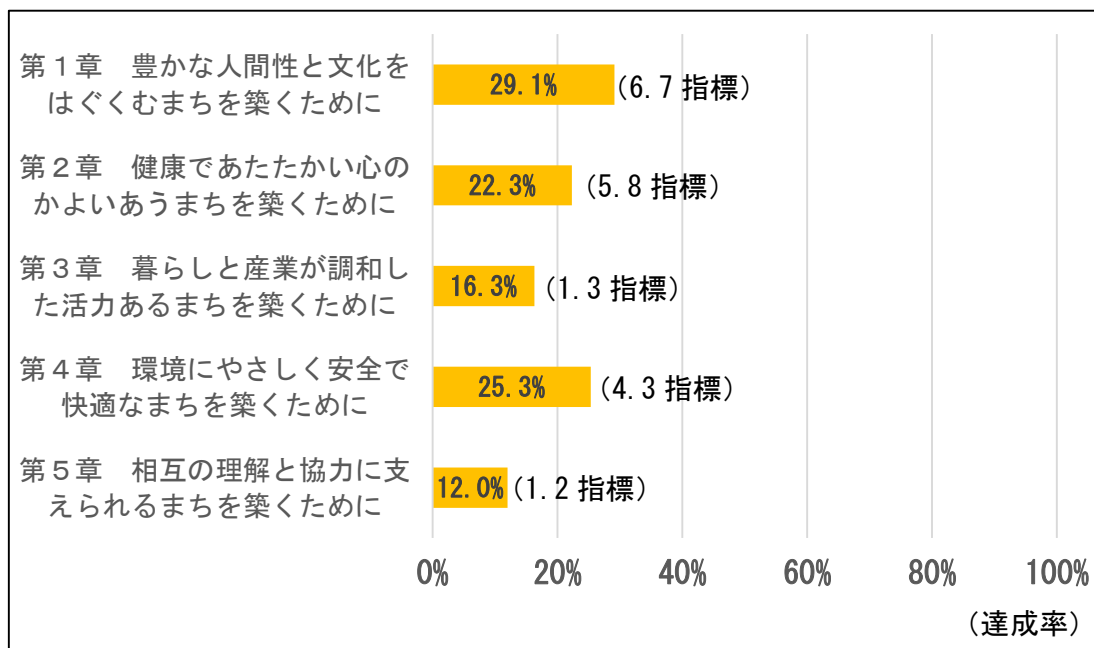
基本目標	全体指標数	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	平均
第1章 豊かな人間性と文化をはぐくむまちを築くために	23指標	6指標 (26.1%)	5指標 (21.7%)	7指標 (30.4%)	8指標 (34.8%)	8指標 (34.8%)	6指標 (26.1%)	6.7指標 (29.1%)
第2章 健康であたたかい心のかよいうまちを築くために	26指標	6指標 (23.1%)	5指標 (19.2%)	6指標 (23.1%)	6指標 (23.1%)	6指標 (23.1%)	6指標 (23.1%)	5.8指標 (22.3%)
第3章 暮らしと産業が調和した活力あるまちを築くために	8指標	0指標 (0.0%)	1指標 (12.5%)	2指標 (25.0%)	2指標 (25.0%)	2指標 (25.0%)	1指標 (12.5%)	1.3指標 (16.3%)
第4章 環境にやさしく安全で快適なまちを築くために	17指標	3指標 (17.6%)	3指標 (17.6%)	2指標 (11.8%)	6指標 (35.3%)	5指標 (29.4%)	7指標 (41.2%)	4.3指標 (25.3%)
第5章 相互の理解と協力を支えられるまちを築くために	10指標	3指標 (30.0%)	1指標 (10.0%)	1指標 (10.0%)	1指標 (10.0%)	0指標 (0.0%)	1指標 (10.0%)	1.2指標 (12.0%)
合計（平均）	84指標	18指標 (21.4%)	15指標 (17.9%)	18指標 (21.4%)	23指標 (27.4%)	21指標 (25.0%)	21指標 (25.0%)	19.3指標 (23.0%)

（上段は達成指標数、下段は達成率）

図表 主な成果・活動指標の達成状況（年度別・グラフ）



図表 主な成果・活動指標の達成状況（基本目標別・グラフ）



② 結果の概要

ア 年度別

達成状況は平成 28 (2016) 年度が最も高くなっており、達成指標数は 23 指標、達成率は 27.4% となっています。平成 29 (2017) 年度及び平成 30 (2018) 年度の達成状況は、平成 28 (2016) 年度と比較して減となっていますが、6 年間の通算では、おおむね増加傾向で推移しているといえます。

なお、6 年間を平均すると、達成指標数は 19.3 指標、達成率は 23.0% となっています。

イ 基本目標別

第 1 章の「豊かな人間性と文化をはぐくむまちを築くために」の達成率が最も高くなっており、達成率は 29.1%、達成指標数は 6.7 指標となっています。

一方、最も達成率が低いのは、第 5 章の「相互の理解と協力に支えられるまちを築くために」であり、達成率は 12.0%、達成指標数は 1.2 指標となっています。

なお、第 4 章の「環境にやさしく安全で快適なまちを築くために」については、増加の幅が大きく、平成 30 (2018) 年度の達成率の 41.2%は、平成 25 (2013) 年度の達成率の 17.6%と比較して、約 2.3 倍の増となっています。

(2) 市民意識調査の結果

① 集計方法

市では、毎年度実施している市民意識調査において、第四次基本計画の施策ごとに、「重要度」と「満足度」に関する質問を設定し、市民の皆様の評価を調査しています。

市民意識調査では、この回答を客観的に評価するため、重要度については「非常に重要」、満足度については「非常に満足」と回答した方を10点、以下同様に、「重要」「満足」を5点、「どちらともいえない」を0点、「あまり重要でない」「不満」を△5点、「全く重要でない」「非常に不満」を△10点として計算し、平均値を算出することで、市民の皆様の評価を数値化しています。

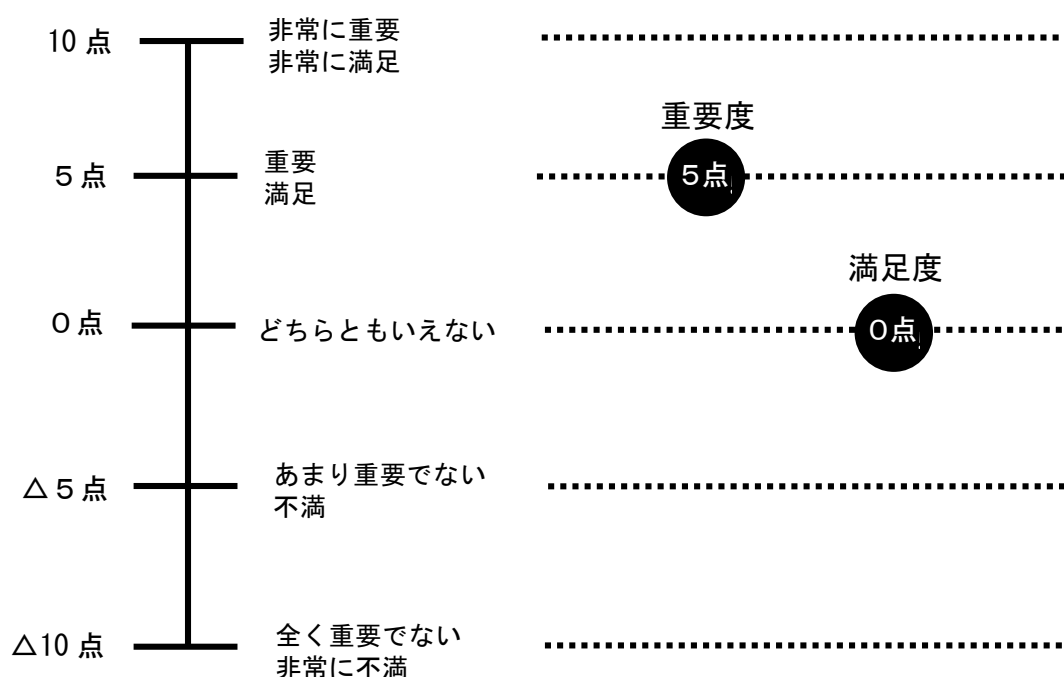
結果については、10点～△10点の範囲となり、正の数が高いほど市民の皆様の評価が高く、負の数値になるほど評価が低いことを表しています。

(例)

該当する選択肢の番号を丸で囲む	重要度					満足度				
	非常に重要	重要	どちらともいえない	あまり重要でない	全く重要でない	非常に満足	満足	どちらともいえない	不満	非常に不満
(1) 学校教育の充実 教育内容・方法の充実、特色ある教育活動の充実、 学習環境の整備・充実等	1	②	3	4	5	1	2	③	4	5

⇒上記の場合、数値は以下のとおりとなります。

各年度の市民意識調査の全回答者分について、このように数値化し、平均値を算出しました。



② 結果

平成 25 (2013) 年度から平成 30 (2018) 年度までに実施した市民意識調査の結果を集約すると、以下のとおりとなります。

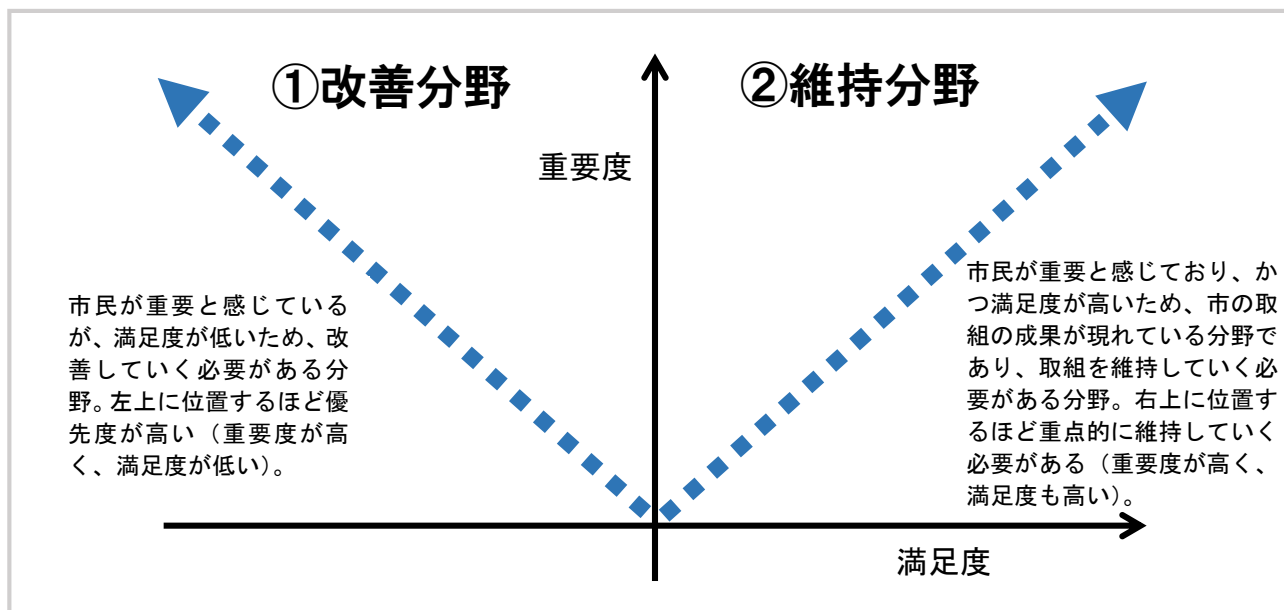
図表 市民意識調査の結果

基本目標		25 年度 (2013)	26 年度 (2014)	27 年度 (2015)	28 年度 (2016)	29 年度 (2017)	30 年度 (2018)	平均
第 1 章 豊かな人間性と文化をはぐくむまちを築くために	重要度	4.60 点	4.35 点	4.48 点	4.74 点	4.23 点	4.45 点	4.47 点
	満足度	0.04 点	0.10 点	△0.08 点	0.20 点	0.14 点	0.10 点	0.08 点
第 2 章 健康であたたかい心のかよいあうまちを築くために	重要度	5.97 点	5.78 点	5.77 点	6.03 点	5.64 点	5.94 点	5.85 点
	満足度	△0.12 点	△0.05 点	△0.15 点	0.18 点	0.17 点	0.20 点	0.04 点
第 3 章 暮らしと産業が調和した活力あるまちを築くために	重要度	3.46 点	3.63 点	3.61 点	3.81 点	3.57 点	3.78 点	3.64 点
	満足度	△0.35 点	△0.38 点	△0.41 点	△0.19 点	△0.42 点	△0.26 点	△0.33 点
第 4 章 環境にやさしく安全で快適なまちを築くために	重要度	5.27 点	4.92 点	5.05 点	5.38 点	5.10 点	5.47 点	5.20 点
	満足度	0.14 点	0.27 点	0.21 点	0.36 点	0.22 点	0.43 点	0.27 点
第 5 章 相互の理解と協力を支えられるまちのために築くために	重要度	2.62 点	2.89 点	2.57 点	3.17 点	2.75 点	3.07 点	2.85 点
	満足度	0.13 点	0.03 点	△0.01 点	0.21 点	0.10 点	0.21 点	0.11 点
基本目標全体の平均	重要度	4.38 点	4.31 点	4.30 点	4.63 点	4.26 点	4.54 点	4.40 点
	満足度	△0.03 点	0.00 点	△0.09 点	0.16 点	0.04 点	0.14 点	0.04 点

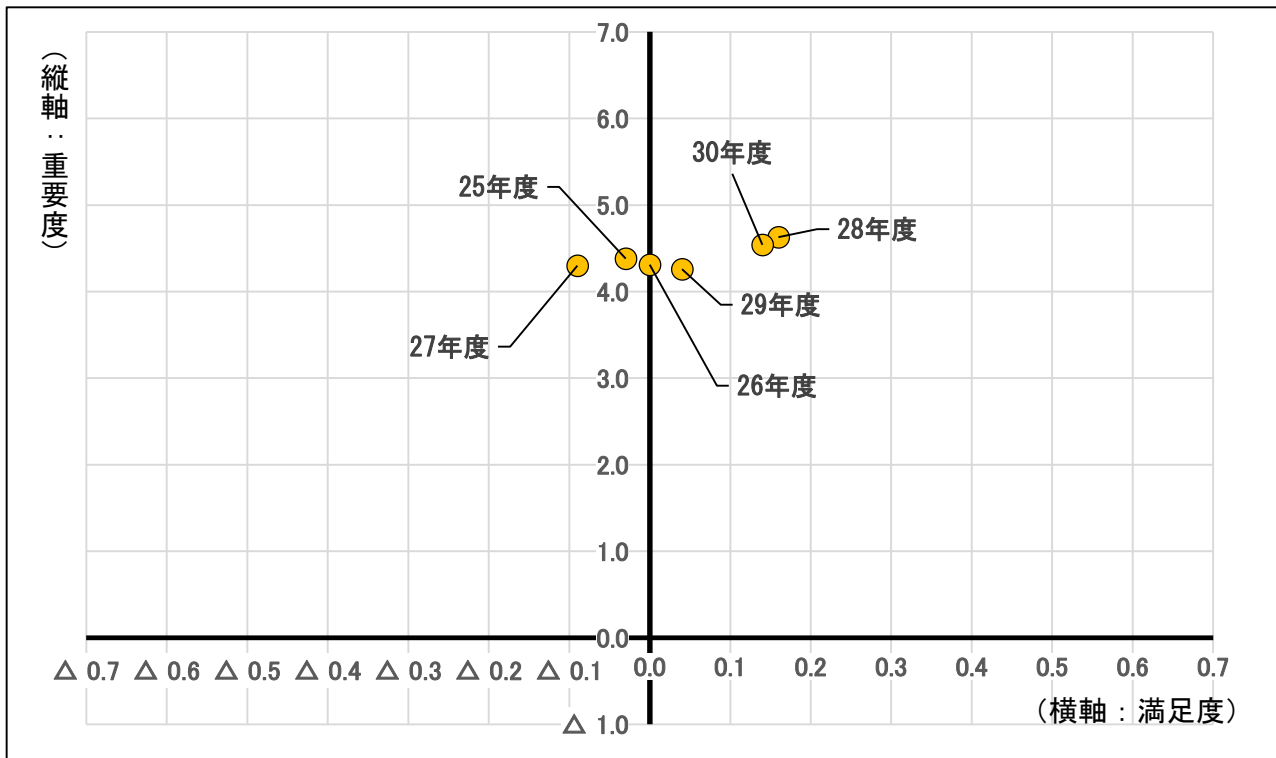
③ 散布図の作成

市民意識調査の結果について、重要度と満足度の関係をわかりやすく表示するため、重要度を縦軸に、満足度を横軸に取って、散布図を作成しました。散布図では、右上に行くほど、重要度・満足度ともに高くなり、左上に行くほど、重要度は高いが満足度は低くなります。

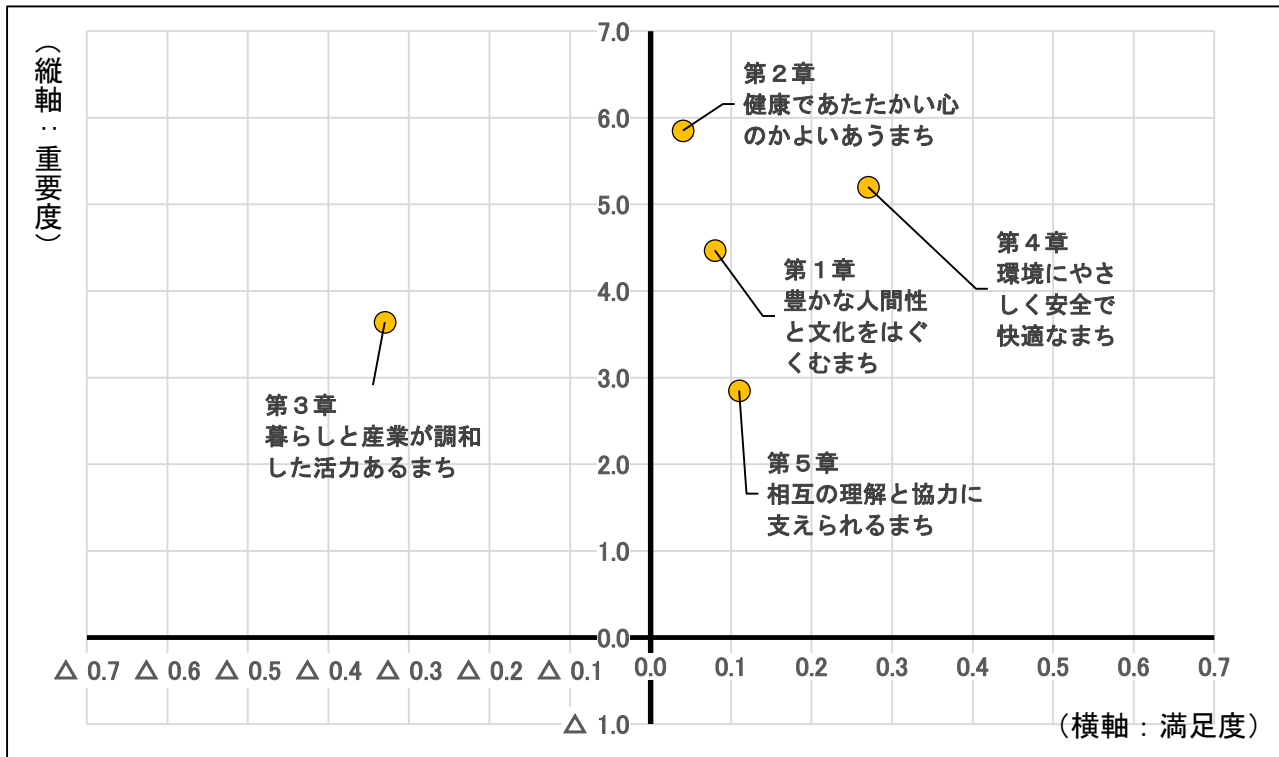
※ 散布図の見方



図表 市民意識調査の結果（年度別・散布図）



図表 市民意識調査の結果（基本目標別・散布図）



④ 結果の概要

ア 年度別

重要度・満足度ともに、平成 28（2016）年度が最も高くなっており、重要度は 4.63 点、満足度は 0.16 点となっています。

なお、6 年間の平均すると、重要度は 4.40 点、満足度は 0.04 点となり、6 年間の通算では、重要度はおおむね横ばい、満足度はおおむね増加傾向で推移しているといえます。

イ 基本目標別

重要度については、第 2 章の「健康であたたかい心のかよいあうまちを築くために」が 5.85 点と最も高くなっており、次いで第 4 章の「環境にやさしく安全で快適なまちを築くために」が 5.20 点、第 1 章の「豊かな人間性と文化をはぐくむまちを築くために」が 4.47 点となっています。

満足度については、第 4 章の「環境にやさしく安全で快適なまちを築くために」が 0.27 点と最も高く、次いで第 5 章の「相互の理解と協力に支えられるまちを築くために」が 0.11 点、第 1 章の「豊かな人間性と文化をはぐくむまちを築くために」が 0.08 点となっています。

なお、第 3 章の「暮らしと産業が調和した活力あるまちを築くために」については、他の章と比較して、満足度が低いことが特徴となっています。

(3) まとめ

① 主な成果・活動指標

次頁以降に記載のとおり、第2章「健康であたたかい心のかよいうまちを築くために」の「児童福祉の推進」「社会保障の充実」及び「地域福祉の推進」、第3章「暮らしと産業が調和した活力あるまちを築くために」の「都市農業の振興」「工業の振興」「商業の振興」及び「観光事業の推進」、第4章「環境にやさしく安全で快適なまちを築くために」の「道路・交通の整備」、第5章「相互の理解と協力に支えられるまちを築くために」の「人権尊重・男女共同参画社会の確立」及び「ICT（情報通信技術）を活用した豊かな社会の実現」については、平成25(2013)年度から平成30(2018)年度までのいずれの年度においても、主な成果・活動指標が未達成となっています。

このため、これらの施策については今後より一層取組を進める必要があると考えられ、このことを踏まえ、第五次基本計画の内容を検討する必要があります。

なお、この主な成果・活動指標について、第四次基本計画では、「満足度」などの「市民の印象に関する指標」を多く設定していますが、「参加率」などの「市民の行動に関する指標」の方がより客観的な評価になると考えられるため、第五次基本計画では、「市民の行動に関する指標」を多く設定することについて、検討する必要があります。

② 市民意識調査の結果

章別では、第3章「暮らしと産業が調和した活力あるまちを築くために」のみ、満足度がマイナスとなっています。

この第3章には、「勤労者福祉の向上」「消費生活の充実」「都市農業の振興」「工業の振興」「商業の振興」及び「観光事業の推進」の6つの施策が位置付けられていますが、次頁以降に記載のとおり、満足度は、「都市農業の振興」以外いずれもマイナスであり、特に「商業の振興（ $\Delta 0.81$ 点）」と「観光事業の推進（ $\Delta 0.56$ 点）」の低さが目立つ状況にあります。

今後、東大和市においては、地域経済社会を支える主たる担い手である生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方、老年人口（65歳以上）が増大し、地域経済の活力が失われていくことが懸念されています。

第五次基本計画においては、このような事態を回避し、東大和市が将来にわたって活力ある地域経済社会を維持していくために、所得の市外への流出を防止するとともに、市外からより多くの所得を引き込むことができるよう、商業の振興及び地域資源を活かした観光事業の推進等に注力する必要があると考えられます。

4. 基本目標別の総括

(1) 第1章 豊かな人間性と文化をはぐくむまち

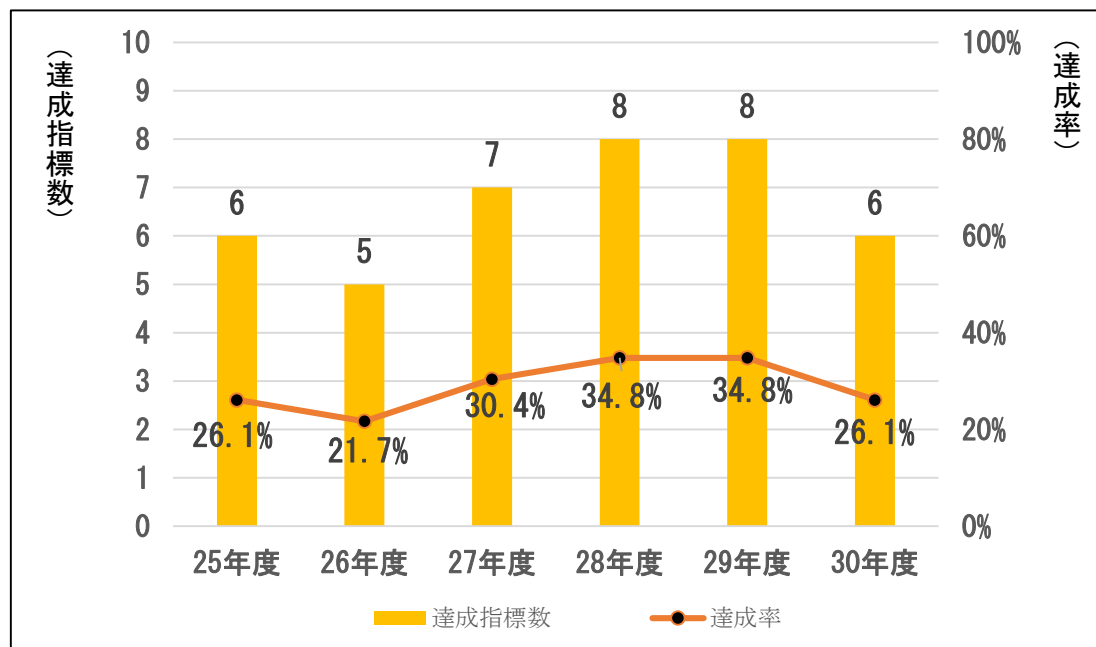
① 主な成果・活動指標

図表 第1章の主な成果・活動指標の達成状況

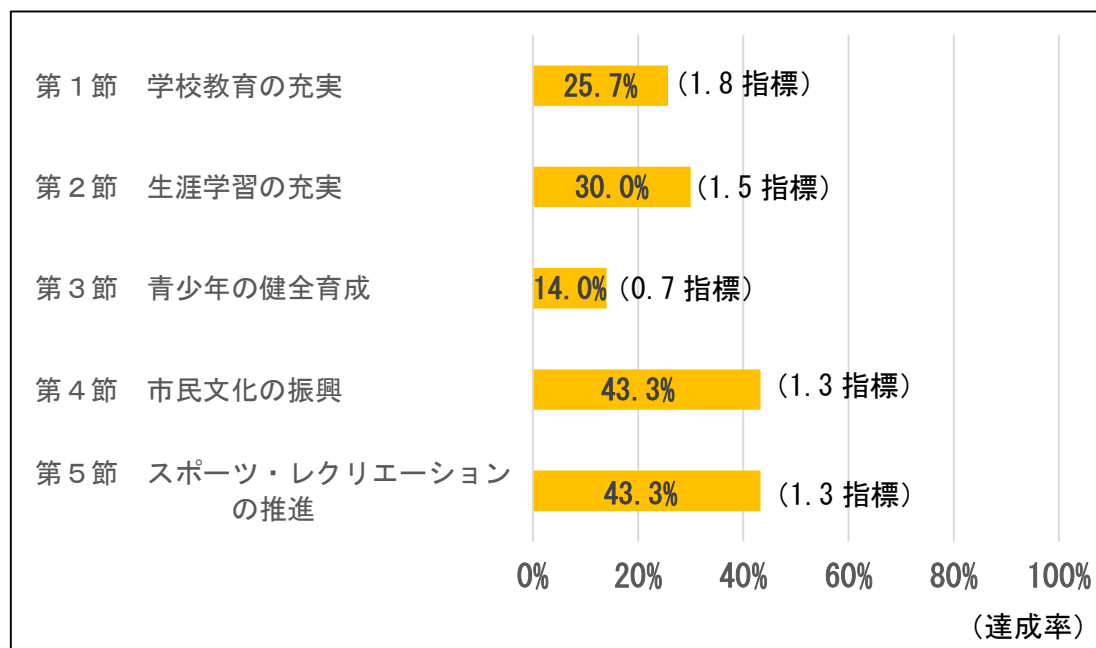
施策	全体指標数	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	平均
第1節 学校教育の充実	7指標	3指標 (42.9%)	0指標 (0.0%)	2指標 (28.6%)	2指標 (28.6%)	2指標 (28.6%)	2指標 (28.6%)	1.8指標 (25.7%)
第2節 生涯学習の充実	5指標	1指標 (20.0%)	2指標 (40.0%)	2指標 (40.0%)	1指標 (20.0%)	2指標 (40.0%)	1指標 (20.0%)	1.5指標 (30.0%)
第3節 青少年の健全育成	5指標	0指標 (0.0%)	1指標 (20.0%)	1指標 (20.0%)	1指標 (20.0%)	1指標 (20.0%)	0指標 (0.0%)	0.7指標 (14.0%)
第4節 市民文化の振興	3指標	0指標 (0.0%)	1指標 (33.3%)	1指標 (33.3%)	2指標 (66.7%)	2指標 (66.7%)	2指標 (66.7%)	1.3指標 (43.3%)
第5節 スポーツ・レクリエーションの推進	3指標	2指標 (66.7%)	1指標 (33.3%)	1指標 (33.3%)	2指標 (66.7%)	1指標 (33.3%)	1指標 (33.3%)	1.3指標 (43.3%)
第1章の平均	23指標	6指標 (26.1%)	5指標 (21.7%)	7指標 (30.4%)	8指標 (34.8%)	8指標 (34.8%)	6指標 (26.1%)	6.7指標 (29.1%)

(上段は達成指標数、下段は達成率)

図表 第1章の主な成果・活動指標の達成状況 (年度別・グラフ)



図表 第1章の主な成果・活動指標の達成状況（施策別・グラフ）



② ①の結果概要

ア 年度別

達成状況は、平成 28（2016）年度及び平成 29（2017）年度が最も高くなっており、各年度いずれも、達成指標数は 8 指標、達成率は 34.8%となっています。

なお、6年間を平均すると、達成指標数は 6.7 指標、達成率は 29.1%となり、6年間の通算では、増減を繰り返しながらおおむね横ばいで推移しているといえます。

イ 施策別

第4節の「市民文化の振興」及び第5節の「スポーツ・レクリエーションの推進」が最も高くなっており、達成率はそれぞれ 43.3%となっています。

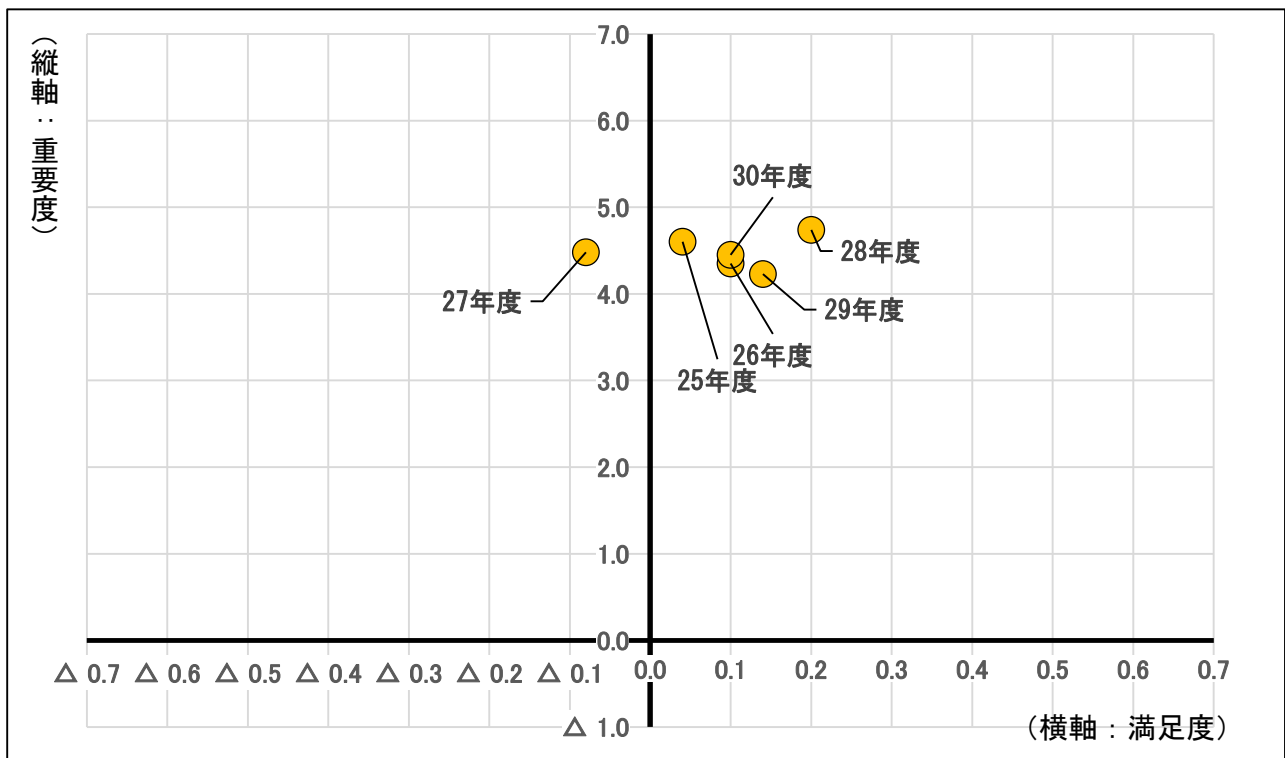
一方、最も達成率が低いのは、第3節の「青少年の健全育成」であり、達成率は 14.0%となっています。

③ 市民意識調査の結果

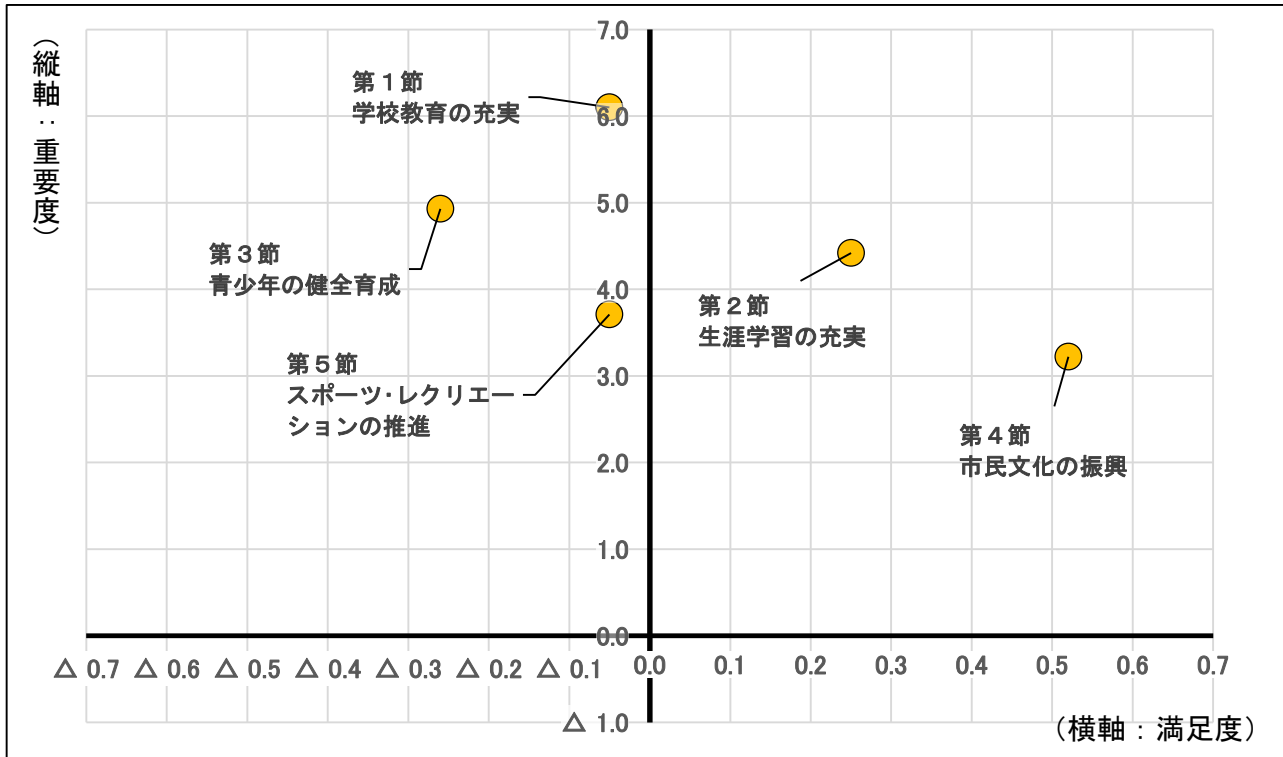
図表 第1章の市民意識調査の結果

年度		25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	平均
第1節 学校教育の充実	重要度	6.35点	6.03点	6.11点	6.38点	5.71点	6.02点	6.10点
	満足度	△0.12点	△0.02点	△0.23点	△0.18点	0.17点	0.08点	△0.05点
第2節 生涯学習の充実	重要度	4.67点	4.24点	4.36点	4.64点	4.14点	4.47点	4.42点
	満足度	0.27点	0.28点	0.08点	0.45点	0.27点	0.12点	0.25点
第3節 青少年の健全育成	重要度	5.20点	4.83点	5.10点	5.10点	4.58点	4.74点	4.93点
	満足度	△0.32点	△0.24点	△0.37点	△0.25点	△0.12点	△0.23点	△0.26点
第4節 市民文化の振興	重要度	3.10点	3.13点	3.03点	3.72点	3.05点	3.26点	3.22点
	満足度	0.47点	0.48点	0.47点	0.70点	0.48点	0.54点	0.52点
第5節 スポーツ・レクリエーションの推進	重要度	3.69点	3.52点	3.80点	3.84点	3.65点	3.77点	3.71点
	満足度	△0.10点	△0.02点	△0.35点	0.29点	△0.10点	△0.01点	△0.05点
第1章の平均	重要度	4.60点	4.35点	4.48点	4.74点	4.23点	4.45点	4.47点
	満足度	0.04点	0.10点	△0.08点	0.20点	0.14点	0.10点	0.08点

図表 第1章の市民意識調査の結果（年度別・散布図）



図表 第1章の市民意識調査の結果（施策別・散布図）



④ ③の結果概要

ア 年度別

重要度・満足度ともに、平成28年度が最も高くなっており、重要度は4.74点、満足度は0.20点となっています。

なお、6年間を平均すると、重要度は4.47点、満足度は0.08点となり、平成27年度のみ、満足度がマイナスとなっています。

イ 施策別

重要度については、第1節の「学校教育の充実」が6.10点と最も高くなっており、次いで第3節の「青少年の健全育成」が4.93点、第2節の「生涯学習の充実」が4.42点となっています。

満足度については、第4節の「市民文化の振興」が0.52点と最も高くなっており、次いで第2節の「生涯学習の充実」が0.25点で、それ以外の施策については、マイナスとなっています。

(2) 第2章 健康であたたかい心のかよいうまを築くために

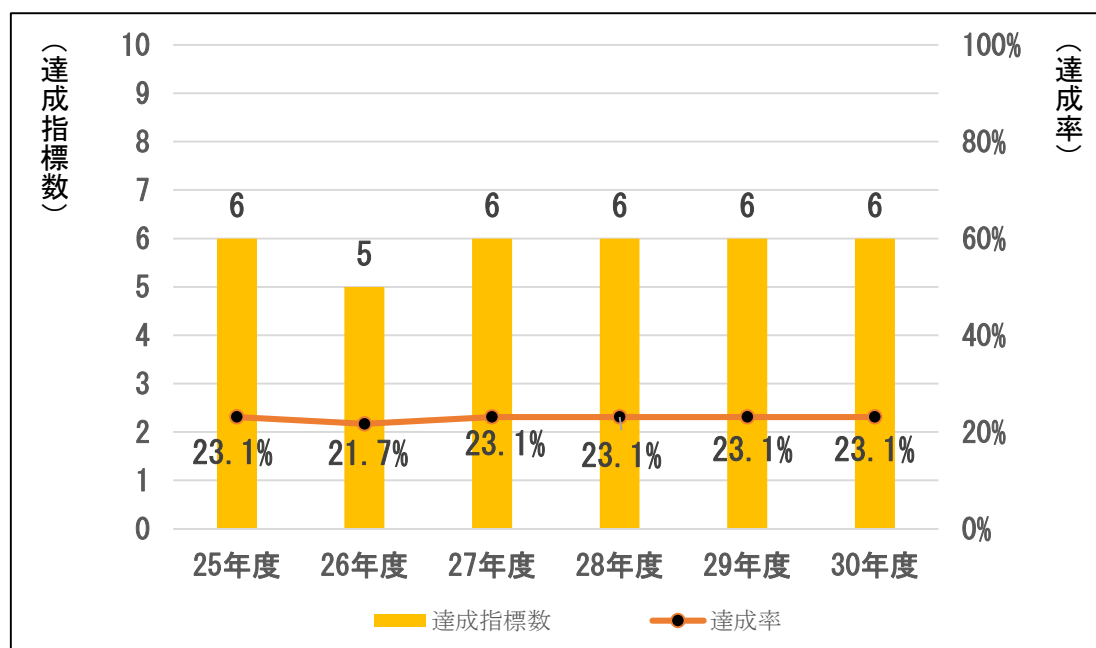
① 主な成果・活動指標

図表 第2章の主な成果・活動指標の達成状況

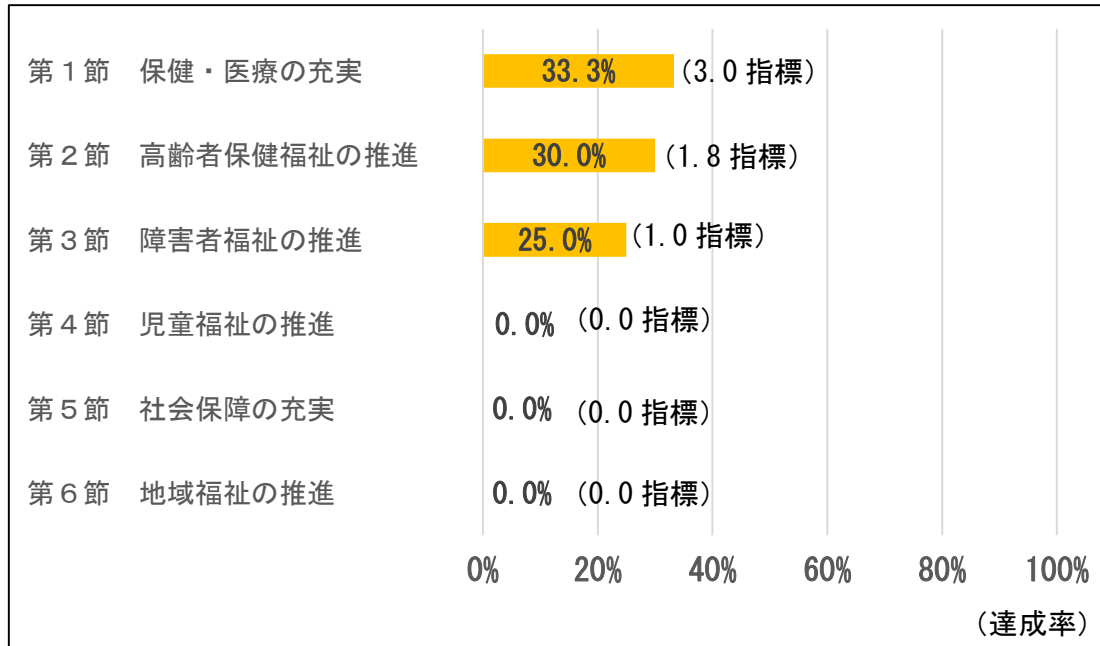
施策	全体 指標数	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	平均
第1節 保健・医療の 充実	9 指標	3指標 (33.3%)	3指標 (33.3%)	3指標 (33.3%)	3指標 (33.3%)	3指標 (33.3%)	3指標 (33.3%)	3.0指標 (33.3%)
第2節 高齢者保健 福祉の推進	6 指標	2指標 (33.3%)	1指標 (16.7%)	2指標 (33.3%)	2指標 (33.3%)	2指標 (33.3%)	2指標 (33.3%)	1.8指標 (30.0%)
第3節 障害者福祉の 推進	4 指標	1指標 (25.0%)	1指標 (25.0%)	1指標 (25.0%)	1指標 (25.0%)	1指標 (25.0%)	1指標 (25.0%)	1.0指標 (25.0%)
第4節 児童福祉の 推進	4 指標	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0.0指標 (0.0%)
第5節 社会保障の 充実	1 指標	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0.0指標 (0.0%)
第6節 地域福祉の 推進	2 指標	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0.0指標 (0.0%)
第2章の平均	26 指標	6指標 (23.1%)	5指標 (21.7%)	6指標 (23.1%)	6指標 (23.1%)	6指標 (23.1%)	6指標 (23.1%)	5.8指標 (22.3%)

(上段は達成指標数、下段は達成率)

図表 第2章の主な成果・活動指標の達成状況 (年度別・グラフ)



図表 第2章の主な成果・活動指標の達成状況（施策別・グラフ）



② ①の結果概要

ア 年度別

達成状況は、6年間を通じてほぼ横ばいで推移しており、平成26（2014）年度を除く全ての年度において、達成指標数は6指標、達成率は23.1%となっています。

なお、6年間を平均すると、達成指標数は5.8指標、達成率は22.3%となっています。

イ 施策別

第1節の「保健・医療の充実」が33.3%と最も高くなっており、次いで第2節の「高齢者保健福祉の推進」が30.0%、第3節の「障害者福祉の推進」が25.0%となっています。

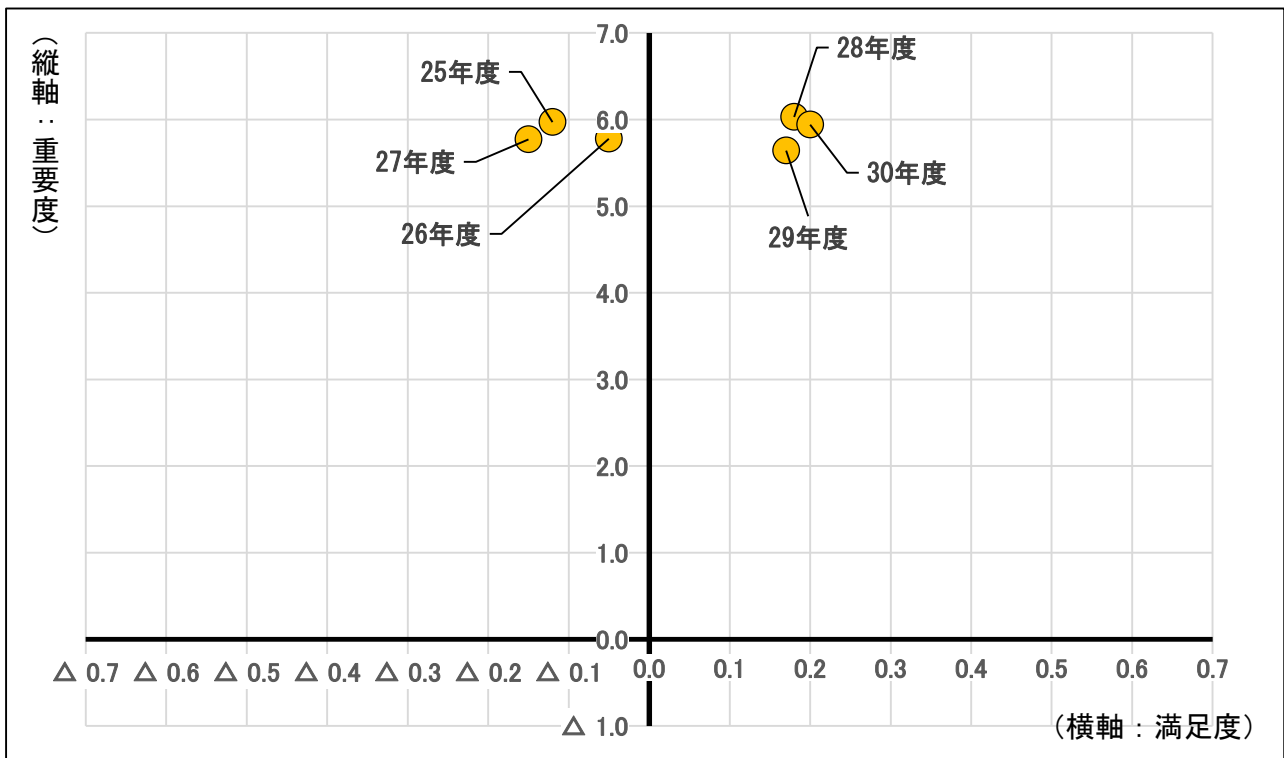
一方、第4節から第6節までの「児童福祉の推進」、「社会保障の充実」及び「地域福祉の推進」については、6年間を通して達成率0%となっています。

③ 市民意識調査の結果

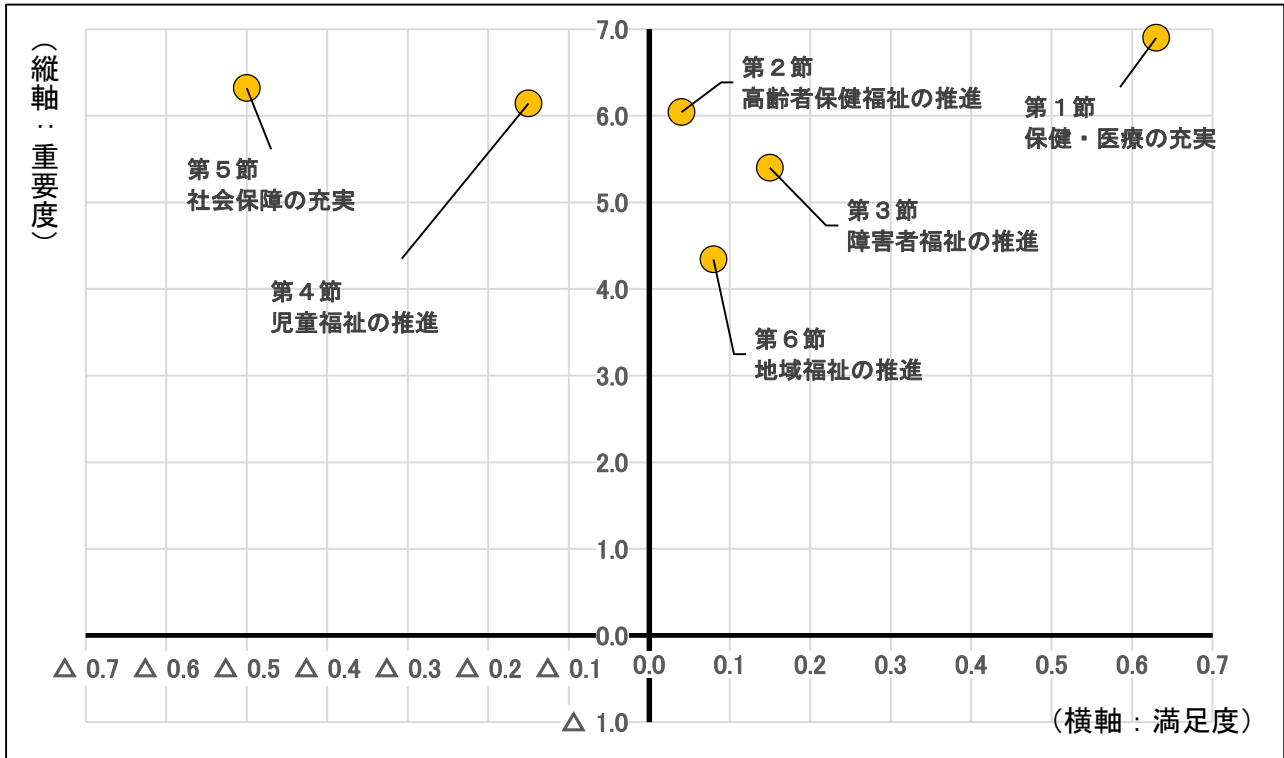
図表 第2章の市民意識調査の結果

年度		25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	平均
第1節 保健・ 医療の充実	重要度	7.00点	6.84点	6.85点	7.01点	6.77点	6.94点	6.90点
	満足度	0.38点	0.49点	0.39点	0.87点	0.78点	0.87点	0.63点
第2節 高齢 者保健福祉の 推進	重要度	6.27点	6.14点	6.00点	6.16点	5.60点	6.08点	6.04点
	満足度	0.01点	△0.09点	△0.18点	0.13点	0.22点	0.12点	0.04点
第3節 障害 者福祉の推進	重要度	5.45点	5.33点	5.49点	5.56点	5.07点	5.47点	5.40点
	満足度	0.03点	0.09点	0.12点	0.24点	0.12点	0.28点	0.15点
第4節 児童 福祉の推進	重要度	6.24点	6.15点	5.99点	6.43点	5.90点	6.11点	6.14点
	満足度	△0.46点	△0.10点	△0.56点	△0.11点	0.17点	0.17点	△0.15点
第5節 社会 保障の充実	重要度	6.72点	6.18点	6.10点	6.31点	6.15点	6.43点	6.32点
	満足度	△0.76点	△0.57点	△0.65点	△0.26点	△0.44点	△0.34点	△0.50点
第6節 地域 福祉の推進	重要度	4.11点	4.05点	4.19点	4.71点	4.33点	4.62点	4.34点
	満足度	0.10点	△0.09点	0.01点	0.22点	0.14点	0.11点	0.08点
第2章の 平均	重要度	5.97点	5.78点	5.77点	6.03点	5.64点	5.94点	5.85点
	満足度	△0.12点	△0.05点	△0.15点	0.18点	0.17点	0.20点	0.04点

図表 第2章の市民意識調査の結果（年度別・散布図）



図表 第2章の市民意識調査の結果（施策別・散布図）



④ ③の結果概要

ア 年度別

重要度については、平成 28 (2016) 年度が 6.03 点と最も高く、満足度については、平成 30 (2018) 年度が 0.20 点と最も高くなっています。

なお、6年間を平均すると、重要度は 5.85 点、満足度は 0.04 点となり、6年間の通算では、重要度はおおむね横ばい、満足度はおおむね増加傾向で推移しているといえます。

イ 施策別

重要度については、第1節の「保健・医療の充実」が 6.90 点と最も高くなっており、次いで第5節の「社会保障の充実」が 6.32 点、第4節の「児童福祉の推進」が 6.14 点となっています。

満足度については、第1節の「保健・医療の充実」が 0.63 点と最も高くなっており、次いで第3節の「障害者福祉の推進」が 0.15 点、第6節の「地域福祉の推進」が 0.08 点となっています。

重要度・満足度ともに、第1節の「保健・医療の充実」が、第2章の中で最も高くなっています。

(3) 第3章 暮らしと産業が調和した活力あるまちを築くために

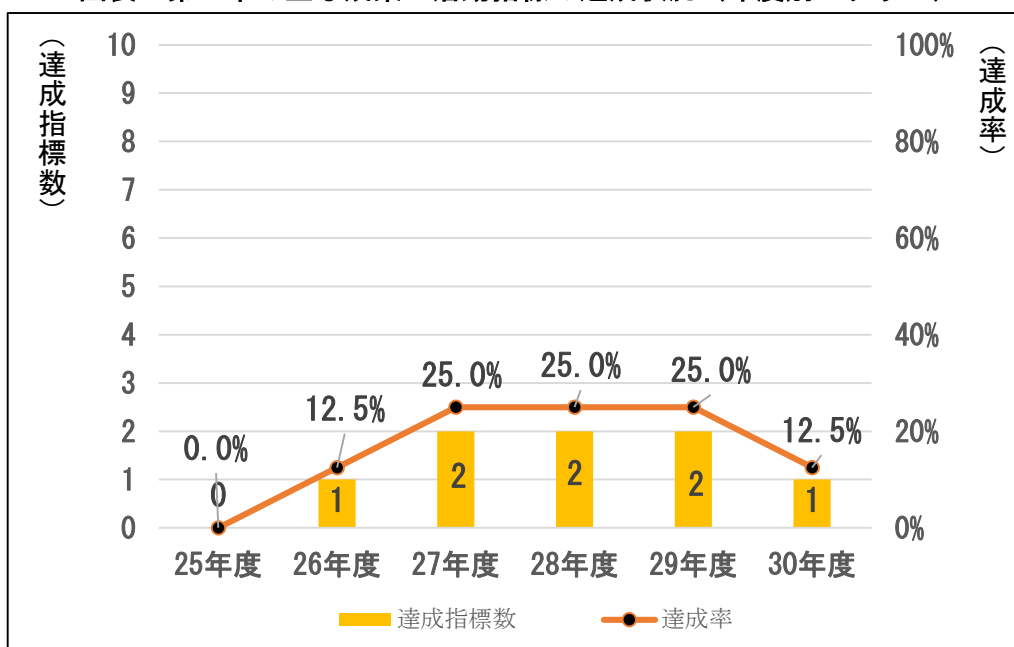
① 主な成果・活動指標

図表 第3章の主な成果・活動指標の達成状況

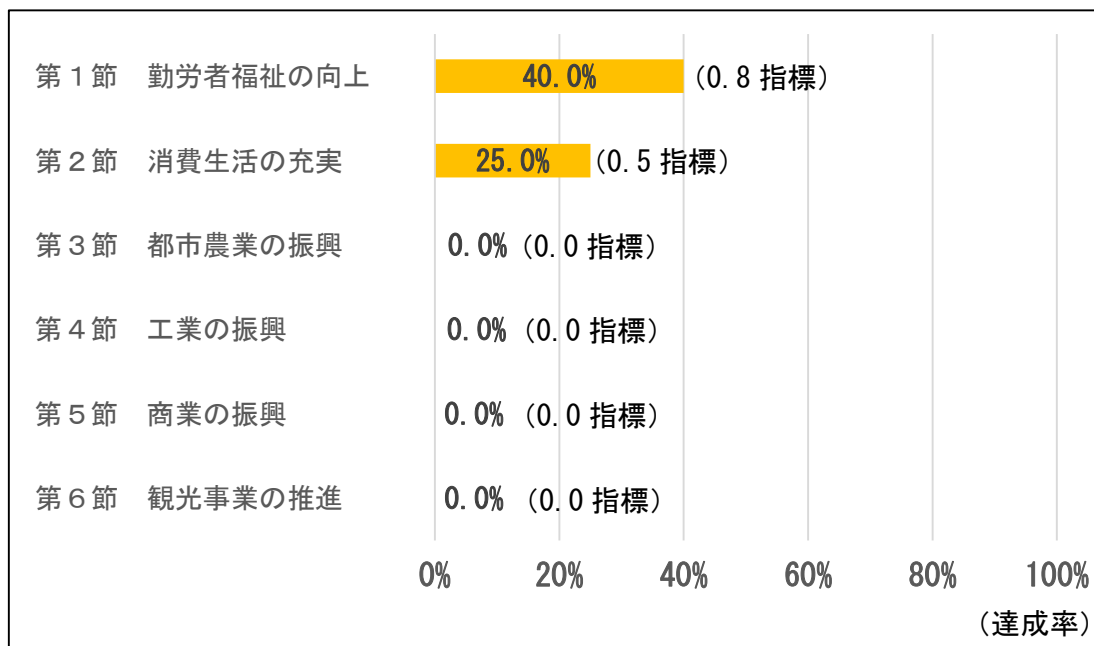
施策	全体指標数	25年度(2013)	26年度(2014)	27年度(2015)	28年度(2016)	29年度(2017)	30年度(2018)	平均
第1節 勤労者福祉の向上	2指標	0指標(0.0%)	1指標(50.0%)	1指標(50.0%)	1指標(50.0%)	1指標(50.0%)	1指標(50.0%)	0.8指標(40.0%)
第2節 消費生活の充実	2指標	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	1指標(50.0%)	1指標(50.0%)	1指標(50.0%)	0指標(0.0%)	0.5指標(25.0%)
第3節 都市農業の振興	1指標	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0.0指標(0.0%)
第4節 工業の振興	1指標	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0.0指標(0.0%)
第5節 商業の振興	1指標	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0.0指標(0.0%)
第6節 観光事業の推進	1指標	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0.0指標(0.0%)
第3章の平均	8指標	0指標(0.0%)	1指標(12.5%)	2指標(25.0%)	2指標(25.0%)	2指標(25.0%)	1指標(12.5%)	1.3指標(16.3%)

(上段は達成指標数、下段は達成率)

図表 第3章の主な成果・活動指標の達成状況(年度別・グラフ)



図表 第3章の主な成果・活動指標の達成状況（施策別・グラフ）



② ①の結果概要

ア 年度別

平成 25（2013）年度の達成指標数は0でしたが、平成 27（2015）年度から平成 29（2017）年度までの3年間は、達成指標数は2指標、達成率は25.0%まで増加し、その後、平成 30（2018）年度は、達成指標数は1指標、達成率は12.5%となっています。

なお、6年間を平均すると、達成指標数は1.3指標、達成率は16.3%となっています。

イ 施策別

第1節の「勤労者福祉の向上」が40.0%と最も高くなっており、次いで第2節の「消費生活の充実」が25.0%となっています。

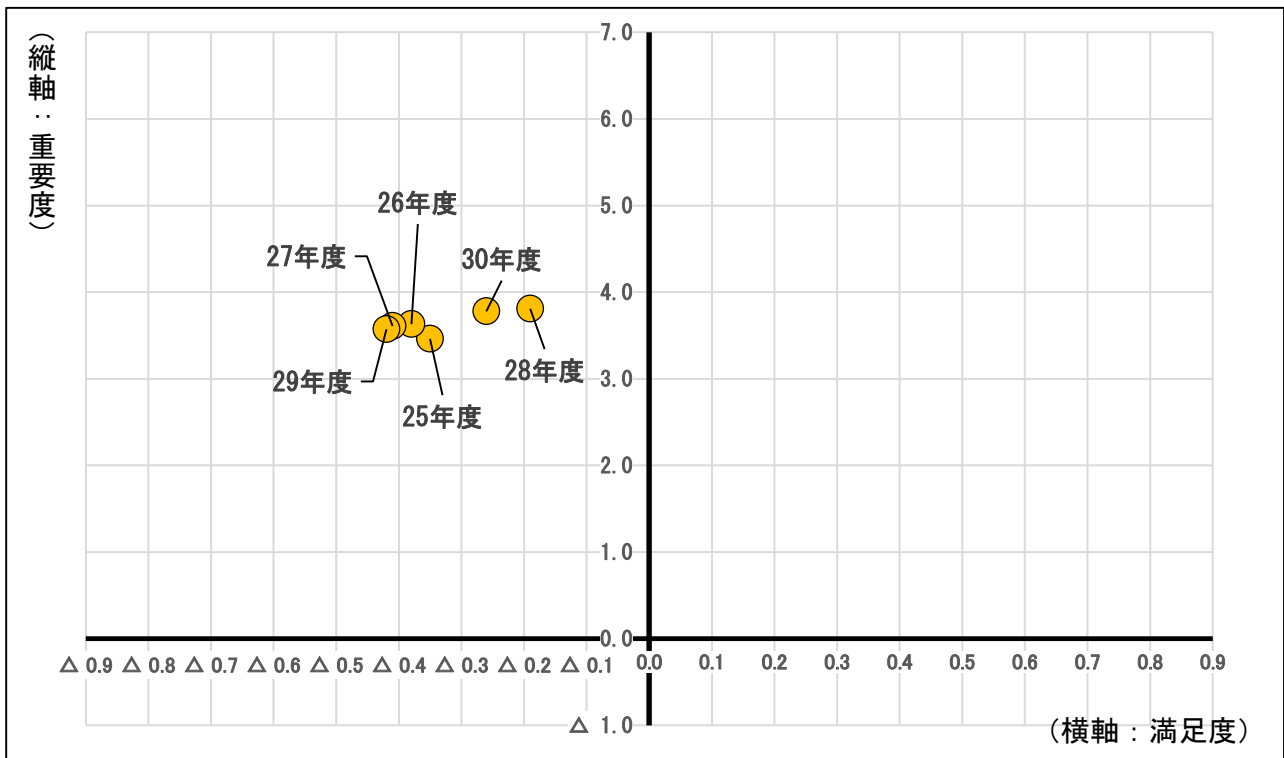
一方、第3節から第6節までの「都市農業の振興」、「工業の振興」、「商業の振興」及び「観光事業の推進」については、6年間を通して達成率0%となっています。

③ 市民意識調査の結果

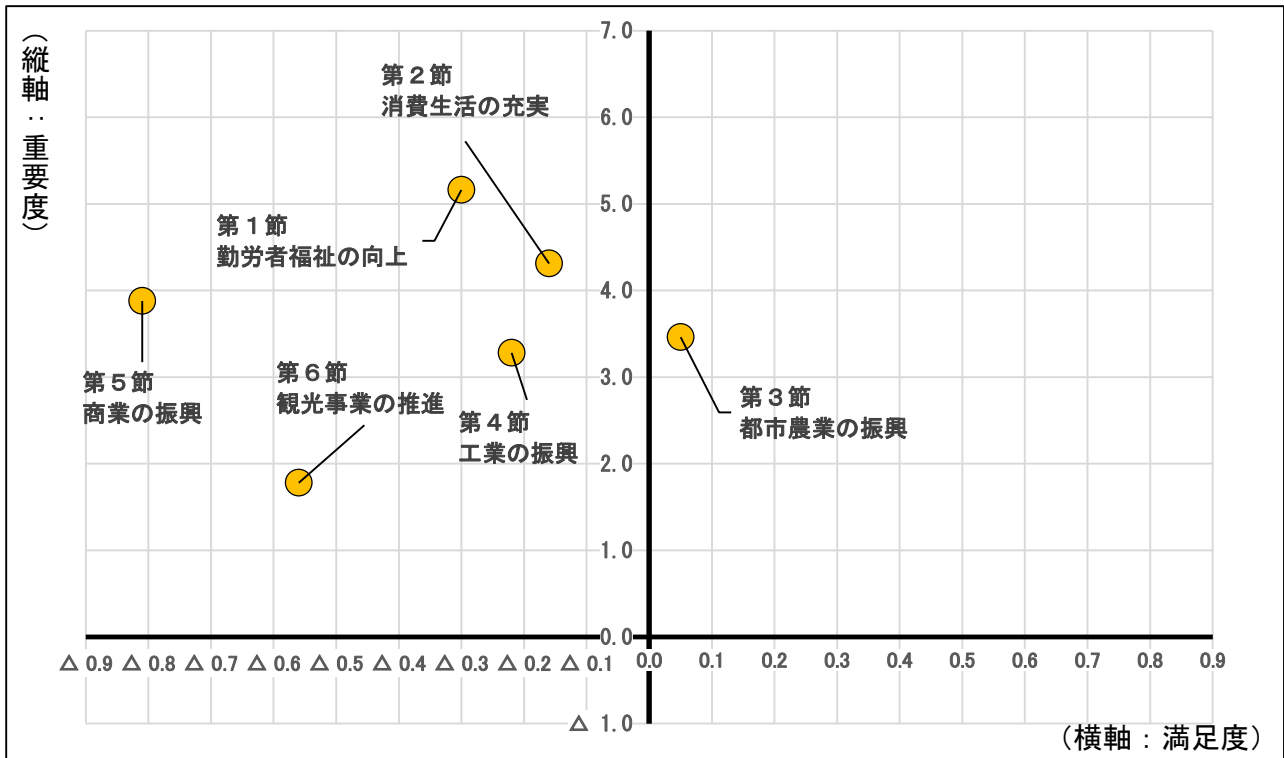
図表 第3章の市民意識調査の結果

施策		25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	平均
第1節 勤労者福祉の向上	重要度	5.55点	5.14点	5.09点	5.25点	4.87点	5.08点	5.16点
	満足度	△0.58点	△0.29点	△0.41点	△0.09点	△0.37点	△0.07点	△0.30点
第2節 消費生活の充実	重要度	3.95点	4.41点	4.45点	4.50点	4.09点	4.43点	4.31点
	満足度	△0.14点	△0.34点	△0.35点	0.05点	△0.17点	0.02点	△0.16点
第3節 都市農業の振興	重要度	3.13点	3.52点	3.51点	3.62点	3.36点	3.60点	3.46点
	満足度	0.08点	0.02点	0.05点	0.17点	△0.15点	0.12点	0.05点
第4節 工業の振興	重要度	2.85点	3.32点	3.28点	3.44点	3.30点	3.46点	3.28点
	満足度	△0.27点	△0.13点	△0.25点	△0.16点	△0.34点	△0.17点	△0.22点
第5節 商業の振興	重要度	3.82点	3.80点	3.78点	3.98点	3.83点	4.08点	3.88点
	満足度	△0.73点	△0.81点	△1.00点	△0.56点	△0.88点	△0.85点	△0.81点
第6節 観光事業の推進	重要度	1.48点	1.58点	1.52点	2.08点	1.99点	2.02点	1.78点
	満足度	△0.48点	△0.72点	△0.49点	△0.52点	△0.58点	△0.59点	△0.56点
第3章の平均	重要度	3.46点	3.63点	3.61点	3.81点	3.57点	3.78点	3.64点
	満足度	△0.35点	△0.38点	△0.41点	△0.19点	△0.42点	△0.26点	△0.33点

図表 第3章の市民意識調査の結果（年度別・散布図）



図表 第3章の市民意識調査の結果（施策別・散布図）



④ ③の結果概要

ア 年度別

重要度・満足度ともに、平成28年度が最も高くなっており、重要度は3.81点、満足度は Δ 0.19点となっています。

なお、6年間で平均すると、重要度は3.64点、満足度は Δ 0.33点となり、満足度については、6年間を通していずれもマイナスとなっています。

イ 施策別

重要度については、第1節の「勤労者福祉の向上」が5.16点と最も高くなっており、次いで第2節の「消費生活の充実」が4.31点、第5節の「商業の振興」が3.88点となっています。

満足度については、第3節の「都市農業の振興」が0.05点と最も高くなっていますが、その他の施策については、いずれもマイナスとなっています。

(4) 第4章 環境にやさしく安全で快適なまちを築くために

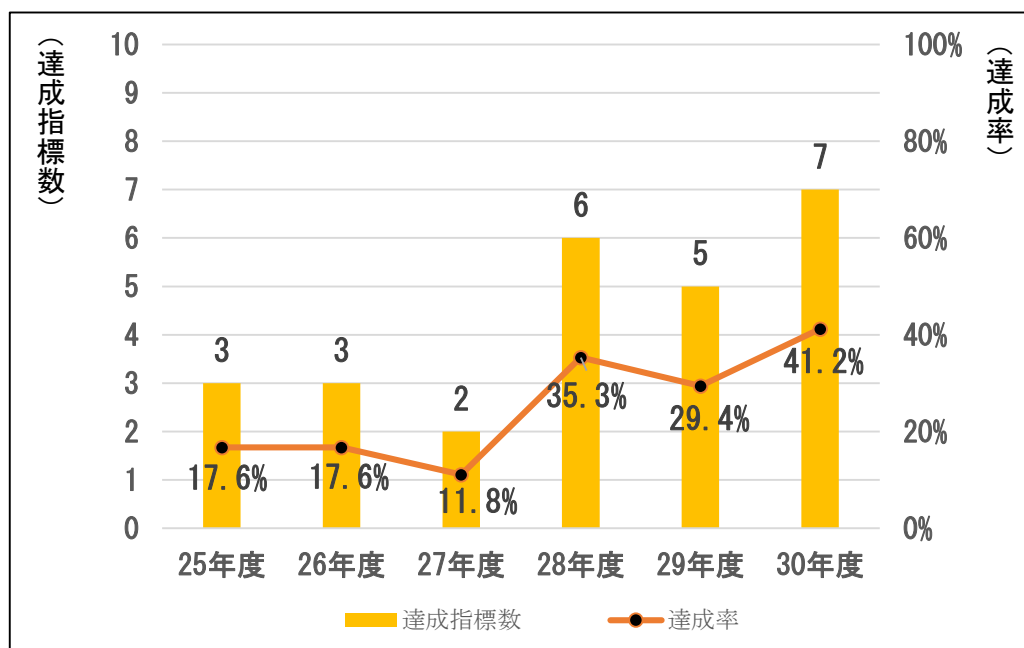
① 主な成果・活動指標

図表 第4章の主な成果・活動指標の達成状況

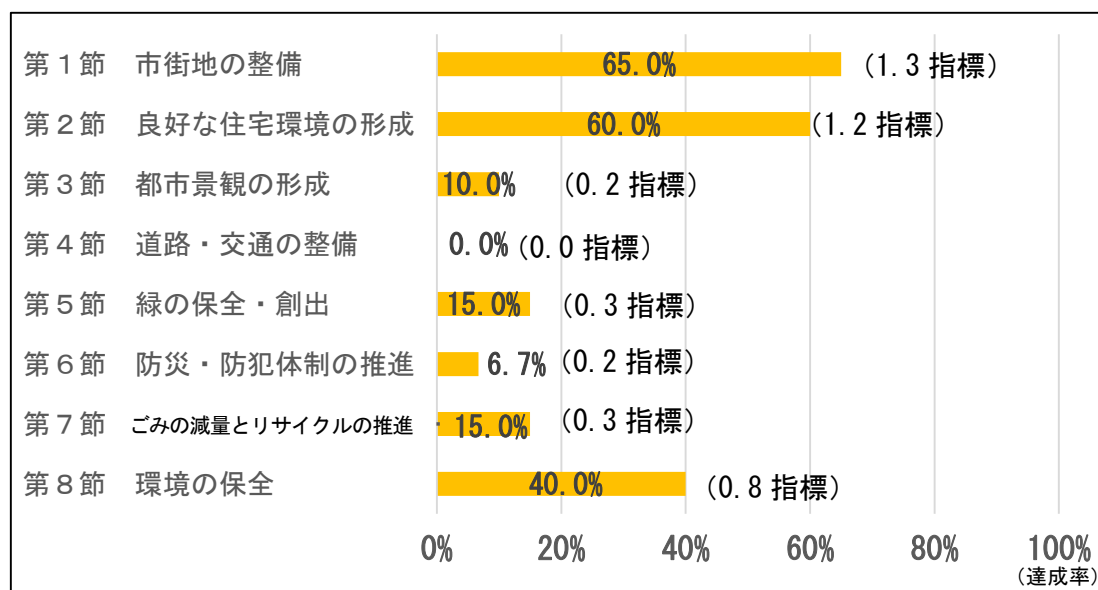
施策	全体指標数	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	平均
第1節 市街地の整備	2指標	1指標 (50.0%)	1指標 (50.0%)	1指標 (50.0%)	2指標 (100.0%)	1指標 (50.0%)	2指標 (100.0%)	1.3指標 (65.0%)
第2節 良好な住宅環境の形成	2指標	1指標 (50.0%)	1指標 (50.0%)	1指標 (50.0%)	2指標 (100.0%)	1指標 (50.0%)	1指標 (50.0%)	1.2指標 (60.0%)
第3節 都市景観の形成	2指標	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	1指標 (50.0%)	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0.2指標 (10.0%)
第4節 道路・交通の整備	2指標	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0.0指標 (0.0%)
第5節 緑の保全・創出	2指標	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	1指標 (50.0%)	1指標 (50.0%)	0.3指標 (15.0%)
第6節 防災・防犯体制の推進	3指標	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	1指標 (33.3%)	0.2指標 (6.7%)
第7節 ごみの減量とリサイクルの推進	2指標	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	0指標 (0.0%)	1指標 (50.0%)	1指標 (50.0%)	0.3指標 (15.0%)
第8節 環境の保全	2指標	1指標 (50.0%)	1指標 (50.0%)	0指標 (0.0%)	1指標 (50.0%)	1指標 (50.0%)	1指標 (50.0%)	0.8指標 (40.0%)
第4章の平均	17指標	3指標 (17.6%)	3指標 (17.6%)	2指標 (11.8%)	6指標 (35.3%)	5指標 (29.4%)	7指標 (41.2%)	4.3指標 (25.3%)

(上段は達成指標数、下段は達成率)

図表 第4章の主な成果・活動指標の達成状況 (年度別・グラフ)



図表 第4章の主な成果・活動指標の達成状況（施策別・グラフ）



② ①の結果概要

ア 年度別

達成状況は、おおむね増加傾向で推移しており、平成 30 (2018) 年度は、達成指標数が 7 指標、達成率が 41.2%と、6 年間で最も高くなっています。

なお、6 年間で平均すると、達成指標数は 4.3 指標、達成率は 25.3%となっています。

イ 施策別

第1節の「市街地の整備」が 65.0%と最も高くなっており、次いで第2節の「良好な住宅環境の形成」が 60.0%、第8節の「環境の保全」が 40.0%となっています。

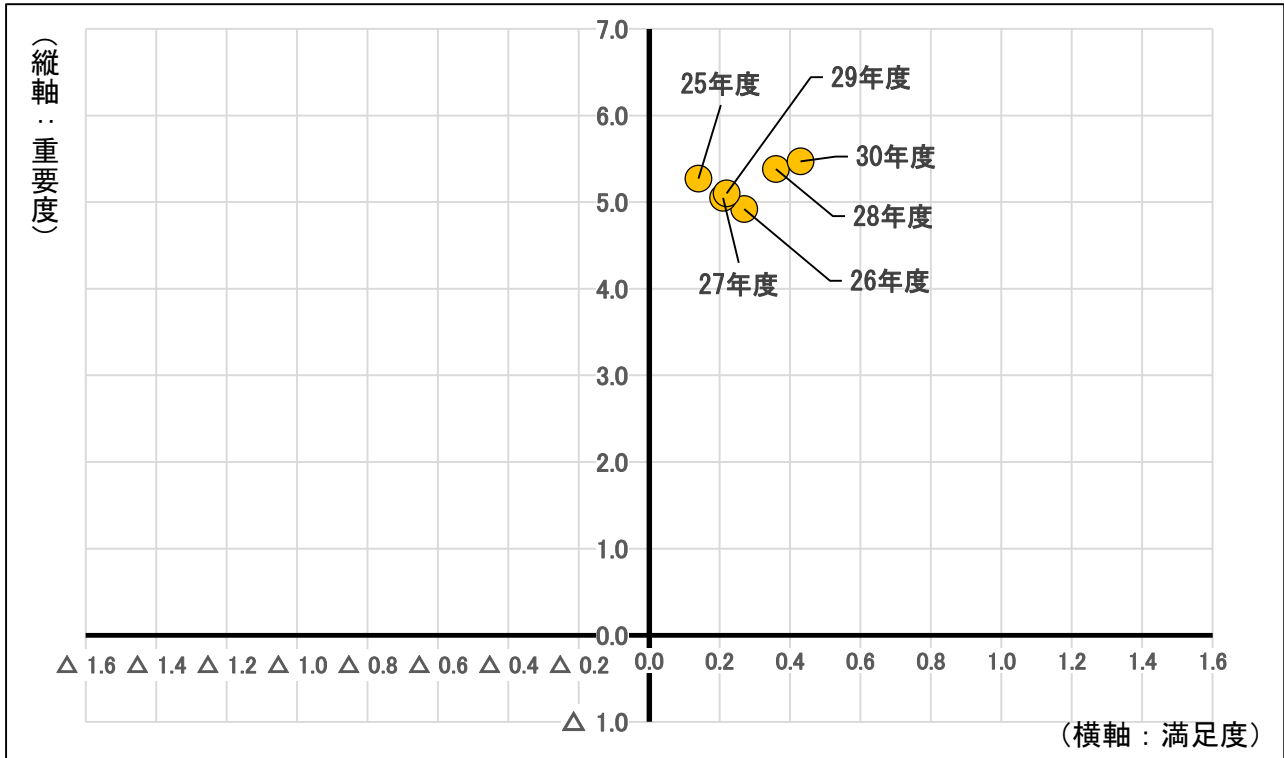
一方、第4節の「道路・交通の整備」については、6 年間を通して達成率は 0%であり、第6節の「防災・防犯体制の推進」は 6.7%、第3節の「都市景観の形成」は 10.0%と、他の施策と比較して達成状況が低くなっています。

③ 市民意識調査の結果

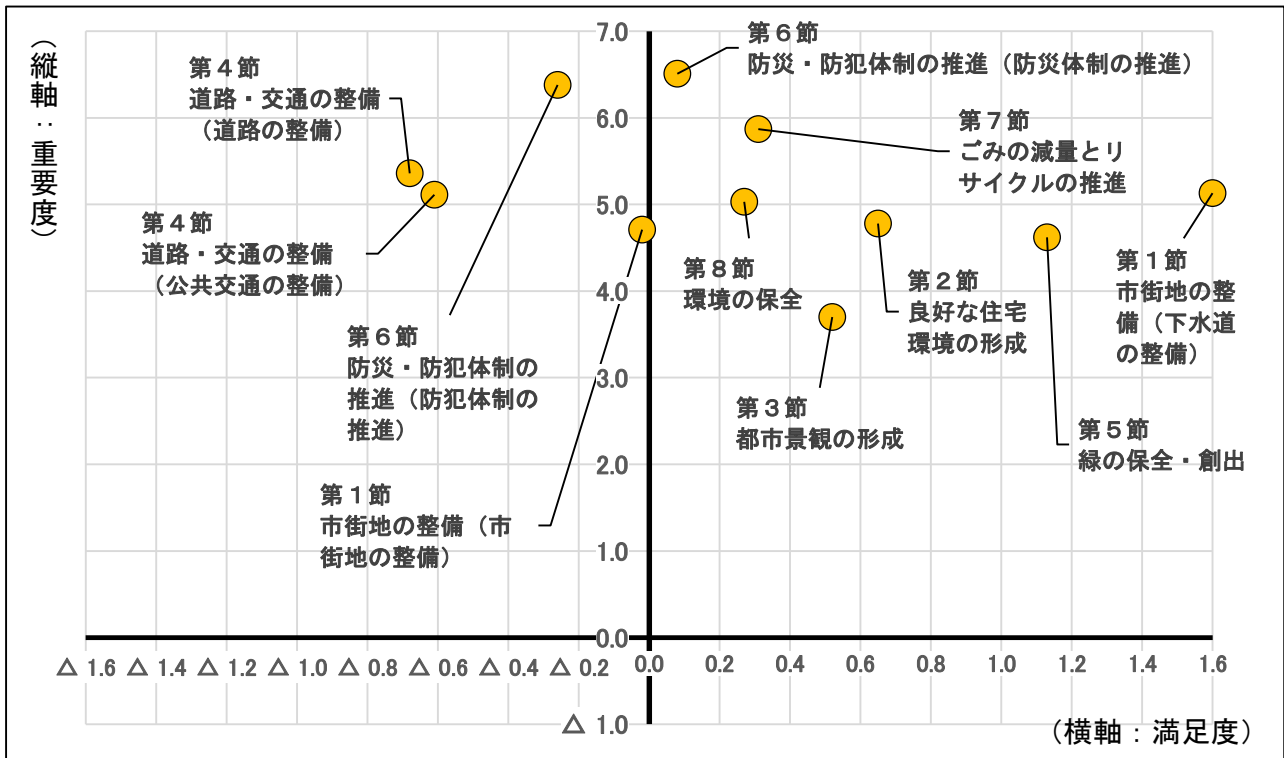
図表 第4章の市民意識調査の結果

年度		25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	平均
第1節 市街地の整備（市街地の整備）	重要度	4.59点	4.28点	4.49点	5.07点	4.72点	5.08点	4.71点
	満足度	△0.22点	△0.06点	△0.24点	0.19点	△0.01点	0.25点	△0.02点
第1節 市街地の整備（下水道の整備）	重要度	5.00点	4.73点	4.93点	5.31点	5.17点	5.65点	5.13点
	満足度	1.78点	1.49点	1.57点	1.72点	1.32点	1.70点	1.60点
第2節 良好な住宅環境の形成	重要度	4.80点	4.32点	4.74点	5.08点	4.52点	5.20点	4.78点
	満足度	0.56点	0.59点	0.55点	0.77点	0.59点	0.86点	0.65点
第3節 都市景観の形成	重要度	3.60点	3.56点	3.48点	4.09点	3.53点	3.94点	3.70点
	満足度	0.34点	0.40点	0.45点	0.68点	0.57点	0.70点	0.52点
第4節 道路・交通の整備（道路の整備）	重要度	5.44点	5.23点	5.31点	5.08点	5.46点	5.63点	5.36点
	満足度	△0.79点	△0.57点	△0.78点	△0.68点	△0.87点	△0.41点	△0.68点
第4節 道路・交通の整備（公共交通の整備）	重要度	5.06点	4.66点	4.86点	5.53点	5.17点	5.36点	5.11点
	満足度	△0.66点	△0.27点	△0.82点	△0.58点	△0.83点	△0.51点	△0.61点
第5節 緑の保全・創出	重要度	4.75点	4.53点	4.43点	4.80点	4.45点	4.76点	4.62点
	満足度	0.95点	1.17点	1.13点	1.18点	1.15点	1.21点	1.13点
第6節 防災・防犯体制の推進（防災体制の推進）	重要度	6.90点	6.16点	6.37点	6.70点	6.27点	6.67点	6.51点
	満足度	△0.13点	0.40点	0.16点	0.07点	△0.08点	0.03点	0.08点
第6節 防災・防犯体制の推進（防犯体制の推進）	重要度	6.47点	6.14点	6.38点	6.58点	6.18点	6.55点	6.38点
	満足度	△0.47点	△0.31点	△0.29点	△0.14点	△0.23点	△0.09点	△0.26点
第7節 ごみの減量とリサイクルの推進	重要度	6.00点	5.64点	5.79点	5.81点	5.71点	6.28点	5.87点
	満足度	0.10点	0.08点	0.30点	0.33点	0.53点	0.50点	0.31点
第8節 環境の保全	重要度	5.35点	4.88点	4.80点	5.14点	4.93点	5.06点	5.03点
	満足度	0.04点	0.09点	0.28点	0.45点	0.32点	0.46点	0.27点
第4章の平均	重要度	5.27点	4.92点	5.05点	5.38点	5.10点	5.47点	5.20点
	満足度	0.14点	0.27点	0.21点	0.36点	0.22点	0.43点	0.27点

図表 第4章の市民意識調査の結果（年度別・散布図）



図表 第4章の市民意識調査の結果（施策別・散布図）



④ ③の結果概要

ア 年度別

重要度・満足度ともに、平成 30 年度が最も高くなっており、重要度は 5.47 点、満足度は 0.43 点となっています。

なお、6 年間の平均すると、重要度は 5.20 点、満足度は 0.27 点となり、6 年間の通算では、重要度はおおむね横ばい、満足度はおおむね増加傾向で推移しているといえます。

イ 施策別

重要度については、第 6 節の「防災・防犯体制の推進（防災体制の推進）」が 6.51 点と最も高くなっており、次いで同じく第 6 節の「防災・防犯体制の推進（防犯体制の推進）」が 6.38 点、第 7 節の「ごみ減量とリサイクルの推進」が 5.87 点となっています。

満足度については、第 1 節の「市街地の整備（下水道の整備）」が 1.60 点と最も高くなっており、次いで第 5 節の「緑の保全・創出」が 1.13 点、第 2 節の「良好な住宅環境の形成」が 0.65 点となっています。

(5) 第5章 相互の理解と協力を支えられるまちを築くために

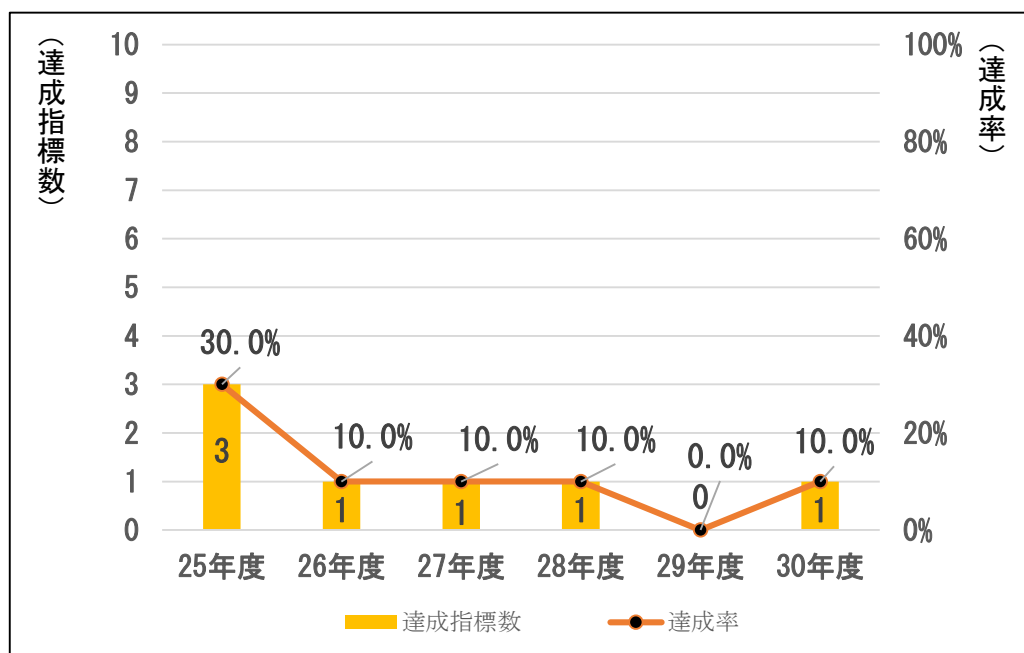
① 主な成果・活動指標

図表 第5章の主な成果・活動指標の達成状況

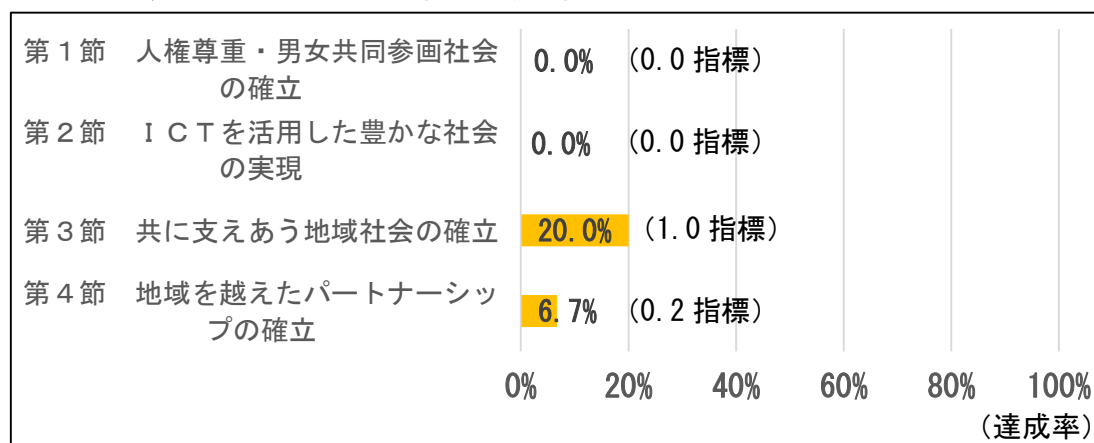
施策	全体指標数	25年度(2013)	26年度(2014)	27年度(2015)	28年度(2016)	29年度(2017)	30年度(2018)	平均
第1節 人権尊重・男女共同参画社会の確立	1指標	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0.0指標(0.0%)
第2節 ICTを活用した豊かな社会の実現	1指標	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0.0指標(0.0%)
第3節 共に支えあう地域社会の確立	5指標	2指標(40.0%)	1指標(20.0%)	1指標(20.0%)	1指標(20.0%)	0指標(0.0%)	1指標(20.0%)	1.0指標(20.0%)
第4節 地域を越えたパートナーシップの確立	3指標	1指標(33.3%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0指標(0.0%)	0.2指標(6.7%)
第5章の平均	10指標	3指標(30.0%)	1指標(10.0%)	1指標(10.0%)	1指標(10.0%)	0指標(0.0%)	1指標(10.0%)	1.2指標(12.0%)

(上段は達成指標数、下段は達成率)

図表 第5章の主な成果・活動指標の達成状況(年度別・グラフ)



図表 第5章の主な成果・活動指標の達成状況(施策別・グラフ)



② ①の結果概要

ア 年度別

達成状況は、平成 25（2013）年度が最も高く、達成指標数は 3 指標、達成率は 30.0%でしたが、その後は減少傾向で推移し、平成 29（2017）年度の達成指標数は 0 となりました。平成 30（2018）年度の達成指標数は 1 指標、達成率は 10.0%となっています。

なお、6 年間で平均すると、達成指標数は 1.2 指標、達成率は 12.0%となっています。

イ 施策別

第 3 節の「共に支えあう地域社会の確立」が 20.0%と最も高くなっており、次いで第 4 節の「地域を越えたパートナーシップの確立」が 6.7%となっています。

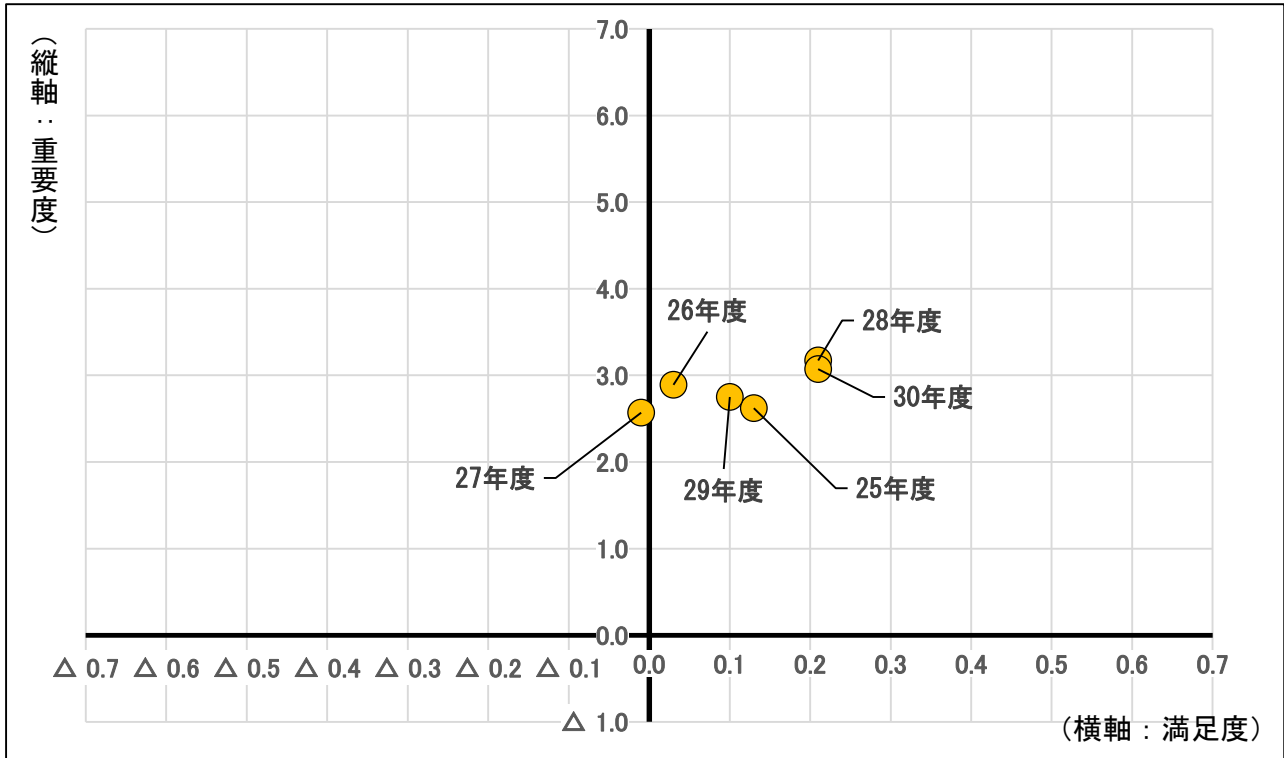
一方、第 1 節の「人権尊重・男女共同参画社会の確立」、第 2 節の「ICT を活用した豊かな社会の実現」については、6 年間を通して達成率は 0%となっています。

③ 市民意識調査の結果

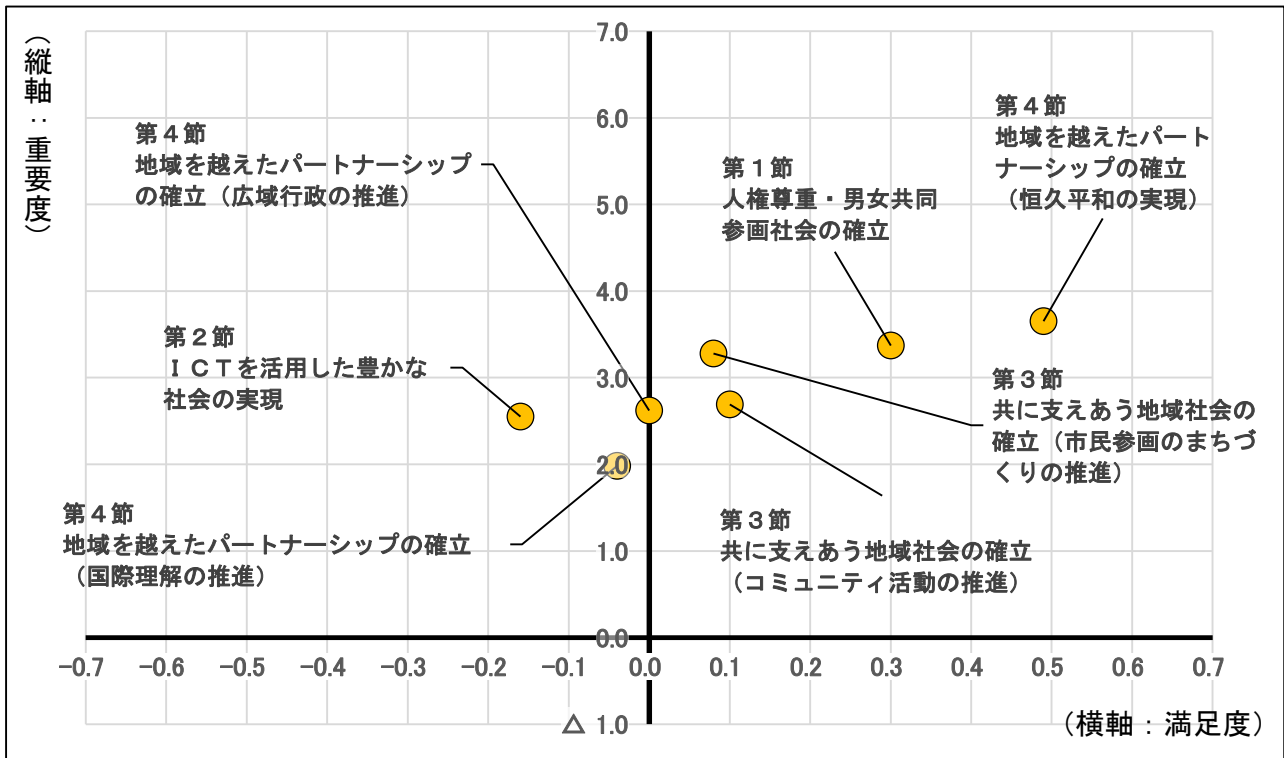
図表 第 5 章の市民意識調査の結果

年度		25 年度 (2013)	26 年度 (2014)	27 年度 (2015)	28 年度 (2016)	29 年度 (2017)	30 年度 (2018)	平均
第 1 節 人権尊重・男女共同参画社会の確立	重要度	3.11 点	3.37 点	3.14 点	3.77 点	3.20 点	3.63 点	3.37 点
	満足度	0.36 点	0.21 点	0.20 点	0.41 点	0.37 点	0.26 点	0.30 点
第 2 節 ICT を活用した豊かな社会の実現	重要度	2.13 点	2.46 点	2.16 点	2.76 点	2.67 点	3.09 点	2.55 点
	満足度	0.02 点	△0.23 点	△0.28 点	△0.06 点	△0.24 点	△0.15 点	△0.16 点
第 3 節 共に支えあう地域社会の確立（コミュニティ活動の推進）	重要度	2.57 点	2.72 点	2.52 点	3.06 点	2.50 点	2.78 点	2.69 点
	満足度	0.08 点	△0.01 点	△0.05 点	0.23 点	0.07 点	0.28 点	0.10 点
第 3 節 共に支えあう地域社会の確立（市民参画のまちづくりの推進）	重要度	2.97 点	3.24 点	2.76 点	3.36 点	2.93 点	3.03 点	3.05 点
	満足度	△0.01 点	△0.02 点	△0.01 点	0.12 点	0.09 点	0.33 点	0.08 点
第 4 節 地域を越えたパートナーシップの確立（恒久平和の実現）	重要度	3.45 点	3.73 点	3.39 点	3.85 点	3.54 点	3.94 点	3.65 点
	満足度	0.40 点	0.39 点	0.34 点	0.63 点	0.51 点	0.69 点	0.49 点
第 4 節 地域を越えたパートナーシップの確立（国際理解の推進）	重要度	1.54 点	2.13 点	1.67 点	2.45 点	1.86 点	2.30 点	1.99 点
	満足度	0.08 点	△0.09 点	△0.13 点	0.04 点	△0.12 点	0.01 点	△0.04 点
第 4 節 地域を越えたパートナーシップの確立（広域行政の推進）	重要度	2.55 点	2.58 点	2.35 点	2.97 点	2.53 点	2.75 点	2.62 点
	満足度	△0.01 点	△0.03 点	△0.15 点	0.13 点	0.00 点	0.07 点	0.00 点
第 5 章の平均	重要度	2.62 点	2.89 点	2.57 点	3.17 点	2.75 点	3.07 点	2.85 点
	満足度	0.13 点	0.03 点	△0.01 点	0.21 点	0.10 点	0.21 点	0.11 点

図表 第5章の市民意識調査の結果（年度別・散布図）



図表 第5章の市民意識調査の結果（施策別・散布図）



④ ③の結果概要

ア 年度別

重要度については、平成 28（2016）年度が 3.17 点と最も高く、満足度については、平成 28（2016）年度及び平成 30（2018）年度が 0.21 点と最も高くなっています。

なお、6年間を平均すると、重要度は 2.85 点、満足度は 0.11 点となり、6年間の通算では、重要度はおおむね増加傾向い、満足度はおおむね横ばいで推移しているといえます。

イ 施策別

重要度については、第 4 節の「地域を超えたパートナーシップの確立（恒久平和の実現）」が 3.65 点と最も高くなっており、次いで第 1 節の「人権尊重・男女共同参画社会の確立」が 3.37 点、第 3 節の「共に支えあう地域社会の確立（市民参画のまちづくりの推進）」が 3.05 点となっています。

満足度については、第 4 節の「地域を超えたパートナーシップの確立（恒久平和の実現）」が 0.49 点と最も高く、次いで第 1 節の「人権尊重・男女共同参画社会の確立」が 0.30 点、第 3 節の「共に支えあう地域社会の確立（コミュニティ活動の推進）」が 0.10 点となっています。

重要度・満足度ともに、第 4 節の「地域を超えたパートナーシップの確立（恒久平和の実現）」が、第 5 章の中で最も高くなっています。

5. 施策別の総括

第四次基本計画における各施策について、各課調査及びヒアリングを実施し、各課における平成25（2013）年度以降の主な取組及び今後の主要課題と対策を取りまとめ、施策別に総括しました。

（1）施策1-1 学校教育の充実

◎施策のめざす姿

- 自ら学び考える力をつけて、豊かな人間性をそなえた児童・生徒が育っています。
- 小・中学校が、児童・生徒、教職員、住民の生命・身体・健康を守る施設になっています。

◎施策の体系

- 1-1-1 教育内容・方法の充実
- 1-1-2 特色ある教育活動の充実
- 1-1-3 特別支援教育の充実
- 1-1-4 学習環境の整備・充実
- 1-1-5 開かれた学校づくりの推進
- 1-1-6 学校教育施策の長期的な指針の策定

① 主な成果・活動指標の推移

指標名	目標設定時	実績値						目標値	
		平成23年度 (2011)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)		平成30年度 (2018)
1 学校教育の充実に対する市民の満足度		11.90%	15.80%	15.90%	14.60%	13.90%	18.80%	15.70%	21.90%
2 授業が楽しいと感じた児童・生徒の割合	小学校	73.80%	89.60%	—	77.20%	86.20%	86.60%	85.70%	83.80%
	中学校	61.40%	73.60%	—	85.50%	76.30%	74.10%	75.90%	71.40%
3 不登校児童・生徒の全児童・生徒に占める割合	小学校	0.38%	0.42%	0.42%	0.36%	0.42%	0.49%	0.72%	0.28%
	中学校	3.04%	2.96%	2.99%	2.94%	3.21%	3.58%	4.29%	2.94%
4 いじめを受けた児童・生徒の全児童・生徒に占める割合	小学校	0.46%	0.42%	0.53%	0.18%	0.33%	0.56%	0.81%	0.00%
	中学校	1.85%	0.65%	0.51%	0.57%	0.62%	1.04%	1.10%	0.00%

② 市民意識調査の結果

年度		25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	平均
第1節 学校教育の充実	重要度	6.35点	6.03点	6.11点	6.38点	5.71点	6.02点	6.10点
	満足度	△0.12点	△0.02点	△0.23点	△0.18点	0.17点	0.08点	△0.05点

③ 平成 25 (2013) 年度以降の主な取組

【教育指導課】

- 児童・生徒の学力の向上を図るため、少人数学習指導員等の人的配置事業、外部人材を活用した放課後等補習教室、研究奨励事業や教員研修等を実施した。
- 児童・生徒の豊かな人間性を養うため、「いじめ防止のためのシンポジウム」の開催、あいさつ強化の取組、教員研修の実施、学校連合行事及び中学校部活動への支援、「東大和市いじめ防止対策推進条例」の制定等を行った。
- 児童・生徒の体力の向上を図るとともに、健康を保持増進するため、外部人材を活用した体力向上に関わる特別授業を実施した。
- 魅力ある学校づくりを推進するため、校長のリーダーシップによる特色ある教育活動の充実、中学校区ごとの小中一貫教育の推進、「教育の日 東やまと」の開催等を行った。
- 児童・生徒にとって安全・安心な学校環境とするため、就学相談及び巡回相談体制の充実等を行った。
- 家庭・地域と連携した学校教育を推進するため、スクールソーシャルワーカーの配置・活用、スクールカウンセラー配置等による教育相談体制の充実、地域ボランティアの活用等を行った。
- 国が推進するGIGAスクール構想の実現に向けて、1人1台端末の導入及び校内におけるネットワーク環境の整備に関して、取組を進めた。

【保育課】

- 保育ニーズに対応するため、平成 28 (2016) 年度に、私立認可幼稚園 1 園 (大和富士幼稚園) を認定こども園とした。
- 私立認可幼稚園等に子どもを通園させている保護者の負担軽減のため、平成 27 (2015) 年度から、保護者に対する補助金を増額した。
- 私立認可幼稚園等に子どもを通園させている保護者の経済的負担軽減のため、令和元 (2019) 年 10 月から、幼児教育・保育の無償化を実施した。

【教育総務課】

- 教育の充実を図るため、平成 24 (2012) 年度に「東大和市学校教育振興基本計画」を、平成 30 (2018) 年度に「第二次東大和市学校教育振興基本計画」を策定した。
- 将来にわたり、児童・生徒にとって快適な教育環境を確保するため、「東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針 (案)」及び「東大和市立小・中学校再編計画 (案)」を策定した。
- 学校施設の計画的な保全及び環境改善を図るため、小・中学校全校で外壁改修工事、バスケットゴール等耐震化工事、特別教室等冷房設備設置工事を実施した。現在は、トイレ様式化工事、体育館空調設備設置工事に取り組んでいる。

【給食課】

- 老朽化や食物アレルギーのある児童・生徒へ対応するため、新しい学校給食センターを建設し、平成 29 (2017) 年度からは、個々食器の導入、アレルギー除去食等の対応を開始した。
- 新しい学校給食センターを活用し、新献立の提供や社会科見学を実施することにより、食育の推進に努めた。

④ 今後の主要課題と対策

【教育指導課】

- 児童・生徒の学力の一層の向上を図るため、これまでの取組の充実と併せて、各校の授業改善と新たな施策を検討・実施する必要がある。
- いじめ及び不登校防止対策、特別支援教育等を充実させるため、学校内における指導及び相談体制の充実に資する施策を検討・実施する必要がある。
- 児童・生徒の情報活用能力を育成するため、ICTを活用した学習活動の充実を図る必要がある。
- これからの時代に必要とされる外国語によるコミュニケーション能力を育成するため、英語教育の更なる充実を図る必要がある。
- 地域と連携した学校教育を推進していくため、コミュニティ・スクールの導入を促進していく必要がある。

【保育課】

- 幼稚園の利用者は、認可保育園等の利用者の増加と比べ減少しているため、幼稚園でも保育ニーズに対応できるよう、認定こども園化や一時預かり事業の推進等を検討する必要がある。
- 令和元(2019)年10月から、幼稚園においても、認可保育園等と同様に幼児教育・保育の無償化を実施しているが、認可保育園等と比較した場合、保護者に対する入園金等を始めとする経済的な負担の影響があるため、幼児期の教育・保育施設として、保護者がニーズに応じて幼稚園を選択しやすくなるよう、保護者への経済的な負担軽減策を検討する必要がある。

【教育総務課】

- 「東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針」及び「東大和市立小・中学校再編計画」を策定し、同方針等に基づき、具体的な対応の検討及び取組を進める必要がある。
- 多くの学校施設が建築から長期間経過しており、更新時期を迎えているため、学校施設の長寿命化に取り組む必要がある。

【給食課】

- 更なる食育の推進を図るため、各学校への食育資料や教材の提供、実施案の提示、栄養士の学校訪問等を行う必要がある。
- 地産地消の推進に向けて、学校給食における地場野菜の使用率を向上させるため、生産・使用時期や量等について、市内農家と更なる意見交換を行い、使用率の向上に努めていく必要がある。

(2) 施策 1-2 生涯学習の充実

◎施策のめざす姿

- いつでも、どこでも、誰でもが、集い、学び、行動することができます。
- 市民が、地域で学習の成果を活かしています。

◎施策の体系

- 1-2-1 生涯学習の支援
- 1-2-2 学習施設の整備
- 1-2-3 情報化の推進
- 1-2-4 公民館活動の充実
- 1-2-5 図書館活動の充実
- 1-2-6 郷土博物館事業の充実

① 主な成果・活動指標の推移

指標名	目標設定時	実績値						目標値	
	平成 23 年度 (2011)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和3 年度 (2021)	
1 生涯学習活動の充実に対する市民の満足度	27.90%	20.40%	21.10%	20.50%	22.60%	18.60%	18.20%	32.90%	
2 公民館に登録されている定期利用グループの数	407 グループ	407 グループ	411 グループ	417 グループ	404 グループ	420 グループ	406 グループ	407 グループ	
3 図書館の利用者数、貸出し冊数	利用者	189,531 人	183,757 人	192,060 人	194,073 人	190,285 人	186,862 人	183,289 人	199,000 人
	貸出し	753,398 冊	718,192 冊	733,505 冊	743,015 冊	722,976 冊	702,793 冊	686,070 冊	792,000 冊
4 郷土博物館の入館者数	46,217 人	47,445 人	50,935 人	50,355 人	51,207 人	49,512 人	53,588 人	48,528 人	

② 市民意識調査の結果

年度	25 年度 (2013)	26 年度 (2014)	27 年度 (2015)	28 年度 (2016)	29 年度 (2017)	30 年度 (2018)	平均
第 2 節 生涯学習の充実							
重要度	4.67 点	4.24 点	4.36 点	4.64 点	4.14 点	4.47 点	4.42 点
満足度	0.27 点	0.28 点	0.08 点	0.45 点	0.27 点	0.12 点	0.25 点

③ 平成 25 (2013) 年度以降の主な取組

【社会教育課】

- 市が実施している各種事業の内容を紹介し、市民の学習活動に役立てられるようにするため、「学びあいガイド」を毎年度発行した。
- 市民が自主的な学習会を行うことができるようにするため、市の関係職員を派遣する「ひがしやまと出前講座（多摩湖塾）」を毎年度実施した。
- 豊富な経験と優れた知識・技能を持つ方を指導者として登録し、その情報を提供することに

より、市民の多様な学習活動を支援するため、東大和市生涯学習人材バンク制度を運営した。

- 市民の自主的な社会教育活動を促進するため、社会教育関係団体連合会に対し補助金を交付し、活動を支援した。
- 市民の多様な学習ニーズに応えられるようにするため、郷土博物館で企画展示、各種講座等を実施するとともに、特色あるプラネタリウムの運営を行った。

【中央公民館】

- 公民館定期利用グループ数の維持のため、公民館講座後の自主グループ化を推進する取組を行った。

【中央図書館】

- 図書館資料管理の効率化と利用者サービスの向上のため、平成 31（2019）年度に、図書館システムを更新した。
- 図書館利用者サービスの向上のため、既に締結していた武蔵村山市及び東村山市に加え、平成 27（2015）年度に、立川市との図書館相互利用協定を締結した。
- 子ども読書活動を推進するため、平成 29（2017）年から「わらべうたのおはなし会」を実施する等、新たな事業を開始した。また、平成 30（2018）年 3 月に、第二次東大和市子ども読書活動推進計画（平成 30 年度～令和 4 年度）を策定した。
- 図書館利用者の資料要求に応えるため、平成 29（2017）年度から、国会図書館デジタル化資料送信サービスに参加した。

④ 今後の主要課題と対策

【社会教育課】

- 生涯学習に取り組む市民を増やすため、ひがしやまと出前講座（多摩湖塾）や東大和市生涯学習人材バンク制度等について、事業内容を工夫、充実する必要がある。
- 利用者が安全・快適に施設を利用できるようにするため、施設設備の修繕・改修等に計画的に取り組む必要がある。
- 魅力ある郷土博物館とするため、狭山丘陵の自然環境を生かした事業展開（オオムラサキを増やす会、雑木林の会との連携等）やプラネタリウム活用のための検討等に取り組む必要がある。

【中央公民館】

- 生涯学習を行う自主活動グループの数が減少傾向であるため、自主活動グループ結成を促進するための事業（公民館講座、活動グループへの支援等）の充実が必要である。
- 若い世代の公民館利用者が少ないため、イベントや講座等の事業内容について、若い世代が関心を持てるように検討する必要がある。
- 利用者が安全・快適に施設を利用できるようにするため、施設設備の修繕・改修等に計画的に取り組む必要がある。

【中央図書館】

- 図書館の利便性向上のため、地区図書館の開館日の増、開館時間の延長に取り組む必要がある。
- 利用者が安全・快適に施設を利用できるようにするため、施設設備の修繕・改修等に計画的に取り組む必要がある。

(3) 施策 1-3 青少年の健全育成

◎施策のめざす姿

- 青少年が健全に成長しています。

◎施策の体系

- 1-3-1 育成環境の整備
- 1-3-2 育成施設の管理
- 1-3-3 活動の充実と社会参加の促進

① 主な成果・活動指標の推移

指標名	目標設定時	実績値						目標値	
	平成 23 年度 (2011)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 3 年度 (2021)	
1 青少年の健全育成に対する市民の満足度	12.00%	10.60%	10.30%	9.90%	9.80%	9.80%	9.00%	20.00%	
2 青少年に対する社会環境や風紀のよさに対する市民の満足度	8.60%	13.60%	14.40%	12.60%	15.50%	13.00%	13.40%	18.60%	
3 犯罪少年(刑法犯)の検挙人員、触法少年(刑法犯)の補導人員及び特別法犯少年の検挙・補導人員	犯罪少年検挙人員	114 人	75 人	52 人	60 人	54 人	59 人	62 人	39 人
	触法少年補導人員	57 人	22 人	18 人	11 人	4 人	40 人	36 人	19 人
	特別法犯少年の検挙・補導人員	4 人	7 人	15 人	4 人	3 人	2 人	8 人	2 人

② 市民意識調査の結果

年度	25 年度 (2013)	26 年度 (2014)	27 年度 (2015)	28 年度 (2016)	29 年度 (2017)	30 年度 (2018)	平均
第 3 節 青少年の健全育成							
重要度	5.20 点	4.83 点	5.10 点	5.10 点	4.58 点	4.74 点	4.93 点
満足度	△0.32 点	△0.24 点	△0.37 点	△0.25 点	△0.12 点	△0.23 点	△0.26 点

③ 平成 25 (2013) 年度以降の主な取組

【青少年課】

- 青少年の非行・防止のため、毎年 7 月の青少年の非行・被害防止全国強調月間に、啓発活動を行った。
- 子ども・若者の育成支援のため、毎年 11 月の子ども・若者育成支援強調月間に、啓発活動を行った。
- 放課後に、子どもたちの安心・安全で健やかな活動場所を確保するため、市内小学校で放課後子ども教室を実施した。

【福祉推進課】

- 青少年の健全育成のため、毎年 7 月に、社会を明るくする運動主要事業等を行った。

④ 今後の主要課題と対策

【青少年課】

- 青少年の健全育成を目的として活動している青少年対策地区委員会について、委員の高齢化等により、なり手不足となっているため、多くの方が継続して活動に取り組むことができるよう、検討する必要がある。
- 放課後子ども教室について、より円滑な事業の実施のため、教育委員会との連携を図るとともに、学童保育との一体化等、運営のあり方について検討する必要がある。

【福祉推進課】

- 社会を明るくする運動主要事業を多くの方に知ってもらうため、開催情報等の周知を強化する必要がある。

(4) 施策 1-4 市民文化の振興

◎施策のめざす姿

- 文化財が適切に保護されています。
- 市内の歴史・伝統、文化資源が適切に保存され、活用されています。
- 市民が、芸術・文化活動に親しんでいます。
- 文化・芸術活動を支える人材が育ちます。

◎施策の体系

- 1-4-1 文化活動の振興
- 1-4-2 郷土文化財の保存・活用
- 1-4-3 文化施設の整備

① 主な成果・活動指標の推移

指標名		目標設定時	実績値						目標値
		平成 23 年度 (2011)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和3 年度 (2021)
1	市民文化の振興に対する市民の満足度	21.00%	18.70%	19.20%	19.30%	20.10%	19.90%	18.90%	25.00%
2	文化財に係る講座、講習会への参加者数及び(仮称)東大和郷土美術園特別公開の入園者数	26 人	135 人	204 人	325 人	672 人	556 人	937 人	165 人
	(仮称)東大和郷土美術園特別公開の入園者数	696 人	754 人	771 人	650 人	3,900 人	1,394 人	1,269 人	870 人

② 市民意識調査の結果

年度		25 年度 (2013)	26 年度 (2014)	27 年度 (2015)	28 年度 (2016)	29 年度 (2017)	30 年度 (2018)	平均
第 4 節 市民文化の振興	重要度	3.10 点	3.13 点	3.03 点	3.72 点	3.05 点	3.26 点	3.22 点
	満足度	0.47 点	0.48 点	0.47 点	0.70 点	0.48 点	0.54 点	0.52 点

③ 平成 25 (2013) 年度以降の主な取組

【社会教育課】

- 平和の尊さを広く知ってもらうため、市の指定文化財である旧日立航空機株式会社変電所の公開を行うとともに、平成 31 (2019) 年度には、建物を保存するための実施設計を委託により実施した。
- 地域の文化財を広く知ってもらうため、平成 29 (2017) 年に登録有形文化財として登録された旧吉岡家住宅〔(仮称)東大和郷土美術園〕の公開を、文化財ボランティアとともに実施した。
- 地域の文化財を理解し、ふるさと・東大和の魅力を再発見してもらうため、文化財めぐり、狭山丘陵市民大学等の各種講座を行った。

【地域振興課】

- 市民の芸術文化活動の振興を図るため、指定管理制度による市民会館の管理・運営を行った。
- 利用者が安全・快適に施設を利用できるようにするため、指定管理者が持つ専門知識を活用し、市民会館の計画的な大規模修繕を実施した。
- 市民会館利用の利便性向上のため、チケットのインターネット予約・購入システムを導入し、インターネットによる空室照会、大・小ホール予約受付を可能とした。
- 市民会館と地域との連携を目的として、指定管理者が、うまかんべえ〜祭への参加や商工会を通じた地域活動等を実施した。

④ 今後の主要課題と対策

【社会教育課】

- 旧日立航空機株式会社変電所の保存のため、実施設計を進め、修復工事を進めるとともに、修復後の変電所を有効活用するため、展示計画等を立案する必要がある。
- （仮称）東大和市郷土美術園の環境整備のための方針を検討する必要がある。
- 編さん作業の途中である里正日誌は、残り3巻分の読み下し、刊行に向けて取り組む必要がある。

【地域振興課】

- 利用者が安全・快適に施設を利用できるようにするため、市民会館は、長期休館を伴う大規模修繕を含めた長期修繕計画の策定及び同計画に基づく修繕を行う必要がある。

(5) 施策1-5 スポーツ・レクリエーションの推進

◎施策のめざす姿

- 市民が、スポーツ・レクリエーションを楽しんでいます。

◎施策の体系

- 1-5-1 生涯スポーツの振興
- 1-5-2 スポーツ・レクリエーション活動の充実
- 1-5-3 情報・相談機能の充実
- 1-5-4 スポーツ施設の充実

① 主な成果・活動指標の推移

指標名	目標設定時	実績値						目標値	
	平成23年度 (2011)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和3年度 (2021)	
1 スポーツ・レクリエーション活動の推進に対する市民の満足度	15.60%	15.30%	19.00%	17.50%	18.60%	18.20%	17.50%	21.60%	
2 市民体育館の個人利用者数、団体利用件数	年間延べ個人利用者数 人	47,622	54,386	56,094	63,550	69,863	70,517	71,314	49,000
	年間延べ団体利用件数 件	5,550	5,917	5,684	5,675	5,865	5,737	5,701	5,800

② 市民意識調査の結果

年度	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	平均
第5節 スポーツ・レクリエーションの推進							
重要度	3.69点	3.52点	3.80点	3.84点	3.65点	3.77点	3.71点
満足度	△0.10点	△0.02点	△0.35点	0.29点	△0.10点	△0.01点	△0.05点

③ 平成25（2013）年度以降の主な取組

【社会教育課】

- スポーツ・レクリエーション活動を充実するため、ふれあい市民運動会、ロードレース大会、市民体育大会、多摩湖駅伝大会の各種スポーツ行事を実施した。
- スポーツの振興を図るため、東大和市体育協会等のスポーツ団体と連携し、各種事業を実施した。
- 市民がスポーツに親しむ機会を増やすため、スポーツ推進委員と連携し、各種事業を実施した。
- スポーツ環境を整備するため、指定管理制度による体育施設等の管理・運営を行った。

④ 今後の主要課題と対策

【社会教育課】

- スポーツは、健康寿命の延伸、孤立の防止、生きがい対策等に有効であると考えられるため、高齢者が気軽にスポーツに取り組むことができるようにする必要がある。

- 他の年代と比較してスポーツ実施率が低い 30 歳代～40 歳代のスポーツ実施率を高めるため、これらの年代にターゲットを絞った取組を進める必要がある。
- 市民が身近にスポーツに親しめる環境づくりを目指すため、スポーツ推進委員等の指導者を育成する必要がある。
- 利用者が安全・快適に施設を利用できるようにするため、施設設備の修繕・改修等に計画的に取り組む必要がある。

(6) 施策 2-1 保健・医療の充実

◎施策のめざす姿

- 市民が、心身ともに健康で生き生きと生活しています。
- 市民が、必要なときに、安心して医療を受けることができます。

◎施策の体系

- 2-1-1 健康づくりの推進
- 2-1-2 保健・予防対策の充実
- 2-1-3 保健・医療体制の充実
- 2-1-4 生活環境衛生の向上

① 主な成果・活動指標の推移

指標名		目標設定時	実績値						目標値	
			平成 23 年度 (2011)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)		平成 30 年度 (2018)
1	各乳幼児健康診査受診率	3～4 か月児健診	94.90%	95.60%	97.30%	95.20%	96.10%	95.70%	95.88%	94.90%
		1 歳 6 か月児健診	91.90%	92.60%	94.50%	94.80%	93.10%	94.80%	95.58%	91.90%
		3 歳児健診	90.40%	90.30%	91.80%	92.70%	93.80%	92.30%	93.68%	90.40%
2	各健(検)診受診率	胃がん検診	2.60%	2.20%	1.60%	1.10%	2.10%	2.20%	3.90%	9.60%
		肺がん検診	2.20%	2.40%	2.20%	1.30%	1.40%	2.00%	3.40%	17.20%
		大腸がん検診	6.00%	6.40%	7.20%	4.10%	2.50%	3.50%	4.50%	16.80%
		子宮がん検診	16.40%	16.90%	13.40%	6.50%	7.20%	8.60%	12.70%	23.90%
		乳がん検診	18.80%	21.80%	17.00%	10.50%	12.10%	12.80%	15.40%	19.00%
3	保健・医療の充実に対する市民の満足度	26.90%	25.60%	28.00%	27.05%	31.05%	30.60%	30.90%	34.90%	

② 市民意識調査の結果

年度		25 年度 (2013)	26 年度 (2014)	27 年度 (2015)	28 年度 (2016)	29 年度 (2017)	30 年度 (2018)	平均
第 1 節 保健・医療の充実	重要度	7.00 点	6.84 点	6.85 点	7.01 点	6.77 点	6.94 点	6.90 点
	満足度	0.38 点	0.49 点	0.39 点	0.87 点	0.78 点	0.87 点	0.63 点

③ 平成 25 (2013) 年度以降の主な取組

【健康課】

- がんの早期発見を目的に、平成 25 (2013) 年度から、胃がんリスク検査を開始した。
- 心の健康づくり施策として、平成 25 (2013) 年度から、メンタルチェックシステムの「心の体温計」を導入した。
- 健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標として、平成 26 (2014) 年度に、「東大和市健康増進計画」を策定した。
- 新型インフルエンザ等の感染症が及ぼす影響を最小とするため、平成 26 (2014) 年度に、「東大和市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

- 市民の健康づくりに役立てるため、平成 26 (2014) 年度から、「健康づくりカレンダー」を作成し、全戸配布を開始した。
- 子育て支援のため、平成 27 (2015) 年度から、育児情報や予防接種の記録管理が可能な市独自のアプリの配信を開始するとともに、「育児パッケージ」の配布を開始した。
- 祝日における急な歯の痛み等に対応できるようにするため、平成 27 (2015) 年度から、祝日等歯科応急診療事業を開始した。
- 検診の利便性の向上のため、平成 27 (2015) 年度から、一部の検診の相互乗り入れを、隣接する武蔵村山市・小平市と開始した。
- 不妊に悩む夫婦の精神的、経済的な負担の軽減を図るため、平成 27 (2015) 年度から、医療費助成の対象を男性不妊まで拡大し、さらに平成 31 (2019) 年度から、不妊検査及び一般不妊治療費の助成を開始した。
- 運動習慣の定着を図るため、平成 29 (2017) 年度に「健康づくりウォーキングマップ」を作成し、市内施設や事業等で配布を開始した。
- 骨髄移植の提供者及びドナーが勤務する事業所の負担軽減を図り、骨髄バンクの普及啓発を図るため、平成 30 (2018) 年度から、骨髄ドナー支援制度を開始した。

【環境課】

- 良好な衛生環境を維持するため、蚊の駆除委託を実施するとともに、蚊等の発生を抑制する薬剤の散布を行った。

④ 今後の主要課題と対策

【健康課】

- 健幸都市の実現のため、「東大和市健康寿命延伸取組方針」（平成 30 年度策定）に基づき策定したアクションプランにより、取組を進める必要がある。
- 市だけでなく、市民、企業、大学等の産官学民が連携し、サービスやものを共創するリビングラボなどを活用して、健康増進に関する取組を進める必要がある。
- 健康無関心層へのアプローチが健康格差の解消に重要であるため、見える化、インセンティブの活用、データヘルスの活用に視点を置いた取組を行う必要がある。
- 高齢者の重症化予防及び介護予防が、健康寿命延伸に重要であるため、生活習慣病の発症及び重症化予防と、社会参加の場の確保について、一体的に取り組む必要がある。
- 小・中学生の虫歯の罹患率は低減傾向にあるが、依然都内においては高く、口腔の健康は全身の健康に影響するため、口腔機能の管理に関する取組を進める必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、「新しい生活様式・日常」の実践について、市民に対する意識啓発に取り組んでいく必要がある。

(7) 施策 2-2 高齢者保健福祉の推進

◎施策のめざす姿

- 高齢者が、健康で生きがいを持って生活しています。
- 地域で高齢者を支えています。
- 高齢者の意思が尊重され、介護サービスの種類と提供事業者の選択・決定ができ、それに基づく介護サービスが提供できています。

◎施策の体系

- 2-2-1 地域における安全・安心な生活の確保
- 2-2-2 地域社会を支えるネットワークの充実
- 2-2-3 社会参加と生きがいづくり
- 2-2-4 介護保険制度の円滑な実施

① 主な成果・活動指標の推移

指標名	目標設定時	実績値						目標値	
	平成 23 年度 (2011)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和3 年度 (2021)	
1 高齢者福祉の充実に対する市民の満足度	15.10%	15.40%	13.60%	12.60%	15.10%	18.40%	16.40%	24.10%	
2 高齢者のための福祉施設に対する市民の満足度	14.20%	13.30%	14.90%	12.60%	18.20%	16.30%	15.40%	24.20%	
3 地域における高齢者の見守りを行っている個人・法人・事業者の数	見守り声かけ活動協力者数	291 人	294 人	300 人	300 人	291 人	289 人	289 人	317 人
	緊急通報システム協力員数	69 人	84 人	54 人	40 人	25 人	25 人	24 人	75 人
4 地域における高齢者の見守りを行っている個人・法人・事業者の数	～大きな和～協力団体・事業者等の数	21 事業所	57 事業所	64 事業所	69 事業所	69 事業所	72 事業所	72 事業所	40 事業所
	高齢者見守りぼっくす事業活動協力者数	0 人	58 人	102 人	370 人	368 人	357 人	357 人	230 人

② 市民意識調査の結果

年度	25 年度 (2013)	26 年度 (2014)	27 年度 (2015)	28 年度 (2016)	29 年度 (2017)	30 年度 (2018)	平均
第 2 節 高齢者保健福祉の推進	重要度	6.27 点	6.14 点	6.00 点	6.16 点	5.60 点	6.04 点
	満足度	0.01 点	△0.09 点	△0.18 点	0.13 点	0.22 点	0.04 点

③ 平成 25 (2013) 年度以降の主な取組

【高齢介護課】

- 高齢者の地域貢献や社会参加を促すため、介護支援いきいき活動事業を実施した。
- 高齢者の在宅生活の安心を確保するため、高齢者の見守り支援を専門とした相談窓口を市内 3 か所に設置し、高齢者やその家族、地域住民等からの相談に応じ、必要な支援を行った。

- 市民が利用できるようにするため、特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターの施設整備費補助を行った。
- 介護保険法に規定する要介護又は要支援に該当しない 65 歳以上の在宅の高齢者の自立生活の助長、社会的孤独感の解消並びに家族等の身体的、精神的な負担の軽減を図るため、高齢者在宅サービスセンターにおいて、趣味生きがい活動、日常生活動作訓練、相談、養護、食事等のサービスを提供した。
- 高齢者の安否の確認、緊急通報手段の確保及び高齢者の日常生活を支援するため、高齢者福祉サービスの提供を行った。
- 市と市民が共同して制作した東大和元気ゆうゆう体操の普及のため、体操普及推進員養成講座を開催し、体操普及推進員を養成した。
- 東大和元気ゆうゆう体操等の普及を通して、運動習慣の定着と介護予防・健康寿命の延伸を目的に、東大和市介護予防リーダー会に対して支援を行い、また、定期的に介護予防リーダーの養成を図った。
- 介護予防活動への参加を促進し、高齢者の健康寿命の延伸と介護予防活動の活性化を図るため、平成 29（2017）年度から、介護予防活動に参加した 65 歳以上の方等に対してポイントを付与する元気ゆうゆうポイント事業を開始した。
- 高齢者福祉を推進するため、平成 26（2014）年度及び平成 29（2017）年度に、「東大和市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定した。
- 認知症の早期発見、早期対応を図るための事業を開始した。

【地域振興課】

- 市内に居住する 60 歳以上の方に憩いの場を提供するため、老人福祉施設（老人福祉館）の管理・運営を行った。

【福祉推進課】

- 東大和市社会福祉協議会が実施する見守り・声かけ活動、ふれあいなごやかサロン活動等を支援するため、補助金を交付した。

④ 今後の主要課題と対策

【高齢介護課】

- 高齢者人口の増加や医療制度改革による入院日数の短縮化等が見込まれるため、在宅医療・介護連携の推進を図る必要がある。
- 高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の増加も見込まれるため、認知症対策を更に進める必要がある。
- 高齢者の住み慣れた地域での生活を支え、安心して暮らせる環境を作るため、介護予防・日常生活支援総合事業を拡充する必要がある。
- 生活の基盤となる住まいについては、高齢者が自身の身体や経済状況に応じた選択ができるようにするため、高齢者の居住安定に係る施策との連携に取り組む必要がある。
- 要介護・要支援状態となっても、自宅での生活を希望する高齢者が増加していることから、居宅サービスの充実と社会参加の促進を図る必要がある。
- 認知症へ対応や身近な生活支援を不安に感じる介護者が、仕事をしながら安心して介護を続けられるようにするため、介護者の支援の強化に取り組む必要がある。
- 高齢者が医療、介護、住まい、生活支援等の各種サービスを包括的に受けることにより、日

常の生活圏域で暮らし続けることができるようにするため、医療と介護の連携だけではなく、市民による生活支援の仕組みも取り入れた地域包括ケアシステムの構築を推進する必要がある。

- 日常生活の悩み事等についての相談相手がいない高齢者の孤立を防ぐため、適切な支援につなげることのできる仕組みを整備する必要がある。
- 元気な高齢者の活用と、介護サービスの提供を担う人材不足等への対応として、国や東京都が実施している対策を補完するため、引き続き、就職相談会の開催や市認定ヘルパー制度の実施等に取り組む必要がある。
- 高齢者に対する支援は、同居家族の引きこもりへの対応等、他部署との連携が必要なケースがあるため、地域共生社会の理念の基に、高齢者福祉や障害者福祉等の従前の枠組みを超えて、支援に取り組む必要がある。

【地域振興課】

- 老人福祉施設は、東大和市公共施設等総合管理計画に基づき、適正配置に関する検討や改修等を行う必要がある。
- 安全で適正な業務管理を行うため、老人福祉施設の入浴施設の運営のあり方について、検討する必要がある。

(8) 施策 2-3 障害者福祉の推進

◎施策のめざす姿

- 障害者が、住み慣れた地域で自立して生活しています。

◎施策の体系

- 2-3-1 在宅福祉サービスの充実
- 2-3-2 障害者の権利擁護の向上
- 2-3-3 保健・医療・療育の充実
- 2-3-4 生活の安定・自立支援の促進
- 2-3-5 発達障害者や難病患者等への支援の充実
- 2-3-6 社会参加の促進
- 2-3-7 在宅生活を支える施設の整備・充実

① 主な成果・活動指標の推移

指標名	目標設定時	実績値						目標値
	平成 23 年度 (2011)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和3 年度 (2021)
1 介護給付費・訓練等給付費によるサービスを利用している障害者数	624 人	690 人	695 人	719 人	747 人	812 人	865 人	881 人
2 就労支援事業を経て、一般就労した障害者数	9 人	12 人	14 人	17 人	14 人	20 人	20 人	10 人
3 障害者福祉の充実に対する市民の満足度	11.80%	12.20%	12.00%	12.10%	13.80%	12.80%	14.70%	22.80%
4 障害者のための福祉施設に対する市民の満足度	14.20%	16.70%	17.40%	17.20%	16.90%	13.40%	14.60%	29.20%

② 市民意識調査の結果

年度		25 年度 (2013)	26 年度 (2014)	27 年度 (2015)	28 年度 (2016)	29 年度 (2017)	30 年度 (2018)	平均
第 3 節 障害者福祉の推進	重要度	5.45 点	5.33 点	5.49 点	5.56 点	5.07 点	5.47 点	5.40 点
	満足度	0.03 点	0.09 点	0.12 点	0.24 点	0.12 点	0.28 点	0.15 点

③ 平成 25 (2013) 年度以降の主な取組

【障害福祉課】

- 障害児の通所支援のため、児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、児童福祉法に基づくサービスへ移行した。
- 特別支援学校卒業生の日中活動の場として、平成 25 (2013) 年度に市内に新たに 2 か所の通所事業所を開設した。
- 障害者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、平成 26 (2014) 年度から平成 29 (2017)

年度までに、知的障害者グループホーム 14 人分を新たに整備した。

- 障害者が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス等利用計画の導入を進め、平成 28（2016）年度末までに、ほぼ全員の利用者に導入した。
- 障害者施策を適切に推進するために、平成 26（2014）年度に「第 3 次東大和市障害者計画・第 4 期東大和市障害福祉計画」を策定した。
- 発達障害児・者への切れ目のない支援体制を構築するため、平成 27（2015）年度に市内関係機関連絡会を組織した。
- 障害者の地域生活支援を担う拠点施設として、平成 28（2016）年に「総合福祉センター は〜とふる」を開設した。
- 障害児通所支援（放課後等デイサービス）の利用者増に対応するため、平成 29（2017）年度から平成 30（2018）年度までに、事業所を 3 か所整備した。
- 障害者施策を適切に推進するために、平成 29（2017）年度に「東大和市障害者総合プラン」を策定した。
- 障害者の重度化、高齢化を見据え、地域生活支援拠点等の整備に向けて、平成 31（2019）年度に、整備の基本方針を作成し、令和 2（2020）年度から整備に着手した。

【保育課】

- 言葉や運動の発達に偏りや遅れがある児童の発達支援のため、市立やまとあけぼの学園の運営を行った。

【福祉推進課】

- 地域福祉を担う拠点施設として、平成 28（2016）年に「総合福祉センター は〜とふる」を民設民営方式で整備した。

④ 今後の主要課題と対策

【障害福祉課】

- 障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、地域生活支援拠点等の整備、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築等、地域における支援体制を整備する必要がある。
- 障害の有無に関わらず、誰もがお互いを尊重し支えあう共生社会を実現するため、障害者差別解消法の周知や同法に基づく取組を進める等、障害者の権利擁護、理解促進を図る必要がある。
- 近年増加傾向にある障害児の支援を適切に行うため、重症心身障害児通所施設、児童発達支援センターの整備等、サービス提供体制の整備に取り組む必要がある。
- 障害者の経済的自立を促進するため、障害者就労施設における工賃アップや就労意欲の促進等、一般就労に向けた支援を強化する必要がある。
- 高次脳機能障害、難病患者、発達障害等の中で障害者手帳を所持していない方への支援の充実を図るため、相談体制・支援体制を整備する必要がある。

【保育課】

- 公設公営の児童発達支援事業所である市立やまとあけぼの学園について、施設の老朽化が進行しているため、東大和市第 5 次行政改革大綱及び推進計画に基づき、運営方法について、民間活力の導入を含めたあり方を検討する必要がある。

(9) 施策 2-4 児童福祉の推進

◎施策のめざす姿

- 保護者が生き生きと地域の中で子育てをしています。
- 子どもが心身ともに健やかに育っています。

◎施策の体系

- 2-4-1 保育体制の充実
- 2-4-2 子育て支援制度の充実
- 2-4-3 ひとり親家庭支援の充実
- 2-4-4 児童館活動・学童保育の充実

① 主な成果・活動指標の推移

指標名	目標設定時	実績値						目標値
	平成 23 年度 (2011)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和3 年度 (2021)
1 保育園待機児童数	64 人	14 人	4 人	7 人	3 人	24 人	48 人	0 人
2 学童保育所待機児童数	73 人	35 人	37 人	84 人	115 人	158 人	49 人	0 人
3 子育て支援の推進に対する市民の満足度	11.20%	13.60%	15.70%	12.00%	16.30%	19.70%	17.80%	21.20%
4 児童館、学童保育所、子どもの遊び場の環境や安全さに対する市民の満足度	21.30%	21.70%	21.00%	21.40%	25.40%	22.40%	22.80%	31.30%

② 市民意識調査の結果

年度		25 年度 (2013)	26 年度 (2014)	27 年度 (2015)	28 年度 (2016)	29 年度 (2017)	30 年度 (2018)	平均
第 4 節 児童福祉の推進	重要度	6.24 点	6.15 点	5.99 点	6.43 点	5.90 点	6.11 点	6.14 点
	満足度	△0.46 点	△0.10 点	△0.56 点	△0.11 点	0.17 点	0.17 点	△0.15 点

③ 平成 25 (2013) 年度以降の主な取組

【子育て支援課】

- 子育ての孤立化を防ぎ、保護者の心身の負担を軽減するため、子ども家庭支援センターと市内保育園 3 園の合計 4 か所で一時預かり事業を実施した。
- 子育ての孤立化を防ぎ、保護者の心身の負担を軽減するため、養育協力員宅での子どもショートステイ事業を実施した。
- 地域の子育てを支援するため、子ども家庭支援センター、市内保育園 3 園、児童館 6 館の合計 10 か所で、子育てひろば事業を実施した。
- 乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境を整備するため、市内の公共施設や民間施設

に「赤ちゃん・ふらっと」を設置した。

- 社会福祉協議会が実施する「さわやかサービス」に新たな機能を加え、予防対応型の包括的な相談支援体制の構築を図るため、「東大和市ファミリー・サポート・センター」を設置した。
- 平成 23（2011）年 11 月から実施している、地域で事業活動をしている事業所等の協力による高齢者を対象とした「東大和市高齢者見守りネットワーク～大きな和～」について、令和 2（2020）年 1 月から、見守りの対象を子どもにも拡大し、子ども及び高齢者の安全安心や虐待の未然防止、早期発見を図るため、事業所等・社会福祉協議会・市の 3 者による協定を締結した。
- 地域の子育てを支援するため、社会福祉協議会が実施する「こども食堂活動費特別助成事業」に対し、補助金を支出することにより、市における子ども食堂の活動支援を行った。

【保育課】

- 待機児童を解消するため、認可保育園・小規模保育施設・家庭的保育施設の新設、その他既存園の定員拡大、大和富士幼稚園・こども学園の認定こども園化等を実施した。
- 保育士等の確保のため、保育士等の処遇改善に係る事業や宿舍借り上げ補助等の福利厚生に係る事業を実施した。
- 待機児童が認可外保育施設（認証保育所を含む）を利用した場合の費用負担を軽減するため、認可外保育施設利用者に対する補助金交付事業を実施した。
- 保育園等を利用している保護者の負担軽減のために、病児・病後児保育事業において、保育園等で体調不良になった児童を保護者に替わりお迎えに行く、送迎サービス事業を開始した。
- 認可保育園等に子どもを通園させている保護者の経済的負担軽減のため、令和元（2019）年 10 月から幼児教育・保育の無償化を実施した。

【青少年課】

- 学童保育所の待機児童を解消するため、公設公営施設を 1 施設、民設民営施設を 2 施設開館した。また、定員の弾力的運用により受入れ枠を拡大するとともに、児童館によるランドセル来館事業を実施した。
- 学童保育所の指導の充実として、段階的に指導員の配置数を 2 人体制から 3 人体制とした。
- 学童保育所の利用の充実として、利用利用対象を小学校 6 年生まで拡大するとともに、開所時間を 18 時から 19 時へ延長して、利用者の要望に応えた。
- 民間事業者の創意工夫により、保護者からのニーズの高い新たなサービスを導入すること等を目的として、令和 2（2020）年 4 月から、学童保育所の運営業務を民間事業者に委託した。

④ 今後の主要課題と対策

【子育て支援課】

- 核家族化が進むなか、子育てに対する不安や精神的な負担を抱える保護者が増えているため、子育てに対する不安解消や精神的負担軽減のための支援を行うことが必要である。
- 全ての子どもが健やかに成長できるよう、子育てに関する総合的な相談や事業を実施するとともに、家庭・地域・行政が連携して子育て機能を高めるためのシステムづくりや場の提供が重要となっている。
- ファミリー・サポート・センター事業、子どもショートステイ事業について、サービスを提供するための担い手が不足している現状がある。今後、担い手の継続活動を保持するとともに

に、新たな担い手の確保に向けた取組について検討する必要がある。

- 子育て中の保護者が抱える問題は多様化・複雑化しており、よりきめ細かに対応するため、福祉等の他部門との連携を進める必要がある。
- 子ども家庭支援全般に係る業務及び要保護等児童等への支援業務を担う子ども家庭総合支援拠点については、子ども家庭支援センターでその機能を担っており、母子保健法に基づく子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）については、保健センターでその機能を担っているが、国からは、同一の主担当機関が2つの機能を担い一体的に支援を実施することが求められている。

【保育課】

- 待機児童数ゼロの実現に向け、施設整備や保育士確保等の待機児童対策に引き続き取り組むとともに、待機児童数ゼロの達成後は、その維持継続に向けた取組の必要がある。
- 施設整備を行っても、保育士を確保できなければ待機児童は減少しないため、喫緊の課題として、保育士の確保に取り組む必要がある。
- 市立狭山保育園の施設の老朽化が進行しているため、東大和市第5次行政改革大綱及び推進計画に基づき、運営方法等について、民間活力の導入を含めた今後のあり方を検討する必要がある。

【青少年課】

- 学童保育所は、保護者の就労増により、今後も需要の増加が見込まれるため、引き続き民間事業者の力を活用して、事業に取り組む必要がある。
- 学童保育所では、支援を要する児童が増加している。受託事業者との委託契約仕様書において、専門研修への参加等を通じた受託事業者職員の資質の向上を適切に求めていく必要がある。
- 学童保育所のより円滑な事業の実施のため、学校施設内への施設の設置、放課後子ども教室との一体化等、運営のあり方について検討する必要がある。

(10) 施策 2-5 社会保障の充実

◎施策のめざす姿

- 市民が安心して健康な生活をおくっています。
- 市民が自立した生活ができるよう、健康で文化的な最低限度の生活が保障されています。

◎施策の体系

- 2-5-1 国民年金制度の充実
- 2-5-2 国民健康保険制度の充実
- 2-5-3 後期高齢者医療制度の充実
- 2-5-4 公的扶助制度の充実

① 主な成果・活動指標の推移

指標名	目標設定時	実績値						目標値
	平成 23 年度 (2011)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和3 年度 (2021)
1 社会保障の充実に対する市民の満足度	12.40%	12.40%	12.80%	13.20%	14.30%	13.90%	16.20%	22.40%

② 市民意識調査の結果

年度		25 年度 (2013)	26 年度 (2014)	27 年度 (2015)	28 年度 (2016)	29 年度 (2017)	30 年度 (2018)	平均
第5節 社会 保障の充実	重要度	6.72 点	6.18 点	6.10 点	6.31 点	6.15 点	6.43 点	6.32 点
	満足度	△0.76 点	△0.57 点	△0.65 点	△0.26 点	△0.44 点	△0.34 点	△0.50 点

③ 平成 25 (2013) 年度以降の主な取組

【保険年金課】

- 国民健康保険被保険者のために、疾病の重症化や合併症の予防に重点を置いた「東大和市国民健康保険データヘルス計画（第1期、第2期）」を策定した。
- 国民健康保険被保険者の健康と長寿に資するため、「東大和市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第2期、第3期）」を策定し、生活習慣病に関する健康診査及び保健指導を実施した。
- 後期高齢者医療保険料の収納率向上及び納付機会の拡大のために、コンビニエンスストア納付を導入した。
- 後期高齢者医療歯科健診を開始した。
- 年金生活者支援給付金の受付を開始した。

【福祉推進課】

- 戦没者遺族の福祉向上のため、旧軍人等援護事業を行った。
- 低所得世帯への支援のため、受験生チャレンジ支援貸付事業申請手続委託事務を行った。
- 災害等で被害にあった世帯への支援のため、災害見舞金支給事業を行った。

【生活福祉課】

- 生活保護の適正な実施のため、生活に困窮する市民に対し、その程度に応じて必要な保護を行った。
- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の就労、その他自立に関する相談支援業務を行うため、「東大和市暮らし・しごと応援センター そえる」を設置し、関係機関等と連携して支援を行った。

④ 今後の主要課題と対策

【保険年金課】

- 国民健康保険の安定的な運営には、財政の健全化が必要であるため、国民健康保険税率等の見直しや保健事業の実施による医療費の適正化等を行う必要がある。
- 国民健康保険被保険者の健康の保持・増進のため、従来の医療給付とともに、リスク別にターゲットを絞った保健事業や、予防に重点を置いた保健事業に注力する必要がある。
- 後期高齢者医療制度の被保険者の健康増進や医療費適正化等を図るため、国において進めている高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の施行について、検討する必要がある。

【福祉推進課】

- 戦没者弔慰金や災害見舞金の支給事務を適切に行うため、関係機関との連携が必要である。

【生活福祉課】

- 生活保護の医療扶助の適正化を図るため、被保護者健康管理支援事業を行う必要がある。
- 生活保護の被保護者の自立を助長するため、ケースワーカーと就労支援員が連携して取り組む被保護者就労準備支援事業の充実を図る必要がある。

(11) 施策 2-6 地域福祉の推進

◎施策のめざす姿

- それぞれの地域で安心して暮らせるよう、市民や地域の団体、事業者等がお互いに協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組んでいます。

◎施策の体系

- 2-6-1 形成基盤の整備
- 2-6-2 自主活動の支援
- 2-6-3 福祉の環境づくりの推進
- 2-6-4 福祉のまちづくり

① 主な成果・活動指標の推移

指標名	目標設定時	実績値						目標値
	平成 23 年度 (2011)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 3 年度 (2021)
1 地域福祉の推進に対する市民の満足度	9.40%	11.50%	10.90%	10.60%	13.20%	12.20%	11.60%	14.40%
2 地域で福祉活動を行うボランティアグループの数	20	19	19	19	19	19	21	30

② 市民意識調査の結果

年度		25 年度 (2013)	26 年度 (2014)	27 年度 (2015)	28 年度 (2016)	29 年度 (2017)	30 年度 (2018)	平均
第 6 節 地域福祉の推進	重要度	4.11 点	4.05 点	4.19 点	4.71 点	4.33 点	4.62 点	4.34 点
	満足度	0.10 点	△0.09 点	0.01 点	0.22 点	0.14 点	0.11 点	0.08 点

③ 平成 25 (2013) 年度以降の主な取組

【福祉推進課】

- 地域福祉を推進するため、平成 27 (2015) 年度に、「第五次東大和市地域福祉計画」を策定した。
- 東大和市社会福祉協議会の運営に対する支援を行うため、補助金を交付した。

【都市計画課】

- 「東京都福祉のまちづくり条例」に基づく届出の受理等に関する事務を行った。

④ 今後の主要課題と対策

【福祉推進課】

- 民生委員・児童委員のなり手が不足していることから、なり手の確保のため、関係機関と協力して地域の福祉ボランティアの確保に取り組む必要がある。
- 地域福祉の中核的な推進役である社会福祉協議会との連携強化を図る必要がある。

- 近年増加している引きこもりへの対応は、生活福祉や障害福祉等、複数の部署が関与しなければならないケースが多いため、相談対応体制の整備に取り組む必要がある。

(12) 施策3-1 勤労者福祉の向上

◎施策のめざす姿

- 雇用が確保され、勤労者福祉が向上しています。

◎施策の体系

3-1-1 就労の安定

3-1-2 勤労者福祉の充実

① 主な成果・活動指標の推移

指標名	目標設定時	実績値						目標値
	平成23年度 (2011)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和3年度 (2021)
1 勤労者福祉の向上に対する市民の満足度	6.70%	9.00%	10.20%	9.50%	10.80%	8.40%	10.90%	11.70%
2 完全失業率	4.80%	4.20%	3.80%	3.60%	3.20%	2.90%	2.60%	3.80%

② 市民意識調査の結果

施策	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	平均	
第1節 勤労者福祉の向上	重要度	5.55点	5.14点	5.09点	5.25点	4.87点	5.08点	5.16点
	満足度	△0.58点	△0.29点	△0.41点	△0.09点	△0.37点	△0.07点	△0.30点

③ 平成25(2013)年度以降の主な取組

【産業振興課】

- 市民及び周辺住民の雇用機会の確保のため、市と立川公共職業安定所が共同で設置している「東大和市就職情報室」を通じて、就労支援を行った。また、人事担当者と求職者が直接面接を行う「東大和市就職面接会」及び「地域就職面接会」を開催した。
- 市民を中心とした地域のシニア世代と、市内のセブン・イレブン・ジャパン各店舗の求人をマッチングさせるため、「シニア向けお仕事説明会」を開催した。
- 市内に居住している中小企業勤労者の市民生活向上を図るため、東大和市中小企業勤労者生活資金融資制度を実施した。

④ 今後の主要課題と対策

【産業振興課】

- 市民及び周辺住民の雇用機会の確保のため、これまでの実績等を整理しながら、引き続き関係機関と連携し、就職面接会等の機会を創出していく必要がある。
- 東大和市就職情報室は、利用者数が減少傾向となっているため、利用者数の維持、増加を図る必要がある。また、近隣自治体の就職情報室と連携することも検討する必要がある。
- 東大和市中小企業勤労者生活資金融資制度は、更なる活用を促進するため、制度の周知状況や活用に至らない理由を分析する必要がある。

(13) 施策3-2 消費生活の充実

◎施策のめざす姿

- 市民が安心して消費生活をおくっています。

◎施策の体系

- 3-2-1 消費生活への支援の充実
- 3-2-2 消費者保護の充実
- 3-2-3 環境に配慮した消費生活の普及

① 主な成果・活動指標の推移

指標名	目標設定時	実績値						目標値
	平成23年度(2011)	平成25年度(2013)	平成26年度(2014)	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和3年度(2021)
1 消費生活相談処理件数	441件	471件	449件	308件	313件	239件	359件	341件
2 消費生活に対する市民の満足度	9.00%	12.20%	10.20%	10.30%	13.00%	11.60%	12.30%	15.00%

② 市民意識調査の結果

施策		25年度(2013)	26年度(2014)	27年度(2015)	28年度(2016)	29年度(2017)	30年度(2018)	平均
第2節 消費生活の充実	重要度	3.95点	4.41点	4.45点	4.50点	4.09点	4.43点	4.31点
	満足度	△0.14点	△0.34点	△0.35点	0.05点	△0.17点	0.02点	△0.16点

③ 平成25(2013)年度以降の主な取組

【地域振興課】

- 消費者被害の未然防止、必要な情報の提供及び被害救済のため、専門相談員3人を置き、消費生活相談による問題解決に向けた助言・指導等を行った。
- 消費生活に係る知識の向上のため、消費者講座・見学会・出前寄席及びパネル展を開催し、消費生活だよりを発行した。
- 消費者被害の防止のため、東京都消費者行政推進交付金を活用した啓発資料等を活用し、市民の意識啓発を図った。
- 市民の多重債務問題の解決に向けて、司法書士による多重債務相談を実施した。
- 葬儀に関する市民の経済的負担を軽減するため、市内の8業者と市民葬儀協定を締結し、市内の3業者と斎場の利用協定を締結した。
- 家庭で利用されていない生活用品の有効利用と資源の再利用を図るため、生活用品交換情報を市民に提供した。
- 東京都からの依頼に基づき都営住宅及び都民住宅の募集案内を配布し、地元割当募集の際は市民の入居希望者を募集し、入居予定者を決定した。
- 消費者の利益を保護し、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため、販売業者に立入

検査を行った。

④ 今後の主要課題と対策

【地域振興課】

- 平成 28 (2016) 年度に整備した消費生活センターに気軽に相談できるようにするため、消費生活相談の需要がある年齢層に対して、重点的にPRに取り組む必要がある。
- 専門の知識や資格を持ち、かつ自治体における消費生活相談経験のある専門相談員の雇用が年々難しくなっているため、相談対応に関する環境整備に取り組む必要がある。
- 成人年齢が 18 歳へ引き下げられることに伴い、消費者被害の対象者が若者層にも広がることが懸念されるため、消費者被害の防止について、高齢者に加えて若者層に対する啓発に取り組む必要がある。

(14) 施策3-3 都市農業の振興

◎施策のめざす姿

- 農業者が、ブランド力のある農産物を生産しています。
- 市民が、農業に親しめる環境があり、農地が守られています。

◎施策の体系

- 3-3-1 農地の保全と活用
- 3-3-2 経営基盤の強化
- 3-3-3 ふれあい農業の推進
- 3-3-4 観光事業を活用した商業・工業との連携

① 主な成果・活動指標の推移

指標名	目標設定時	実績値						目標値
	平成23年度 (2011)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和3年度 (2021)
1 農業振興施策に対する市民の満足度	10.30%	12.50%	10.80%	11.00%	11.50%	10.90%	12.00%	16.30%

② 市民意識調査の結果

施策		25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	平均
第3節 都市 農業の振興	重要度	3.13点	3.52点	3.51点	3.62点	3.36点	3.60点	3.46点
	満足度	0.08点	0.02点	0.05点	0.17点	△0.15点	0.12点	0.05点

③ 平成25(2013)年度以降の主な取組

【産業振興課】

- 農業の振興を図るため、産業まつりを実施した。
- 地産地消の推進及び農地への理解を深めるため、農産物の収穫体験事業を実施した。
- 市民が農産物の育成の実態を学びつつ、農業に対する理解を深めるため、市民農園を開設した。
- 環境にやさしい農業推進事業を行う農業生産団体に対して補助金を交付するとともに、東京都エコ農産物認証者に対して補助金を交付した。
- 持続的かつ安定的な農業経営の確立に寄与するため、農業経営基盤強化促進法に基づき認定された農業者に対して補助金を交付した。
- 都市農業の継続及び近代化を図るため、農業者の団体に対して補助金を交付した。

④ 今後の主要課題と対策

【産業振興課】

- 市内農家のほとんどが兼業農家という状況の中、農地を保全していくため、生産緑地制度及び相続税納税猶予制度等の活用の促進、都市農業の役割を認識した後継者の育成に取り組む

必要がある。

- 農業経営の強化を図るため、農作物のブランド化による農業収益の向上等に取り組む必要がある。
- 市民の農業への理解を深めるため、市民農園の適正な維持管理、収穫体験事業の継続に引き続き取り組む必要がある。
- 地産地消を推進するため、農産物直売所の充実・強化・P R及び地元産野菜の学校給食への活用等を推進していく必要がある。

(15) 施策3-4 工業の振興

◎施策のめざす姿

- 既存企業が活動の安定と強化に力を入れ、新たに創業する企業も増えています。
- 地域とともに歩む企業が増えています。

◎施策の体系

- 3-4-1 経営安定・高度技術化の支援
- 3-4-2 住環境との調和
- 3-4-3 観光事業を活用した商業・農業との連携

① 主な成果・活動指標の推移

指標名	目標設定時	実績値						目標値
	平成23年度 (2011)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和3年度 (2021)
1 工業振興施策に対する市民の満足度	6.20%	7.10%	8.00%	7.20%	7.50%	7.30%	8.30%	12.20%

② 市民意識調査の結果

施策		25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	平均
第4節 工業の振興	重要度	2.85点	3.32点	3.28点	3.44点	3.30点	3.46点	3.28点
	満足度	△0.27点	△0.13点	△0.25点	△0.16点	△0.34点	△0.17点	△0.22点

③ 平成25(2013)年度以降の主な取組

【産業振興課】

- 商工業の振興を図るため、産業まつりを実施した。
- 新規事業者の創出のため、東大和市創業塾及び創業支援相談を実施した。
- 市内事業者の経営基盤強化を図るため、市内金融機関への融資あっせんを行った。
- 市内商工業の総合的な発展を図るため、東大和市商工会に対して補助金を交付した。
- 市内工業事業者の後継者育成を図るため、東大和市商工会への補助を通じて「若手技術者育成事業」を行った。
- 市内建設事業の不況対策として、地域経済の振興を図るため、東大和市住宅・店舗リフォーム資金補助事業を行った。
- 市民の利便性を図るため、住宅等の増改築及び修繕工事について、施工事業者をあっせんする住宅増改築等あっせん事業を行った。

④ 今後の主要課題と対策

【産業振興課】

- 中小企業事業者の経営の安定のため、経営状況等の評価を実施して制度の利用が有効と判断された事業者に対し、運転資金や設備資金等の融資をあっせんする小口事業資金融資あっせ

ん制度を引き続き実施する必要がある。

- 新たな創業者を創出するために、創業に対する需要の把握や関係機関との連携を図り、東大和市創業塾や窓口相談等の実施に引き続き取り組む必要がある。また、創業融資のあっせん等、新たな取組の実施について、検討を行う必要がある。

(16) 施策3-5 商業の振興

◎施策のめざす姿

- 魅力ある商店が増えて、まちがにぎわっています。

◎施策の体系

- 3-5-1 商業環境の整備
- 3-5-2 経営安定化の支援
- 3-5-3 商店街活性化の促進
- 3-5-4 観光事業を活用した農業・工業との連携

① 主な成果・活動指標の推移

指標名	目標設定時	実績値						目標値
	平成23年度 (2011)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和3年度 (2021)
1 商業振興施策に対する市民の満足度	6.60%	8.30%	8.40%	6.30%	9.70%	9.00%	10.40%	15.60%

② 市民意識調査の結果

施策		25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	平均
第5節 商業 の振興	重要度	3.82点	3.80点	3.78点	3.98点	3.83点	4.08点	3.88点
	満足度	△0.73点	△0.81点	△1.00点	△0.56点	△0.88点	△0.85点	△0.81点

③ 平成25(2013)年度以降の主な取組

【産業振興課】

- 商工業の振興を図るため、産業まつりを実施した。
- 新規事業者の創出のため、東大和市創業塾及び創業支援相談を実施した。
- 市内商店街の活性化を図るため、国の交付金を活用した地方創生活気ある商店街づくり事業、東京都の補助金を活用した商店街チャレンジ戦略支援事業を行った。
- 市内事業者の経営基盤強化を図るため、市内金融機関への融資あっせんを行った。
- 市内商工業の総合的な発展を図るため、東大和市商工会に対して補助金を交付した。
- 市内商業者の創業時経費軽減等を図るため、東大和市商工会への補助を通じて「空き店舗活用事業」を行った。
- 市内公衆浴場の経営の健全化と市民生活の向上を図るため、公衆浴場機関設備費補助事業を行った。

④ 今後の主要課題と対策

【産業振興課】

- 新たな創業者を創出するため、創業に対する需要の把握や関係機関との連携を図り、東大和市創業塾や窓口相談等の実施に引き続き取り組む必要がある。

- 商業経営の強化を図るために、商店街補助事業の実施や活気ある商店街づくり事業等への支援に取り組む必要がある。
- 新規創業者がスムーズに創業できる環境をつくるため、創業に対する需要を把握し、商工会が実施する空き店舗活用事業への補助を行い、創業希望者に有益な情報提供を行う必要がある。
- 高齢化の進展により、今後、食料品等の生活用品の購入が困難な高齢者が増加していくと考えられるため、移動販売等高齢者向けの買物支援サービスの普及について、検討する必要がある。

(17) 施策3-6 観光事業の推進

◎施策のめざす姿

- 観光資源の掘り起こしが進み、観光資源が整備されています。
- まちの魅力を発信する取組みが進み、地域がにぎわい多くの観光客が来ています。

◎施策の体系

- 3-6-1 観光振興のための基盤整備
- 3-6-2 農業・工業・商業との連携
- 3-6-3 観光資源の発掘・創出
- 3-6-4 観光資源情報の発信

① 主な成果・活動指標の推移

指標名	目標設定時	実績値						目標値
	平成23年度(2011)	平成25年度(2013)	平成26年度(2014)	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和3年度(2021)
1 観光事業の推進に対する市民の満足度	未把握	6.40%	6.20%	5.50%	7.60%	6.50%	6.80%	14.70%

② 市民意識調査の結果

施策		25年度(2013)	26年度(2014)	27年度(2015)	28年度(2016)	29年度(2017)	30年度(2018)	平均
第6節 観光事業の推進	重要度	1.48点	1.58点	1.52点	2.08点	1.99点	2.02点	1.78点
	満足度	△0.48点	△0.72点	△0.49点	△0.52点	△0.58点	△0.59点	△0.56点

③ 平成25(2013)年度以降の主な取組

【産業振興課】

- 地域住民の交流と賑わいの創出及びグルメコンテストを通して、地元食材を活用した東大和らしいグルメの提供による東大和市の魅力発信を図るため、市民との協働による観光イベントとして、「うまかんべえ～祭」を実施した。
- 市の魅力ある観光資源を発掘・発信し、市の認知度及びイメージ向上を図るため、「まちフォトコンテスト」を実施した。
- 市内のスイーツ（和洋菓子、パン等）を取扱っている個店を巡りながら、市の魅力再発見を目指すとともに、参加店のPRや参加者の健康の維持・増進、事業を通じた交流人口の増加による地域活性化を図るため、「スイーツウォーキング」を実施した。
- 市内の観光スポットの紹介と受入観光客数の増加及び市内回遊の促進のため、「観光マップ」や「スイーツガイドブック」の発行及び「観光案内板」を設置した。
- 市の歴史、文化、自然等の観光資源について知識を深め、市内外の方に市の魅力を広める観光ボランティアガイドを養成するため、観光ガイド養成講座を開催し、観光ボランティアガイドの登録を行った。
- 多摩湖を擁する狭山丘陵の魅力をブランド化し、さらに「地域魅力」の向上を図る目的で設

立した狭山丘陵観光連携事業推進実行委員会に参画し、観光資源の発掘のために、狭山丘陵観光連携事業において、地域の観光資源の調査を実施するとともに、「狭山丘陵観光連携プラン」を策定した。

- 市の魅力発信、認知度の向上、市への愛着をもってもらうため、観光キャラクター「うまべえ」を活用し、市内外イベントへの参加及び着ぐるみの貸出しを行った。

④ 今後の主要課題と対策

【産業振興課】

- 農業・工業・商業の産業連携を図りながら、観光により地域を活性化するため、地場産品を活用したコラボレーション商品等の開発に向けた異業種交流の促進に取り組む必要がある。
- 観光資源の発掘・創出のため、地産品を利用した「うまかんべえ～祭」の入賞メニューを、新たなご当地グルメとなるようにマーケティングする必要がある。
- 農業・工業・商業の産業連携を図りながら、観光事業により地域を活性化するため、多様な関係者（市民、産業・行政・教育・金融機関に属する者）が参加する「観光地域づくりの舵取り役となる場（任意団体）」の構築について、検討する必要がある。
- 観光振興のための基盤整備の一環として、観光資源の有効活用を図るため、観光ボランティアガイドを増やすとともに、観光客にガイドを紹介する仕組みを構築する必要がある。
- 観光客誘致や市のイメージ定着に向けて、観光資源情報の効果的な発信を図るため、観光アプリケーションの活用や民間事業者との協力によるSNSの有効活用等に取り組む必要がある。
- 観光振興のための基盤整備の一環として、観光資源の有効活用を図るため、市民団体（観光ガイドの会）や都立狭山公園と連携した「待機型ガイド」の仕組みの構築について、検討する必要がある。

(18) 施策4-1 市街地の整備

◎施策のめざす姿

- 秩序のある計画的な土地利用がされています。
- 生活排水が適正に処理され、河川等の水質が良好に維持されています。

◎施策の体系

- 4-1-1 市街地の計画的な整備
- 4-1-2 面的整備の推進
- 4-1-3 協働の街づくり
- 4-1-4 下水道の整備

① 主な成果・活動指標の推移

指標名	目標設定時	実績値						目標値
	平成23年度(2011)	平成25年度(2013)	平成26年度(2014)	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和3年度(2021)
1 市街地の整備に対する市民の満足度	13.30%	18.70%	20.50%	17.90%	22.40%	20.00%	21.80%	21.30%
2 都市基盤の整備(下水道)に対する市民の満足度	24.90%	38.90%	35.20%	34.50%	38.60%	32.20%	35.90%	29.90%

② 市民意識調査の結果

年度		25年度(2013)	26年度(2014)	27年度(2015)	28年度(2016)	29年度(2017)	30年度(2018)	平均
第1節 市街地の整備(市街地の整備)	重要度	4.59点	4.28点	4.49点	5.07点	4.72点	5.08点	4.71点
	満足度	△0.22点	△0.06点	△0.24点	0.19点	△0.01点	0.25点	△0.02点
第1節 市街地の整備(下水道の整備)	重要度	5.00点	4.73点	4.93点	5.31点	5.17点	5.65点	5.13点
	満足度	1.78点	1.49点	1.57点	1.72点	1.32点	1.70点	1.60点

③ 平成25(2013)年度以降の主な取組

【都市計画課】

- 生産緑地法の一部改正に伴い、生産緑地の指定の促進及び保全のため、生産緑地地区の区域の規模要件を500㎡以上から300㎡以上とする条例を定めた。
- 良好な市街地の形成を図るため、「東大和市街づくり条例」に基づき、開発事業者と公共施設の整備などについて協議・調整し、近隣住民への周知を図った。
- 立野一丁目地区の面的整備のため、土地区画整理事業により道路、公園等の公共施設の整備を行った。

【下水道課】

- 公共下水道の整備促進を図るため、未整備地域の管路布設工事を実施した。
- 下水道未接続世帯へ公共下水道接続の必要性を周知した。

【総務管財課】

- 開発事業者等からの届出に基づき、土地利用の審査等を行った。

- 土地価格の指標を公開することを目的とした地価公示の閲覧事務を行った。
- 事業課の依頼により、道路やその他の用地とするため、事業用地等の取得を行った。

④ 今後の主要課題と対策

【都市計画課】

- 生産緑地及び特定生産緑地制度を活用し、引き続き農地の生産緑地としての保全を図っていく必要がある。
- 今後、人口減少・少子高齢化の進展による問題が顕在化すると見込まれる中、将来にわたって地域社会の活力を維持するために、市をあげて、駅周辺の整備等、人口減少の抑制を目標とした施策を展開していく必要がある。
- 将来的には、主要な駅周辺や身近な中心地に生活に必要な機能を集積させ、その徒歩圏に住宅市街地を誘導する等、「集約型の地域構造」への再編を目指すことについて、検討を進めていく必要がある。
- 新たに策定する総合計画の内容を踏まえ、「東大和市都市マスタープラン」の改定について、検討する必要がある。

【下水道課】

- 下水道未接続世帯解消のため、接続に向けた依頼を行う必要がある。
- 公共下水道の普及率を100%とするため、引き続き下水道整備を実施する必要がある。
- 一部の下水道管路施設はすでに標準耐用年数（50年）に達しており、今後、多くの下水道管路施設が標準耐用年数を迎えることから、施設の適切な維持管理、老朽化対策、計画的な更新に取り組む必要がある。
- 空堀川流域の南部地域については、地形的に雨水排除が困難な場所があるため、東京都及び関係市と共に広域的な流域雨水幹線整備に取り組む必要がある。併せて、公共下水道雨水事業を実施する必要がある。

(19) 施策 4-2 良好な住宅環境の形成

◎施策のめざす姿

- 快適で質の高い住宅地が維持されています。

◎施策の体系

- 4-2-1 特性に応じた住宅市街地の整備
- 4-2-2 人や環境にやさしい住宅の整備

① 主な成果・活動指標の推移

指標名	目標設定時	実績値						目標値
	平成 23 年度 (2011)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 3 年度 (2021)
1 住宅の広さに対する市民の満足度	56.20%	59.40%	58.50%	60.00%	64.80%	61.00%	61.20%	56.20%
2 日当たりや風通しに対する市民の満足度	72.60%	67.80%	66.10%	68.00%	74.40%	72.10%	71.90%	72.60%

② 市民意識調査の結果

年度		25 年度 (2013)	26 年度 (2014)	27 年度 (2015)	28 年度 (2016)	29 年度 (2017)	30 年度 (2018)	平均
第 2 節 良好な住宅環境の形成	重要度	4.80 点	4.32 点	4.74 点	5.08 点	4.52 点	5.20 点	4.78 点
	満足度	0.56 点	0.59 点	0.55 点	0.77 点	0.59 点	0.86 点	0.65 点

③ 平成 25 (2013) 年度以降の主な取組

【都市計画課】

- 新青梅街道拡幅事業に伴い、芋窪六丁目・上北台一丁目地区地区計画及び沿道の用途地域等の地域地区の変更について都市計画決定した。
- 東京街道団地の建替事業を契機として、地域の課題に対応するため、東京街道団地地区地区計画及び用途地域等の地域地区の変更について都市計画決定した。
- 建築物の耐震改修の促進を図ることを目的として、平成 27 (2015) 年に「東大和市耐震改修促進計画」を改定した。
- 「東大和市耐震改修促進計画」に基づき、旧耐震基準による木造住宅に対する耐震診断費及び耐震改修費の助成を行い、耐震化の促進に努めた。また、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化にも努めた。

【総務管財課】

- 市営住宅の適正な維持管理のため、退去後の住宅の撤去を実施した。

④ 今後の主要課題と対策

【都市計画課】

- 人口減少を抑制し、地域の活力を維持するための住宅施策について、全庁的に検討していく

必要がある。

- より良い住環境整備の指針とするため、新たに策定する総合計画に基づき、「第3次東大和市住宅マスタープラン」を策定する必要がある。
- 空き家等対策を総合的かつ計画的に推進していくため、空き家対策計画を策定する必要がある。
- 住宅市街地における安全性を確保し、市民が安全で安心して暮らすことのできるような居住環境の整備に努める必要がある。
- 地区計画の決定により、土地利用の方針に沿った整備を誘導し、成果を挙げているため、地区計画のさらなる活用を図っていく。
- 高齢者、障害者といった住宅確保要配慮者が住宅に困窮しないように、住宅確保に関する啓発活動などに努める必要がある。
- 「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づき、昭和58年以前に建築され、かつ、居住の用に供する独立部分の数が6以上のマンションについて、適正管理を支援していく必要がある。

【都市計画課・総務管財課】

- 市営住宅について、「東大和市公共施設等マネジメント行動計画」に基づく「市営住宅のあり方に関する方針」に沿った管理運用を図っていく必要がある。

(20) 施策4-3 都市景観の形成

◎施策のめざす姿

- 美しい景観や街並みが引き継がれています。

◎施策の体系

- 4-3-1 自然や歴史を活かした景観づくり
- 4-3-2 景観軸の形成

① 主な成果・活動指標の推移

指標名	目標設定時	実績値						目標値
	平成23年度 (2011)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和3年度 (2021)
1 人や環境にやさしいまちづくりに対する市民の満足度	18.80%	18.40%	22.00%	21.60%	21.60%	21.70%	22.90%	25.80%
2 市民の定住意向	72.40%	71.50%	69.60%	70.50%	73.10%	69.20%	69.20%	72.40%

② 市民意識調査の結果

年度		25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	平均
第3節 都市景観の形成	重要度	3.60点	3.56点	3.48点	4.09点	3.53点	3.94点	3.70点
	満足度	0.34点	0.40点	0.45点	0.68点	0.57点	0.70点	0.52点

③ 平成25(2013)年度以降の主な取組

【都市計画課】

- 平成29(2017)年度に作成した「健康づくりウォーキングマップ」において、市内にあるモニュメント(美術工芸品)及び東やまと20景を紹介し、PRに努めた。
- 良好な都市景観の形成のため、市内に27体あるモニュメントの維持管理を行った。
- モニュメントを多くの方に知って親しんでもらうため、「モニュメントマップ」を作成し、モニュメント及び東やまと20景のPRに努めた。

④ 今後の主要課題と対策

【都市計画課】

- 良好な街並み景観の形成だけではなく、人口減少を抑制するための住宅施策の視点も踏まえながら、建築物の高さ制限に関して、全庁的に検討する必要がある。
- 地域に根ざした民話・伝承・歴史・事物をテーマに設置されているモニュメントについては、地域への愛着心を育み、文化にあふれた都市を目指すため、適切に管理する必要がある。
- 市制施行20周年を記念して制定された「東やまと20景」は、市内に残したい景観として、引き続き保全・保存していく必要がある。

(21) 施策4-4 道路・交通の整備

◎施策のめざす姿

- 市民の生活スタイルに必要な移動手段が確保されています。
- 誰もが安全で使いやすい道路が整備されています。

◎施策の体系

- 4-4-1 道路の整備
- 4-4-2 駐輪場・駐車場の整備
- 4-4-3 公共交通サービスの充実
- 4-4-4 交通安全対策の推進

① 主な成果・活動指標の推移

指標名	目標設定時	実績値						目標値
	平成23年度 (2011)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和3年度 (2021)
1 都市基盤の整備(道路・交通の整備)に対する市民の満足度	18.20%	20.10%	21.70%	18.60%	21.10%	21.10%	22.80%	26.20%
2 道路・交通の安全対策に対する市民の満足度	27.30%	28.60%	23.20%	29.70%	29.10%	28.60%	32.80%	37.30%

② 市民意識調査の結果

年度		25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	平均
第4節 道路・交通の整備(道路の整備)	重要度	5.44点	5.23点	5.31点	5.08点	5.46点	5.63点	5.36点
	満足度	△0.79点	△0.57点	△0.78点	△0.68点	△0.87点	△0.41点	△0.68点
第4節 道路・交通の整備(公共交通の整備)	重要度	5.06点	4.66点	4.86点	5.53点	5.17点	5.36点	5.11点
	満足度	△0.66点	△0.27点	△0.82点	△0.58点	△0.83点	△0.51点	△0.61点

③ 平成25(2013)年度以降の主な取組

【土木課】

- 橋りょう長寿命化修繕計画を策定し、計画に沿った橋りょう修繕及び点検を行った。
- 市内幹線道路の住環境の向上と車両の安全走行を確保するため、車道の舗装補修工事を行った。
- 歩道の縦断勾配や車道との段差を改善するため、市道3路線の歩道改良工事を行った。
- 視覚障害者に正確な歩行位置と歩行方向を案内するために、道路整備工事に併せて、視覚障害者誘導用ブロックを設置した。
- 歩道のバリアフリー化を図るため、道路整備工事において、マウントアップ形式の歩道から、セミフラット形式の歩道に改良を行った。
- 通学路の安全確保を図るため、道路整備工事において、歩道の拡幅を行うとともに、ガード

パイプの設置を行った。

- 受益者負担の適正化、自転車等駐車場の環境改善、自転車利用の抑制等の課題に対応するため、「東大和市自転車等の駐車対策に関する総合計画（平成 26 年度策定）」、「各駅周辺の公共自転車等駐車場整備計画（平成 28 年度策定）」に基づき、それまで市が無料で運営していた自転車等駐車場の再整備等を行い、平成 29（2017）年から、自転車等駐車場の有料化を実施するとともに、放置自転車対策を強化した。
- 幹線道路に、自転車ナビマークの設置を促進した。
- 通学路の安全確保を図るため、通学路合同点検を実施し、交通安全施設の設置や補修を行った。
- 「東大和市交通安全計画」に基づき、「高齢者の交通安全の確保」「自転車の安全利用の推進」「二輪車の安全対策の推進」「飲酒運転の根絶」の 4 つを重点課題として掲げ、諸施策に努めた。

【都市計画課】

- 交通の安全性の向上及び災害に強い街づくりのため、立川都市計画道路 3・5・20 号東大和武蔵村山線の事業認可区間の整備を完了した。
- コミュニティバス（ちょこバス）の利便性を高めるため、平成 27（2015）年、ルートが長大で、1 時間 30 分間隔であった循環ルートを、コンパクトにし 1 時間間隔とした上で、東大和市駅及び玉川上水駅の駅前広場に乗り入れる往復ルートを新たに設定し、市役所停留所で乗り継ぎさせる見直しを実施した。
- より便利なちょこバスを目指して、平成 29（2017）年、市役所停留所での循環ルート外回りから往復ルート（玉川上水駅方面行）への乗継可能率を高めるためのダイヤ改正を実施した。
- 市民（地域）、運行事業者、市が協働して持続可能な地域交通を構築することを目指し、平成 28（2016）年に「東大和市コミュニティバス等運行ガイドライン」を策定し、同ガイドラインに基づき、平成 31（2019）年度に湖畔地域においてコミュニティタクシーの試行運行を実施した。

④ 今後の主要課題と対策

【土木課】

- 車いす使用者同士が安全にすれ違えるよう、原則として歩道の有効幅員 2.0m 以上を連続して確保する必要があるため、歩道幅員が狭い路線については、バリアフリー化と併せて歩道の拡幅を行う必要がある。
- 既存道路の老朽化が進んでいるため、不具合等を未然に防止できるよう、計画的な点検・修繕等に取り組む必要がある。
- 近年、子どもが犠牲となる悲惨な交通事故が発生している状況があり、通学路合同点検や未就学児が集団で移動する経路の点検による、より一層の対策の推進が必要である。
- 近年、高齢者の運転による交通事故が多発している状況があり、高齢者の運転免許証自主返納支援事業をはじめとする高齢者の交通安全の確保について、より一層の対策の推進が必要である。
- 自転車等駐車場の有料化を実施したが、放置自転車対策をはじめとする駅周辺の自転車等駐車場の環境整備に引き続き取り組む必要がある。
- 自転車利用のマナー向上については、主に 20 歳代から 50 歳代に対する啓発が不十分である

ため、特定の年齢層に情報が周知されるような取組を検討する必要がある。

【都市計画課】

- 都市計画道路は、市民生活や都市活動を支える最も基本的な都市基盤の一つであるため、継続して整備を進める必要がある。
- 高齢化の進展により、日常生活に必要な移動手段を持たない交通弱者が増加していくことが見込まれるため、ちょこバスを多くの市民が利用しやすい持続可能な移動手段としていく必要がある。
- コミュニティバス等運行ガイドラインに沿った取組を今後も推進していく必要がある。

(22) 施策 4-5 緑の保全・創出

◎施策のめざす姿

- 狭山丘陵や河川、水路、湧水、農地、樹林地など緑の資源が保全され、身近に自然とふれあうことができるまちになっています。
- 憩いの場・交流の場として、市街地の公園や緑地が整備されています。

◎施策の体系

- 4-5-1 ふるさとの緑と水をまもる
- 4-5-2 緑の拠点とネットワークをつくる
- 4-5-3 緑あふれるまちをつくる
- 4-5-4 市民・事業者・行政の協働

① 主な成果・活動指標の推移

指標名	目標設定時	実績値						目標値
	平成 23 年度 (2011)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和3 年度 (2021)
1 緑の保全・創出に対する市民の満足度	33.00%	27.50%	29.20%	27.70%	29.40%	28.80%	29.50%	37.00%
2 水や緑、公園など、自然環境がよいと感じている市民の割合	70.30%	69.10%	69.40%	69.00%	69.90%	72.10%	70.50%	70.30%

② 市民意識調査の結果

年度		25 年度 (2013)	26 年度 (2014)	27 年度 (2015)	28 年度 (2016)	29 年度 (2017)	30 年度 (2018)	平均
第 5 節 緑の 保全・創出	重要度	4.75 点	4.53 点	4.43 点	4.80 点	4.45 点	4.76 点	4.62 点
	満足度	0.95 点	1.17 点	1.13 点	1.18 点	1.15 点	1.21 点	1.13 点

③ 平成 25 (2013) 年度以降の主な取組

【土木課】

- 都市計画道路の整備において、高木及び低木の植栽を行った。
- 街路樹（高木）の老朽化により倒木等のおそれがあるため、市道第 8 号線の樹木の植え替え事業を行った。
- 街路樹（低木）が枯れることにより景観の悪化や道路横断の抑止効果が少なくなるため、補植を行った。

【環境課】

- 公園について、施設が老朽化しているため、「公園施設長寿命化計画」を策定し、公園施設の更新を図った。
- 緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、緑とオープンスペースに関する総合的な計画である「第二次東大和市緑の基本計画」を策定した。

④ 今後の主要課題と対策

【土木課】

- 市内の都市計画道路等に植樹している街路樹については、老木化・大木化や、道路の厳しい環境によって腐朽し、倒木等のおそれがあるため、今後、計画的に植替えを行う必要がある。

【環境課】

- 公園施設の安全性を確保するため、順次、公園施設の更新を図っていく必要がある。
- 樹木の高木化や老朽化が生じているため、計画的な樹木管理をする必要がある。
- 公園及び子ども広場の適正な維持管理を図るため、民間事業者へ委託することを含め、効率的な手法について検討する必要がある。
- 狭山緑地の保全を図るため、公有地化に向けて買収等を推進する必要がある。
- 狭山緑地には、トウキョウサンショウウオをはじめとする貴重な生物が生息しているため、これらの生息地の保全に取り組む必要がある。

【都市計画課】

- 農地を市街地の貴重な緑として積極的に保全・活用を図る必要がある。

(23) 施策4-6 防災・防犯体制の推進

◎施策のめざす姿

- 災害発生時の被害が、最小限に抑えられています。
- 犯罪の発生が抑制され、安全で安心して暮らせるまちとなっています。

◎施策の体系

- 4-6-1 防災体制の強化
- 4-6-2 震災に強いまちづくり
- 4-6-3 水害に強いまちづくり
- 4-6-4 消防力の強化
- 4-6-5 防犯対策の充実
- 4-6-6 国民の保護のための措置

① 主な成果・活動指標の推移

指標名	目標設定時	実績値							目標値
	平成23年度 (2011)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和3年度 (2021)	
1 防災体制の推進に対する市民の満足度	16.00%	17.40%	22.00%	17.70%	16.50%	17.20%	18.30%	25.00%	
2 防犯体制の推進に対する市民の満足度	13.00%	13.80%	15.70%	15.80%	14.90%	14.50%	16.40%	22.00%	
3 自主防災組織の組織数	30 団体	34 団体	36 団体	37 団体	38 団体	39 団体	41 団体	40 団体	

② 市民意識調査の結果

年度		25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	平均
第6節 防災・防犯体制の推進（防災体制の推進）	重要度	6.90点	6.16点	6.37点	6.70点	6.27点	6.67点	6.51点
	満足度	△0.13点	0.40点	0.16点	0.07点	△0.08点	0.03点	0.08点
第6節 防災・防犯体制の推進（防犯体制の推進）	重要度	6.47点	6.14点	6.38点	6.58点	6.18点	6.55点	6.38点
	満足度	△0.47点	△0.31点	△0.29点	△0.14点	△0.23点	△0.09点	△0.26点

③ 平成25（2013）年度以降の主な取組

【防災安全課】

- 消防団の大規模災害対応能力を向上させることを目的として、エンジンカッター等の救助用資機材を配備した。
- 火災や風水害等が発生した際、消防団が今後も円滑に対応できるようにするため、消防団詰所の改築、消防ポンプ自動車・可搬消防ポンプの更新を実施した。
- 火災が発生した際に使用する消防水利（公設消火栓・防火水槽）について、常時使用ができ

るよう適切に維持管理を行った。

- 火災が発生した際に使用する消防水利について、民間活力を導入し、開発行為に伴って適切に設置されるよう指導を行った。
- 災害が発生した場合の避難所運営のため、備蓄コンテナを1か所整備し、被害想定に基づく約3日分の備蓄食糧を確保したほか、授乳室等テント等の応急救護物資の備蓄を行った。
- 防災・防犯のために、不審者出没等、市民や子どもの安全に関する情報及び災害情報等を携帯電話・パソコンに電子メールで送信する安全安心情報送信サービスを実施した。
- 児童の安全確保のため、青色回転パトロールカーにより、小・中学校及び学童保育所等を中心に防犯パトロールを実施した。
- 児童の通学時の防犯のため、市立小・中学校等に通学する児童・生徒に防犯ブザーを貸与した。

【土木課】

- 東京都管理の空堀川管理用通路に、歩行者が夜間でも安全かつ安心して通行できるようにするため、街路灯を設置した。
- 生活道路において、照度が不足している箇所に、街路灯を設置し、市民等が安全・安心して通行できるよう努めた。

【下水道課】

- 雨水浸透施設（雨水浸透ます）及び雨水貯留槽の設置費用の補助を実施した。

【教育総務課】

- 通学路の安全確保を図るため、平成27（2015）年度及び平成28（2016）年度に、東京都の補助金を活用して、小学校10校の通学路に1校当たり5台ずつ計50台の通学路防犯カメラを設置した。
- 学校施設は、災害時に避難所として利用されるため、市内小・中学校全校にマンホールトイレを設置した。現在は、トイレ洋式化工事に取り組んでおり、中学校5校においては、発電機を併設する。

④ 今後の主要課題と対策

【防災安全課】

- 首都直下型地震の発生が高まるとともに、市内の一部が東京都から土砂災害警戒区域等に指定されたこと等を踏まえ、平成31（2019）年度に策定した「東大和市地域防災計画」に基づき、防災設備を計画的に整備し、備蓄品の確保や自主防災組織づくりを推進する必要がある。
- 火災が発生した際に使用する消防水利について、常時使用ができるよう適切に維持管理又は設置の指導を行う必要がある。
- 円滑に災害対応を行うため、消防団詰所の改築や消防ポンプ自動車・可搬消防ポンプの更新を行う必要がある。
- 消防施設のうち、老朽化が進んだ詰所や旧耐震基準の時期に建てた火の見やぐらがあるため、適切な維持管理又は除却を行う必要がある。
- 消防団の団員数について、定員に満たない状態が続いているため、消防団の魅力に関する情報発信等を通じて、加入者の増加に取り組む必要がある。
- 台風による避難情報は、より多くの市民へ伝える必要があるため、そのための取組について検討する必要がある。

- 子どもの安全確保の強化や高齢者の増加に伴う特殊犯罪の増加が懸念されるため、青色回転パトロールカーによる市内巡回、安全安心情報送信サービスを利用した速やかな不審者情報の周知を継続するとともに、より一層の防犯体制を整えていく必要がある。
- 防犯面では、地域コミュニティによる見守りを推進しつつ、今後の地域コミュニティの希薄化に備え、防犯カメラの設置場所の拡大について、検討する必要がある。

【下水道課】

- 雨水の地下への浸透や有効活用を促進し、水環境の保全及び雨水の流出抑制をいっそう推進するため、引き続き、雨水浸透施設（雨水浸透ます）及び雨水貯留槽の設置費用の補助制度を実施する必要がある。

(24) 施策4-7 ごみ減量とリサイクルの推進

◎施策のめざす姿

- ごみの発生が抑制されています。
- ごみの分別排出やリサイクルが適切に行われています。

◎施策の体系

- 4-7-1 推進体制の整備
- 4-7-2 ごみ減量化の推進
- 4-7-3 リサイクルの推進
- 4-7-4 廃棄物処理施設の整備

① 主な成果・活動指標の推移

指標名	目標設定時	実績値						目標値
	平成23年度 (2011)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和3年度 (2021)
1 市民1人1日当たりのごみ排出量	759.9g	760.8g	726.8g	684.4g	680.2g	671.6g	664.6g	680.0g
2 ごみの減量とリサイクルの推進に対する市民の満足度	25.00%	23.40%	28.70%	30.80%	30.10%	30.80%	30.50%	32.00%

② 市民意識調査の結果

年度		25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	平均
第7節 ごみの減量とリサイクルの推進	重要度	6.00点	5.64点	5.79点	5.81点	5.71点	6.28点	5.87点
	満足度	0.10点	0.08点	0.30点	0.33点	0.53点	0.50点	0.31点

③ 平成25(2013)年度以降の主な取組

【ごみ対策課】

- 廃棄物の減量を図るため、平成26(2014)年度から、収集体制の変更と家庭廃棄物(可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチック)の有料化を行った。
- リユースの促進のため、不用食器の回収、食品の回収、イベントにおけるこども服の無料交換会を実施した。
- リサイクルの促進のため、小型家電、携帯電話、インクカートリッジの拠点回収を開始した。
- 廃棄物の情報を発信するため、廃棄物広報紙(ごろすけだより)の発行とごみ分別アプリの配信を開始した。
- 可燃ごみからの紙類の分別を促進するため、雑紙回収袋を廃棄物広報紙とともに配布した。
- 民間事業者との協働による資源物の減量に取り組むため、株式会社セブン-イレブン・ジャパンと協定を締結し、平成31(2018)年度から、市内のセブン-イレブン全店舗にペットボトル自動回収機が設置された。

④ 今後の主要課題と対策

【ごみ対策課】

- 東京たま広域資源循環組合への焼却灰搬入量が、搬入配分量を超過しているため、可燃ごみの減量に取り組む必要がある。
- 将来にわたって廃棄物を安定的に処理するため、一部事務組合及び組織市との連携・協力のもと、廃棄物処理施設の機能の維持及び向上に努める必要がある。
- 高齢化の進展により、廃棄物の排出が困難な者が増加すると見込まれるため、その対策について検討する必要がある。
- 子どもたちに、廃棄物の削減や分別の意識を根付かせるとともに、保護者の意識を変えることも視野に入れて、子ども向けの環境学習に取り組む必要がある。
- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行により、地方公共団体の責務が規定されたことから、食品ロスの削減に取り組む必要がある。
- 拡大生産者責任の考え方に基づく取組をより一層進めるため、民間企業との連携に基づく施策を展開する必要がある。
- 事業系一般廃棄物の減量化について検討する必要がある。

(25) 施策 4-8 環境の保全

◎施策のめざす姿

- 市民、地域、事業者、行政が地球温暖化対策等環境負荷軽減への理解を深めています。

◎施策の体系

- 4-8-1 総合的環境行政の推進
- 4-8-2 環境保全対策の推進
- 4-8-3 近隣公害対策の推進
- 4-8-4 地球環境の保全
- 4-8-5 放射性物質拡散への対応

① 主な成果・活動指標の推移

指標名	目標設定時	実績値						目標値
	平成 23 年度 (2011)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和3 年度 (2021)
1 環境の保全に対する市民の満足度	13.30%	13.20%	15.30%	15.60%	17.80%	16.30%	17.10%	19.30%
2 騒音や振動、悪臭などの公害対策に対する市民の満足度	46.20%	51.50%	50.60%	49.70%	54.70%	53.40%	50.70%	50.00% 以上

② 市民意識調査の結果

年度		25 年度 (2013)	26 年度 (2014)	27 年度 (2015)	28 年度 (2016)	29 年度 (2017)	30 年度 (2018)	平均
第 8 節 環境 の保全	重要度	5.35 点	4.88 点	4.80 点	5.14 点	4.93 点	5.06 点	5.03 点
	満足度	0.04 点	0.09 点	0.28 点	0.45 点	0.32 点	0.46 点	0.27 点

③ 平成 25 (2013) 年度以降の主な取組

【環境課】

- 地球温暖化対策等環境負荷軽減への理解を深めるため、「環境市民の集い」、「産業まつり」等で啓発を行った。
- 市民のより良い生活環境を確保するため、生活騒音や悪臭等の相談を受け付けた。
- 市では、事業者として地球温暖化対策に取り組むため、「第三次東大和市地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス総排出量の削減に取り組んだ。

④ 今後の主要課題と対策

【環境課】

- 地球温暖化対策等環境負荷軽減を継続的に実施するため、新たな地球温暖化対策実行計画の策定及び計画に基づく実行が必要である。
- 温室効果ガスの排出量削減に向けては、市民、事業者のそれぞれが、ライフスタイルの見直しや環境に配慮した事業活動を行うよう、普及啓発に努める必要がある。

(26) 施策5-1 人権尊重・男女共同参画社会の確立

◎施策のめざす姿

- 人権に対する理解が深まり、すべての人がお互いを尊重しています。
- 男女が社会の構成員として、互いに尊重し、共に社会のさまざまな分野における活動に参画できています。

◎施策の体系

- 5-1-1 人権を尊重する社会の実現
- 5-1-2 互いの人権の尊重
- 5-1-3 男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実
- 5-1-4 あらゆる分野への男女共同参画
- 5-1-5 「仕事と生活の調和」の推進

① 主な成果・活動指標の推移

指標名	目標設定時	実績値						目標値
	平成23年度 (2011)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和3年度 (2021)
1 人権尊重・男女共同参画社会の確立に対する市民の満足度	11.80%	12.60%	11.20%	9.70%	12.80%	12.80%	10.60%	16.80%

② 市民意識調査の結果

年度	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	平均
第1節 人権尊重・男女共同参画社会の確立							
重要度	3.11点	3.37点	3.14点	3.77点	3.20点	3.63点	3.37点
満足度	0.36点	0.21点	0.20点	0.41点	0.37点	0.26点	0.30点

③ 平成25(2013)年度以降の主な取組

【総務管財課】

- 人権意識向上のため、人権週間(12月)にパネル展示を毎年実施した。
- 同和問題に関する他市及び関連団体との意見交換のため、同和問題意見交換会に参加した。
- 人権問題に関して東京都及び他自治体との情報共有のため、人権施策推進都市町村連絡会等に参加した。

【地域振興課】

- 「第二次東大和市男女共同参画推進計画」及び「同計画(改訂版)」に基づき、男女共同参画について理解が深まるよう、男女共同参画講座の開催等の事業に取り組んだ。
- 男女共同参画意識の向上のため、パネル展示等を実施し、広報及び啓発活動を行った。
- 市民との協働の観点から、情報誌「はーもにい」の編集委員を公募し、同情報誌を発行して、市報に折込み配布した。
- 市民が親しみを持って男女共同参画について考える機会を作るため、男女共同参画川柳を募集し、応募作品の表彰及び作品を活用したPRを行った。
- 令和3(2021)年度からの「第三次東大和市男女共同参画推進計画」の策定に向けた基礎資

料となる市民意識調査を実施し、同計画の骨子（案）を作成した。

④ 今後の主要課題と対策

【総務管財課】

- 市民の人権意識啓発をより効果的にするため、パネル展示だけでなく講演会等の実施に取り組む必要がある。

【地域振興課】

- 男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、令和3（2021）年度に「第三次東大和市男女共同参画推進計画」を策定し、市、市民、事業主がとともに、計画を実行していく必要がある。

(27) 施策5-2 ICT（情報通信技術）を活用した豊かな社会の実現

◎施策のめざす姿

- 個人情報が適切に保護されています。
- 情報通信技術を活用し、日常生活の中で豊かさを実感しています。
- 情報通信機器を利用して、各種行政手続きができます。

◎施策の体系

5-2-1 情報化推進計画の推進

5-2-2 行政サービスの電子化

① 主な成果・活動指標の推移

指標名	目標設定時	実績値							目標値
	平成23年度 (2011)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和3年度 (2021)	
1 情報化社会への対応に対する満足度	7.80%	9.80%	9.10%	7.00%	9.50%	9.30%	9.80%	13.80%	

② 市民意識調査の結果

年度	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	平均	
第2節 ICT を活用した豊かな 社会の実現	重要度	2.13点	2.46点	2.16点	2.76点	2.67点	3.09点	2.55点
	満足度	0.02点	△0.23点	△0.28点	△0.06点	△0.24点	△0.15点	△0.16点

③ 平成25（2013）年度以降の主な取組

【情報管理課】

- 公民館、市民センター利用者の利便性向上のため、インターネットで空き状況や予約ができる公共施設案内・予約システムを導入した。
- 災害時等に罹災証明書の発行等の業務を円滑に行うため、被災者生活再建支援システムを導入した。
- システムの安定稼働及び災害時等の対策のため、基幹系システムのサーバを外部データセンターに設置し、クラウド化した。
- 外部からのサイバー攻撃等のセキュリティ対策のため、東京都が運営する都区市町村情報セキュリティクラウドに参加した。
- インターネットと庁内ネットワークとのデータ移行時のセキュリティ強化のため、ファイル無害化システムを導入した。

④ 今後の主要課題と対策

【情報管理課】

- 国からの通知に基づきセキュリティクラウドやファイル無害化システムの導入等のセキュリティ強靱化対策を進めてきたが、更に国が求めるようなネットワークやクライアントに係

る対策を講じる必要がある。

- 自治体クラウドの導入の検討に当たっては、他市との共同利用となるため、当市と同じシステムを利用している市等と連携しながら、取り組む必要がある。
- ペーパーレス化等を進めるため、システム導入による削減効果も検証しながら、文書管理システムや庶務事務システムの導入を検討する必要がある。
- 市が保有するデータを自由に活用できるオープンデータとしてインターネットに公開しているが、さらにデータ項目を整理し、公開するデータを追加する必要がある。
- 限られた職員の中で行政サービスを効率的に提供するため、情報通信技術の発達を最大限活用し、行政手続きのオンライン化やA I（人工知能）技術を導入すること等について、検討する必要がある。

(28) 施策5-3 共に支えあう地域社会の確立

◎施策のめざす姿

- 自治会をはじめとする地域活動やボランティア、NPO（民間非営利活動団体）などの様々な市民の自主的な活動を促進するための体制が整備され、市民が積極的に参加しています。

◎施策の体系

5-3-1 地域活動の活性化

5-3-2 自主活動の促進

5-3-3 市民の力を活かした地域づくりの推進

① 主な成果・活動指標の推移

指標名		目標設定時	実績値						目標値
		平成23年度 (2011)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和3年度 (2021)
1	自治会の数、自治会に加入している世帯数、自治会への加入率	77箇所	75箇所	75箇所	74箇所	73箇所	72箇所	73箇所	77箇所
	自治会の数	13,118世帯	13,245世帯	13,101世帯	13,160世帯	12,957世帯	12,807世帯	12,540世帯	13,118世帯
	自治会への加入率	36.80%	36.10%	35.10%	34.80%	34.00%	33.30%	32.40%	36.80%
2	自主活動の促進に対する市民の満足度	7.20%	11.10%	11.30%	9.40%	12.40%	9.40%	11.40%	10.20%
3	市民参画のまちづくりの推進に対する市民の満足度	8.00%	10.60%	10.40%	9.20%	10.80%	11.00%	11.20%	14.00%

② 市民意識調査の結果

年度		25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	平均
第3節 共に支えあう地域社会の確立（コミュニティ活動の推進）	重要度	2.57点	2.72点	2.52点	3.06点	2.50点	2.78点	2.69点
	満足度	0.08点	△0.01点	△0.05点	0.23点	0.07点	0.28点	0.10点
第3節 共に支えあう地域社会の確立（市民参画のまちづくりの推進）	重要度	2.97点	3.24点	2.76点	3.36点	2.93点	3.03点	3.05点
	満足度	△0.01点	△0.02点	△0.01点	0.12点	0.09点	0.33点	0.08点

③ 平成25（2013）年度以降の主な取組

【地域振興課】

- 自治会間の情報提供・交換のため、自治会長等会議を開催した。
- 自治会活動の支援のため、自治会等への補助金の交付、市民センター・集会所等の先行予約、自治会向けの研修会を行った。
- 自治会活動の支援及びPRのため、自治会の手引きや自治会加入の案内等の作成及び配布、写真展を実施した。

- 自治会活動活性化のため、(一財)自治総合センターが実施する一般コミュニティ助成事業を活用し、備品等の無償譲渡を行った。
- ボランティア活動支援のため、社会福祉協議会が設置した東大和ボランティア・市民活動センターへ補助金を交付した。

④ 今後の主要課題と対策

【地域振興課】

- 自治会等の地域活動は、地域住民が安全安心で、豊かな暮らしを送るために重要な要素となるため、今後も自治会活動への支援を継続する必要がある。
- 高齢化、人口減少、世代の意思変化等により、自治会への加入率が減少しているため、少なくとも現状維持できるよう、自治会に対する支援を継続する必要がある。
- 東大和ボランティア・市民活動センターは、地域のボランティア活動の継続的な支援や地域住民や各ボランティア団体等の活動拠点としての役割を担っているため、今後もその活動を支援する必要がある。

(29) 施策5-4 地域を越えたパートナーシップの確立

◎施策のめざす姿

- 「東大和市平和都市宣言」に沿って市民が平和を大切にする思いを発信しています。
- 外国の文化や習慣を理解し、在住外国人との交流を深める機会を提供しています。
- 近隣市と連携して実施することが可能な行政の分野の施策を連携して取り組んでいます。
- 友好都市との間で交流が行われています。

◎施策の体系

5-4-1 恒久平和の実現

5-4-2 国際理解の推進

5-4-3 広域行政の推進

① 主な成果・活動指標の推移

指標名	目標設定時	実績値						目標値
	平成23年度 (2011)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和3年度 (2021)
1 恒久平和の実現についての施策に対する満足度	12.70%	13.00%	13.50%	13.60%	16.30%	15.50%		17.70%
2 国際交流・国際理解を深める施策に対する満足度	4.90%	9.20%	7.80%	5.60%	8.80%	7.30%		8.90%
3 広域行政の推進の施策(友好都市に関する施策を含む)に対する満足度	6.70%	8.80%	8.80%	6.30%	10.90%	8.00%		11.70%

② 市民意識調査の結果

年度	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	平均	
第4節 地域を越えたパートナーシップの確立(広域行政の推進)	重要度	2.55点	2.58点	2.35点	2.97点	2.53点	2.75点	2.62点
	満足度	△0.01点	△0.03点	△0.15点	0.13点	0.00点	0.07点	0.00点
第4節 地域を越えたパートナーシップの確立(恒久平和の実現)	重要度	3.45点	3.73点	3.39点	3.85点	3.54点	3.94点	3.65点
	満足度	0.40点	0.39点	0.34点	0.63点	0.51点	0.69点	0.49点
第4節 地域を越えたパートナーシップの確立(国際理解の推進)	重要度	1.54点	2.13点	1.67点	2.45点	1.86点	2.30点	1.99点
	満足度	0.08点	△0.09点	△0.13点	0.04点	△0.12点	0.01点	△0.04点

③ 平成 25 (2013) 年度以降の主な取組

【企画課・社会教育課】

- 戦争の悲惨さを広く訴えるとともに、平和について考える機会を提供するため、平和月間における啓発活動、平和市民のつどいの開催、戦争体験等をまとめた平和文集の発行等を行った。また、平成 27 (2015) 年に、戦争体験者の証言を記録した戦争体験記録映像を作成した。

【地域振興課】

- 外国人の支援のため、日本語ボランティア養成講座の実施、日本語ボランティア教室への支援、市が行う事業における通訳交流員派遣事業を実施した。
- 国際理解のため、国際理解講座を実施し、広報誌を発行した。
- 友好都市との交流を促進するため、宿泊や交流に係る費用の一部について友好都市交流促進補助事業を実施し、団体同士の友好のため、友好都市交流促進事業参加団体等補助事業を実施した。
- 友好都市の周知及び交流のため、うまかんべえ〜祭や産業まつり等、市のイベントでの喜多方物産販売を行った。また、友好都市を周知するため、喜多方市小中学生絵画展を実施した。

【福祉推進課】

- 毎年度、戦没者追悼式を実施した。

【中央公民館】

- 東大和市平和都市宣言の趣旨を継続するため、戦争と平和について考える見学会を実施した。

④ 今後の主要課題と対策

【社会教育課】

- 恒久平和の実現のため、引き続き平和意識の高揚を図る必要がある。

【地域振興課】

- 外国人が暮らしやすい地域づくりのため、外国人への偏見や差別をなくすための国際理解に関する啓発の実施のほか、日本語ボランティア活動への支援の継続が必要である。
- 今後、外国人の増加が見込まれることから、多文化共生社会の実現に向けて、外国人が地域でのつながりが持てるような環境形成が必要である。
- 外国人を取り巻く問題や課題は、言語や生活全般等多岐に渡る内容であると思われることから、多方面からの支援や整備が必要である。
- 喜多方市は、自然、観光名所、特産物が豊富な友好都市である。お互いの市で広い世代の住民交流が促進し、良好な関係をさらに発展させる情報・機会の提供が必要である。

【福祉推進課】

- 遺族会会員が年々減少傾向であるため、今後は遺族会と連携してどのような形で戦没者追悼式を実施していくか、検討に取り組む必要がある。

【中央公民館】

- 平和への意識の醸成を引き続き図っていく必要があるため、戦争と平和について学ぶ機会を設けていく必要がある。

6. 参考 第3編「適正な行財政運営の実現」の主な成果・活動指標の達成状況等

第四次基本計画では、第3編「適正な行財政運営の実現」において、第2編の分野別計画を推進していくための行財政運営にかかわる基本的な方針を示しており、3つの節ごとに、主な成果・活動指標を定めています。その達成状況については、以下のとおりです。

(1) 全体の状況

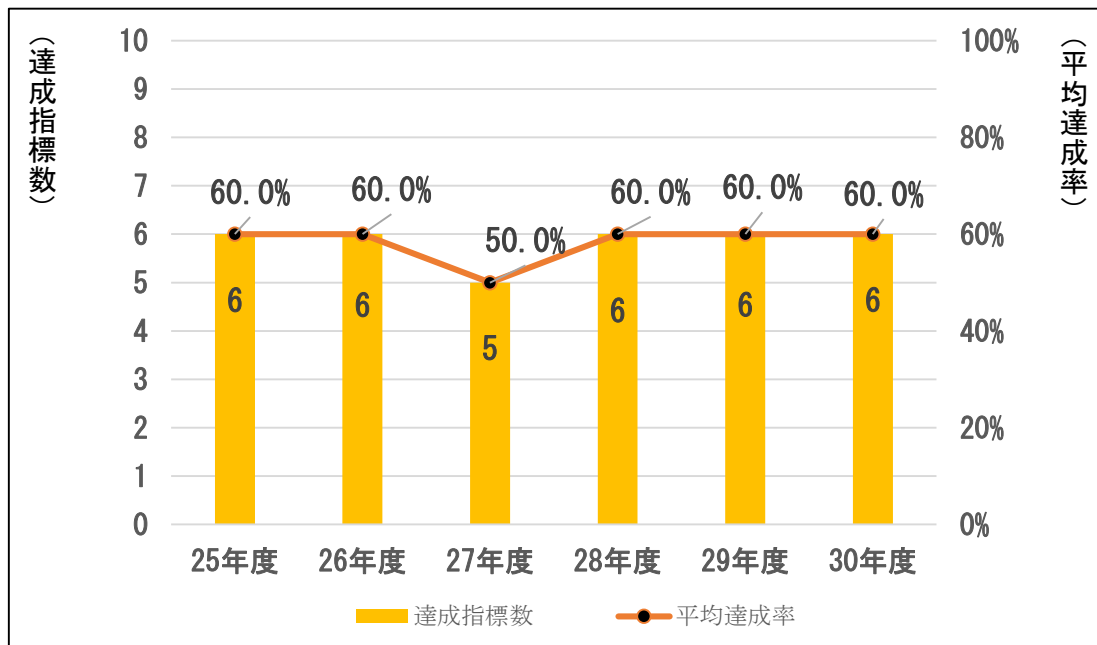
① 主な成果・活動指標

図表 第3編の主な成果・活動指標の達成状況（6年間・表）

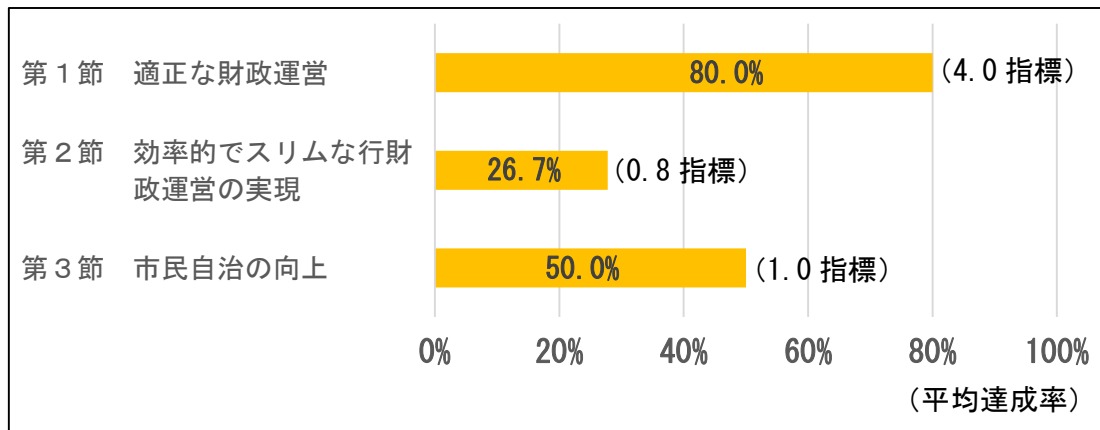
施策	全体指標数	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	平均
第1節 適正な財政運営	5指標	4指標 (80.0%)	4指標 (80.0%)	4指標 (80.0%)	4指標 (80.0%)	4指標 (80.0%)	4指標 (80.0%)	4.0指標 (80.0%)
第2節 効率的でスリムな行財政運営の実現	3指標	1指標 (33.3%)	1指標 (33.3%)	0指標 (0.0%)	1指標 (33.3%)	1指標 (33.3%)	1指標 (33.3%)	0.8指標 (26.7%)
第3節 市民自治の向上	2指標	1指標 (50.0%)	1指標 (50.0%)	1指標 (50.0%)	1指標 (50.0%)	1指標 (50.0%)	1指標 (50.0%)	1.0指標 (50.0%)
第3編の平均	10指標	6指標 (60.0%)	6指標 (60.0%)	5指標 (50.0%)	6指標 (60.0%)	6指標 (60.0%)	6指標 (60.0%)	5.8指標 (58.0%)

(上段は達成指標数、下段は達成割合)

図表 第3編の主な成果・活動指標の達成状況（年度別・6年間・グラフ）



図表 第3編の主な成果・活動指標の達成状況（節別・6年間・グラフ）



② 結果の概要

ア 年度別

達成状況は、6年間を通算してほぼ横ばいで推移しており、平成27（2015）年度を除く全ての年度において、達成指標数は6指標、達成率は60.0%となっています。

なお、6年間を平均すると、達成指標数は5.8指標、達成率は58.0%となっています。

イ 節別

第1節の「適正な財政運営」が80.0%と最も高くなっており、次いで第3節の「市民自治の向上」が50.0%、第2節の「効率的でスリムな行財政運営の実現」が26.7%となっています。

(2) 節別の主な成果・活動指標の推移

① 第1節 適正な財政運営

指標名	目標設定時	実績値						目標値
	平成23年度 (2011)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和3年度 (2021)
1 経常収支比率	90.70%	90.10%	91.10%	90.80%	92.70%	93.90%	94.40%	90.0%以内
2 実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—	早期健全化基準未滿
3 連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—	早期健全化基準未滿
4 実質公債費比率	2.20%	0.30%	-1.20%	-2.30%	-2.60%	-2.60%	-2.70%	早期健全化基準未滿
5 将来負担比率	—	—	—	—	—	—	—	早期健全化基準未滿

② 第2節 効率的でスリムな行財政運営の実現

指標名	目標設定時	実績値						目標値
	平成23年度 (2011)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和3年度 (2021)
1 職員1人当たりの市民の数	175.5人	182.4人	183.6人	181.1人	180.4人	180.8人	181.6人	189.0人
2 東大和市の行財政運営についての満足度	3.70%	3.40%	4.30%	4.20%	6.30%	6.20%	5.50%	8.70%
3 市の職員の窓口対応全体についての満足度	46.00%	58.50%	52.50%	47.50%	57.80%	55.70%	56.50%	50.00%以上

③ 第3節 市民自治の向上

指標名	目標設定時	実績値						目標値
	平成23年度 (2011)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和3年度 (2021)
1 市民参画のまちづくりの推進に対する市民の満足度	8.00%	10.60%	10.40%	9.20%	10.80%	11.10%	11.20%	14.00%
2 市のホームページへのアクセス件数(年間)	300,037件	539,705件	517,422件	647,596件	954,605件	2,488,547件	6,065,585件	403,000件

(3) 平成 25 (2013) 年度以降の主な取組と今後の課題等

① 平成 25 (2013) 年度以降の主な取組

市では、第四次基本計画の計画期間である平成 25 (2013) 年度以降、「東大和市第 4 次行政改革大綱」(計画期間：平成 24 年度～平成 28 年度) 及び「東大和市第 5 次行政改革大綱」(計画期間：平成 29 年度～令和 3 年度) に基づき、行政改革の推進に努め、一定の成果を上げています。

平成 25 (2013) 年度以降の行政改革に関する主な取組内容について、「東大和市第 5 次行政改革大綱」の区分ごとに整理すると、以下のとおりとなります。

ア 市民本位の行政サービスの推進 (利便性の拡大、質の高いサービス提供)

- 市民の利便性の向上を目的として、新たな公金納付方法を検討し、平成 26 (2014) 年度に、モバイルレジによる市税納付を開始し、平成 30 (2018) 年度に、クレジットカードによる市税納付を開始した。
- 市民の利便性の向上を目的として、平成 27 (2015) 年度に、住民票等のコンビニエンスストア交付を開始した。
- 広報活動の充実を図り、平成 29 (2017) 年度に、市公式ホームページをリニューアルし、平成 30 (2018) 年度に、市報を全面カラー化した。

イ 市民参加・協働推進のための環境整備 (多様な参加機会の創出)

- 重要な計画・条例等の制定の際に市民の意見を公募し、提出された意見を考慮して意思決定を行うことができるよう、平成 27 (2015) 年度から、パブリックコメント制度を実施した。

ウ 効果的・効率的な組織の整備と人材育成 (組織の整備、人材の育成)

- 職員の能力開発や組織の活性化などを目的として人事評価を実施し、人事評価結果について、平成 25 (2013) 年 7 月から昇給に反映し、平成 30 (2018) 年度から勤勉手当に反映した。

エ 持続可能な自治体経営のための行財政運営 (民間活力導入の推進、行政評価制度の推進、歳入の確保、歳出の削減、強固で弾力的な財政基盤の確立)

- 自主財源を確保するため、様々な媒体における有料広告導入について検討し、平成 27 (2015) 年度に、市民体育施設等のネーミングライツ (命名権) を導入した。
- 市立みのり福祉園について、民間活力の導入を検討し、平成 28 (2016) 年度に、民設民営方式により総合福祉センターは～とふるを整備して、市立みのり福祉園の事業を移管 (市立みのり福祉園を廃止) した。
- 学校給食の運営について、民間活力の導入を含めたあり方を検討し、平成 29 (2017) 年度からの新学校給食センターの稼動に合わせて、調理業務及び配膳業務を民間委託した。
- 使用料・手数料について、事業コストを踏まえた適正な水準を維持するための見直しを検討し、平成 29 (2017) 年度から、戸籍住民関係手数料等及びプラネタリウム観覧料を改定した。
- 市税等の徴収業務の効率化を推進し、収納率の向上を図るため、平成 30 (2018) 年 2 月から、納税管理業務及び徴収補助等業務を民間事業者へ委託した。
- 民間事業者の創意工夫により、保護者からのニーズの高い新たなサービスを導入すること等を目的として、令和 2 (2020) 年 4 月から、学童保育所の運営業務を民間事業者へ委託した。

- 市民サービスの向上等を目的として、令和2（2020）年4月から、市民部窓口業務等を民間事業者に委託した。
- 負担の公平性の確保と、財政の健全化を図ることを目的として、市税、国民健康保険税、介護保険料、保育料及び学童保育所育成料について、収納率の向上を図った。

② 今後の主要課題と対策

今後、社会・経済情勢の変化による新たな行政課題への対応や、ますます進展していく少子高齢化や人口減少の中で東大和市が持続可能な市政運営を行うためには、これまで以上に効果的・効率的な行財政運営を行っていく必要があります。

このため、今後も引き続き、「東大和市第5次行政改革大綱」に基づいて、効果的・効率的な行政運営に努め、不断の取組として行政改革を実行していく必要があります。